

昭和六十一年版

新愛知年鑑

14.4

1074

×
複写

14.4-1074



1200501209931



始



るれば喜で地戦

品問慰軍皇

てに文註御のりよ方地
受引御も送直のへ地現
信通卒何ばれすまし致
願程の命用御宛部賣販
すまげ上



座銀 野上
屋坂松



名古屋鐵道株式會社

名古屋、岐阜間
名古屋、豊橋間 **高速度電車**

|| 豊川行直通電車運轉 ||

沿線 豊川 稻荷 新舞子
案内 日本ライン 鳴海球場

取締役社長 **藍川清成**

取締役副社長 **神野金之助**

常務取締役 **須田博**

昭和十六年版



新愛知新聞社
知年鑑

新愛知新聞社發行



カメラは何でも



カメラとフィルム
写真器械

横井吉助商店

名古屋市西區御幸本町七丁目十番地
電話 本局(2)571番 575番

14.4
1074

小	大正天皇祭	新嘗祭	明治節	神嘗祭	秋季皇靈祭	天長節	昭和十六年	神武天皇祭	春季皇靈祭	地久節	紀元節	新年宴會	元始祭	四方拜	大
二	12月25日	11月23日	11月3日	10月17日	9月23日	4月20日	巳辛	4月3日	3月21日	3月6日	2月11日	1月5日	1月3日	三	
四	芒種	小滿	立夏	八十八夜	秋分	霜降	略曆	啓雨	水	午	初	立	節	五	
六	種	滿	夏	夜	雨	明	西曆一九四一年	蠶	水	午	初	立	節	七	
九	6月6日	5月21日	5月6日	5月2日	4月20日	4月5日	紀元二六〇一年	3月6日	2月19日	2月15日	2月4日	2月3日	1月20日	八	
十一	9月3日	12月22日	11月27日	11月23日	10月24日	10月9日	西曆一九四一年	8月23日	8月8日	7月23日	7月21日	7月7日	7月5日	十	
社	至	雪	雪	冬	降	露	白	處	立	大	土	小	牛	十二	
日	12月22日	12月7日	11月23日	11月18日	10月24日	10月9日	二	8月23日	8月8日	7月23日	7月21日	7月7日	7月5日	岸	
甲	9月5日	11月7日	10月21日	10月16日	9月27日	9月12日	十	8月23日	8月8日	7月23日	7月21日	7月7日	7月5日	彼	
日	13月16日	11月14日	10月28日	10月23日	9月14日	9月29日	日	8月23日	8月8日	7月23日	7月21日	7月7日	7月5日	日	
日	11月7日	10月21日	9月28日	9月23日	8月14日	8月29日	日	8月23日	8月8日	7月23日	7月21日	7月7日	7月5日	土	
日	13月17日	11月15日	10月29日	10月24日	9月15日	9月30日	日	8月23日	8月8日	7月23日	7月21日	7月7日	7月5日	日	
日	11月7日	10月21日	9月28日	9月23日	8月14日	8月29日	日	8月23日	8月8日	7月23日	7月21日	7月7日	7月5日	日	



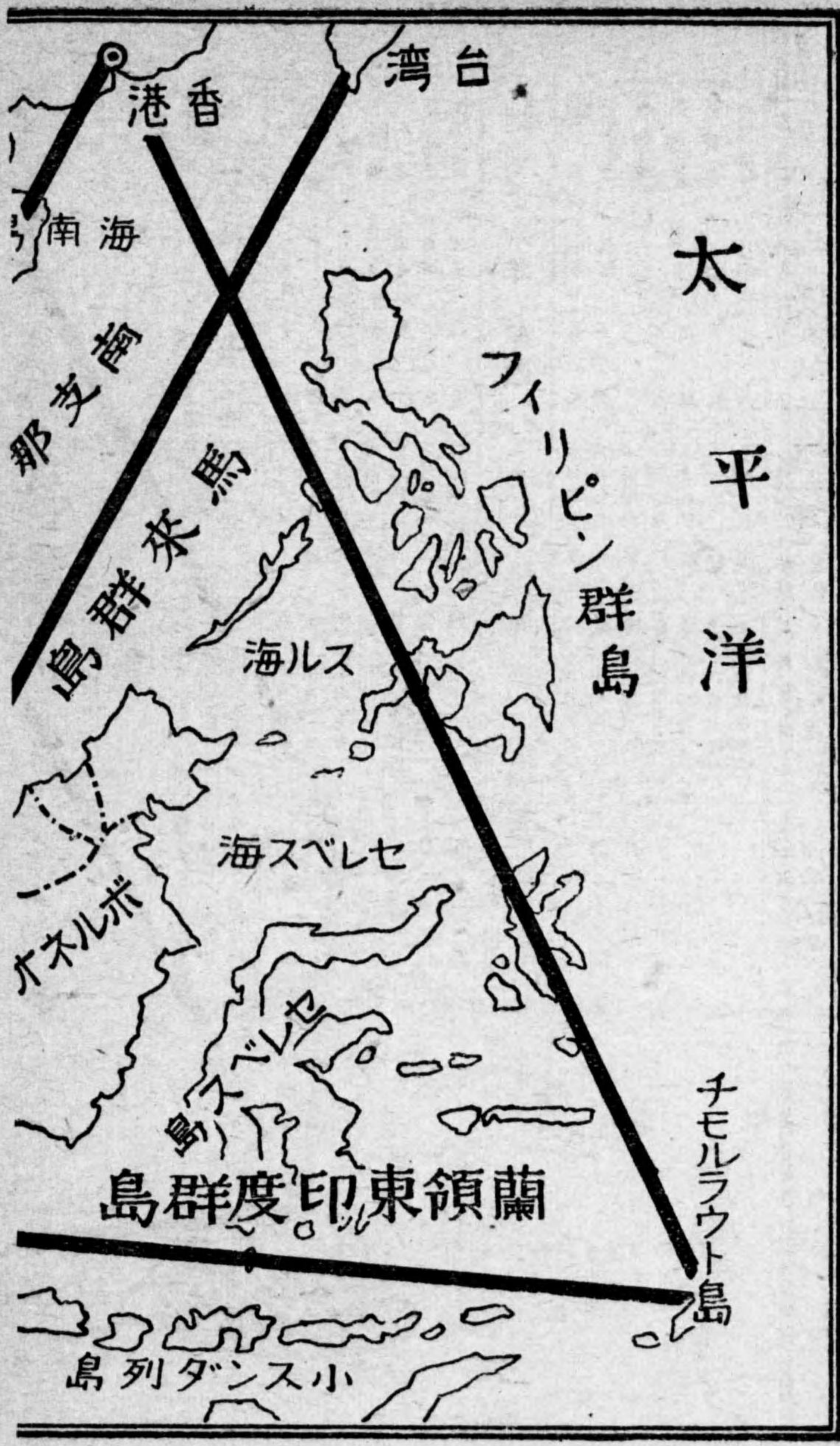
蜀、輪廓、鉛版

名古屋東區宮町四

林弘文堂

電話東(4)三二七六
振替名古屋四三七
振替大阪一〇三五五

東亞共榮圈・蘭印佛印圖



蘭印國防は元々英國依存であつた。シンガポールに海軍根據地を持つ英國支那艦隊はスマトラ島からジャバ島へ掛け東西一千里に亘る長さとボルネオ島を合せた危大な蘭領東インド諸島の制海權を自由に支配して、香港、シンガポール、蘭印のパタビア、歐洲のポルトガール、ウイーンを離れ、梯形區域内にその偉を誇つてゐたのであつたが東亞新秩序建設に邁進する我が無敵海軍は東亞安定のため黙通し得ぬばかりか、蘭印一帯に英米海軍の據點が設けられる時は、南方から帝國を脅威するに至るやうなこととなり、斷じて許せぬところとして、勢力を新南群島にまで南下させて來た今日、英國の梯形を真中から兩斷する結果、蘭印は將に日、英、米三國の生命線の交叉する重要諸島として浮び上つたのだ。

昭和十六年略曆
年 版 年 鑑
目 次

目次

六

昭和十六年略曆
地圖・蘭印佛印
新體制日誌

宮廷

大日本皇室

皇朝王族及公族 二〇
臣籍降下の皇族 二〇
華族に降嫁せられたる皇族 二〇
宮城 二一
皇宮・御所 二一
離宮・御用邸 二一
御獵場 二二
宮中杖・宮中席次 二二
前官禮遇 二二
歴代宮内大臣 二二
内大臣府・歴代内大臣 二二
樞密院の職掌 二二
歴代樞密院議長 二二
歌會始 二三
帝室技藝員・高級帶動者 二三
爵位・勳章 二三
有爵戸數・有爵人員 二三
高級有位者 二三

勳章佩用人員 二四
旭日勳章年金 二四
記章佩用人員及賜杯 二四
褒章受領人員 二四
褒狀・賞杯・金員表彰 二四
金鷄勳章年金 二四
勳章奪人員 二四
恩給・扶助料受領權人員 二四
及金額・位階 二四
勳章・記章 二四
褒章 二四
金鷄勳章叙賜條例改正 二四
文化勳章・勳章略綬の改定 二四
勳記の御稱號を統一 二四
日本國天皇 二四
國葬令 二四
文化勳章拜受者 二四
紀元二六〇〇年記念章 二四
御歴代皇居及御陵 二四
世界重要事年記 二四
政治・行政 二四
歴代内閣更迭表 二四
歴代内閣 二四
議會 二四

歴代貴族院議長及副議長 二五
議會並衆議院議長副議長 二五
衆議院議員黨派別 二五
衆議院議員職業別 二五
衆議院議員數 二五
多額納税議員 二五
衆議院議員選舉 二五
第廿回總選舉全國有權者 二五
衆議院に於ける各派の頭數 二五
衆議院議員選舉人員名簿 二五
登録人員調 二五
全國各道府縣投票者並棄權歩合調 二五
選舉區 二五
法定選舉運動費用額調 二五
貴族院勳章議員表彰 二五
選舉運動期間 二五
衆議院議員及選舉有權者 二五
行 二五
内閣官制・各省官制通則 二五
官廳別文官人員 二五
文官人員累年表 二五
文官俸給累年表 二五
高等官俸給 二五
判任官月俸表 二五
宮内省判任官月俸表 二五
新政治體制の組織機構 二五
新體制準備委員 二五
第一回新體制準備會 二五
近衛首相の歴史的聲明全文表 二五

新體制大政翼賛會首腦部 二六
新體制綱領 二六
東亞一年史 二六
第二次歐洲大戰一年史 二六
外國・列國情勢 二六
列國の元首 二六
在本邦各國大公使 二六
各國閣員 二六
支那事變日誌 二六
支那事變勃發以來の綜合戰果 二六
本年度海鷲爆擊記錄 二六
恤兵・獻金 二六
支那事變論功行賞 二六
支那事變公債發行 二六
軍事航空 二六
陸軍 二六
四軍管區設定 二六
一府縣一聯隊區制 二六
新軍令 二六
軍司令部令 二六
師團司令部令 二六
陸軍管區表 二六
列國陸軍軍備一覽 二六
列國新兵器整備一覽表 二六
ソ聯主要部隊擴張一覽表 二六
在極東軍隊増強概見表 二六

海軍

蔣政権を中心とする支那の陸軍 二六
列國の軍事豫算 二六
獨波戰に於ける獨軍の戰果及犧牲 二七
陸軍現役將校年限年齢 二七
陸軍武官俸給 二七
殊別大演習一覽 二七
昭和十六年度勤務演習召集標準年次及日數表 二八
昭和十六年度簡閱點呼參會該當年次表 二八

航空

各國からの訪日飛行 二四
國際航空聯合會公認記録 二四
各國別公認記録保持數 二四
日本帝國航空保持記録 二四
民間飛行操縦士長距離飛行記録 二四
連續長距離飛行 二四
航空受賞者 二四
航空燈臺所在地・本邦民間飛行場・航空無線電信局所在地・民間定期航空輸送 二四
大日本航空株式會社 二四
航空取扱料金 二四
東京航空株式會社 二四
日本航空株式會社 二四
日本海航空株式會社 二四
安藤飛行機研究所 二四
民間航空機及發動機氣球製作所 二四
民間飛行學校・同操縦術練習所 二四
グライダ―團體並練習所 二四

新政府成立

標 中央政治會議に於ける汪氏の宣言 二五
新中央政府樹立大綱決定 二五
新政府機構の全貌 二五
新國民政府の組織表 二五
華北政務委員會の任務 二五
對重慶政府の方策決定 二五
新國民政府陣容 二五
華北政務委員會條例 二五
組織條例全文 二五
軍事機構・中政委員汪主席以下四〇名決定 二五
改組國民政府の十大政綱 二五
還都宣言 二五
廣東省政府人事・全支賀易額・在支邦人數 二五
間稅收入・麥類雜穀生產高・中支米穀生產高・中支各種資源・蒙疆家畜數及輸出數・各租界の面積と人口 二五

土地・人口

地震の強さ 二七
日本の地震帶・本邦大地震年表 二七
火山現象 二七
活休火山噴火年代 二七
列國都市の氣温及雨量・週期彗星 二七
大氣の成分・太陽のウオルフ黒點表・太陽系太陽紅焰概況 二七
天文學上の發見 二七
主なる天文臺 二七
土地 二七
帝國の位置 二七
帝國の周圍と面積 二七
新南洋群島の位置・範圍島の面積 二七
島嶼の面積 二七
御料地・民有地・年期地道府縣面積・世帶數及び人口 二七
本邦の主なる高山 二七
本邦の主なる火山 二七
本邦の主なる河川 二七
本邦の主なる湖沼 二七
本邦の主なる峠 二七
國立公園 二七
本邦の各地層面積 二七
世界の高山 二七
世界の主なる島嶼 二七
世界の主なる湖沼 二七

新支那

汪精衛氏の和平建國歴史的重大宣言・宣言全文 二五
米内首相の帝國の方針聲明・米内内閣總理大臣談話 二五
新政府樹立への力強き道 二五

天文氣象

地震現象 二七
昭和十四年中の内地に於ける最高最低氣壓氣温及最大降水量・地方別地震表・風力 二七
全國氣象摘要表 二七

目次

七

世界の大河	二六	一般會計歳入款項別	二五
世界の主なる運河	二七	一般會計歳出款項別	二六
世界の最高及最低地點	二七	各特別會計豫算	二七
各大陸本土の極點	二七	國債發行・償還・現在高	二七
昭和十年國勢調査人口	二八	大藏省預金部狀況	二七
昭和十三年度の人口増加	二八	預金部資金運用	二七
帝國の世帯及人口	二八	租稅一戶當負擔額	二七
産業別人口	二九	地租納額別人員	二七
人口自然増加	二九	所得稅納額別人員	二七
婚姻種類別・婚姻年齡別	二九	政府出資特別會計法に依	二七
全國婚姻平均年齡	二九	る會社及出資額	二七
婚姻・離婚・出生・死亡	二九	臨時資金調整實績	二八
累年表	二九	國庫歳入現計	二九
夫婦關係期間別離婚數	二九	十一年度貿易外收支表	二九
出生兒身分別	二九	國際貸借帳尻累年表	二九
乳兒死亡累年表	二九	租稅負擔累年比較	二九
北海道アイヌ人口	二九	帝國の國富	二九
死亡原因別	二九	昭和五年國民所得額	二九
死亡年齡別	二九	國有財產	二九
内地在留外人數	二九	國債負擔會計別	二九
海外在留内地人數	二九	外資輸入現在高	二九
内地在留外人職業別	二九	列國の歳入歳出	二九
各大陸の面積・人口	二九	列國の國富・列國の國債	二九
列國平均初婚年齡	二九	列國の國民所得	二九
列國の出生・死亡率	二九	外國貿易累年表	二九
財政・經濟	二九	重要輸入品	二九
一般會計歳入歳出	二五	月別貿易額	二九
		輸出入額相手國別	二九
		輸出入港別表	二九
		金貨及地金輸出額	二九
		人造絹織物輸出額	二七
		ス・フ織物輸出額	二七
		綿布國別輸出高	二七
		棉花輸入高	二七
		列國の主要貿易港	二七
		紙幣及銀行券流通高	二八
		貨幣發行高	二八
		日本銀行兌換券發行高	二八
		日本銀行兌換券發行準備	二八
		日本銀行預金及貸出高	二八
		貨現在高	二八
		銀行概況	二八
		全國總預金貸出高	二八
		銀行異動累年表	二八
		特殊銀行創立年月	二八
		主要銀行會社利益率	二八
		各事業利益分配及留保比	二八
		較	二八
		内地銀行會社損社數缺	二八
		損金額	二八
		全國金利高低	二八
		日本銀行金利	二八
		東京重要銀行利率協定	二八
		大阪銀行會社組合銀行	二八
		豫金利率協定表	二八
		全國各種銀行所有有價證	二八
		券調	二八
		郵便貯金郵便貯金月別表	二八
		郵便貯金郵便貯金月別表	二八
		會社概況・組織別會社數	二九
		株式會社資本調	二九

株式會社資本金別	二九	農産業	二九
會社營業別狀況	二九	概観	二九
銀行會計計劃資本金調	二九	農家戶數累年表	二九
清算取引米賣買高受渡高	二九	自作小作別田畑段別	二九
横濱生絲清算先物相場	二九	耕地面積	二九
東京銀行集會所社員銀行	二九	耕地所有者戶數	二九
業務成績	二九	耕地整理・耕地整理後の	二九
興銀轉業資金貸出狀況	二九	地面積	二九
全國倉庫在荷金額	二九	自作農創設維持・耕地移	二九
全國有價證券時價總額表	二九	動	二九
取引所・會員組織取引所	二九	米作付反別及收穫高	二九
産業組合累年比較	二九	各府縣別米作付反別收穫	二九
本邦産金額並政府日本銀	二九	高	二九
行産金買入高	二九	本邦五十個年間の米の生	二九
政府金買上値段	二九	産狀況・明治維新以來の	二九
各國株價指數	二九	米價	二九
英・米・印銀塊相場	二九	米價累年比較・一反當米	二九
列國の金保有高	二九	生産費	二九
主要國純金流出入高	二九	内地米需給額・内地米穀	二九
各國中央銀行金利	二九	需給實績・米價調節上の	二九
東京卸賣物價指數	二九	基準價格・内地米穀現在	二九
東京小賣物價指數	二九	高	二九
本邦十三都市平均卸賣物	二九	麥作付反別及收穫高	二九
價指數	二九	麥收穫豫想	二九
生計費指數	二九	全國桑畑面積・繭産額累	二九
内外都市卸賣物價指數	二九	年表	二九
		蠶絲類生産高	二九
		主なる生絲産出地方	二九
		春繭初相場・農作備貸銀	二九
		農産業	二九
		農業倉庫・果實産額・蔬	二九
		菜及花卉	二九
		食用農産物・工藝農産物	二九
		茶畑・製茶産額	二九
		主なる製茶産出地方	二九
		綠肥用作物・販賣肥料累	二九
		年表・販賣肥料種類別・	二九
		田畑買賣價格	二九
		列國の耕地面積	二九
		世界の米生産額	二九
		世界の小麦生産額	二九
		世界の棉花産額・世界の	二九
		砂糖産額	二九
		世界の繭産額	二九
		世界の生絲生産額・米國	二九
		生絲需給狀況	二九
		畜産	二九
		家畜數・乳牛	二九
		鶏及鷄卵・鷺	二九
		家畜飼養戶數・家畜屠殺	二九
		數・家畜傳染病	二九
		乳肉製品及罐詰・蜜蜂	二九
		家畜市場數	二九
		家畜家禽價額・獸醫及蹄	二九
		鐵工・國立種畜種禽場	二九
		狩獵免狀下附數	二九
		列國の家畜	二九
		世界の羊毛産額	二九
		水産	二九
		水産業者・水産業者種別	二九
		漁船・漁船遭難	二九
		工業	二九
		工業概観	二九
		工場及職工事業別	二九
		工産物價額表	二九
		林業	二九
		林野面積	二九
		樹種別林野面積・保安林	二九
		森林伐採・林野産物	二九
		林野放牧・林野被害	二九
		國有林野收入	二九
		礦業	二九
		探掘礦區・礦産物累年表	二九
		砂鐵區・鐵業收入・鐵産	二九
		物	二九
		世界の金産額	二九
		世界の銀産額	二九
		世界の銅産額	二九
		世界の鉄産額	二九
		本邦の産油産額	二九
		世界の石油産額	二九
		世界の石油生産高	二九
		工業	二九
		工業概観	二九
		工場及職工事業別	二九
		工産物價額表	二九

銑鐵・鋼材需給	三〇	列國自動車・列國の鐵道	二八
酒類製造高・清酒十萬石以上製造地・麥酒製造高	二九	諸港間航路里程	二九
葡萄酒及果實酒・酒精及同含有飲料・アルコール	二九	海難船・造船所及造船數	二九
收納高	二九	航海標識	二九
煙草製造高	二九	主なる燈臺	二九
樟腦製造高	二九	海運運賃・近海備船料月別表・外國航路里程	二九
綿織物生産高	二九	列國の造船・船員手帳受有者數	二九
混紡綿織物生産高	二九	海技免狀受有者數・保護海軍團體事業成績・列國の船舶	二九
絹織物生産高	二九	入國外人數・主要國人入國比較表	二九
交織絹織物	二九	通信	二九
人造絹織物	二九	通信事業概況・郵便電信及電話・郵便物累年比較	二九
麻及麻交織物生産高・毛織物産額・ステイプル・フアイバー織物	二九	報通數	二九
晒及染物・世界人造絹絲生産高・砂糖製造高	二九	電話加入者數・通信業務收入・電信線路及線條累年比較・本邦各國通常郵便物數	二九
全國瓦斯事業	二九	外國電報通數國別	二九
本邦生産指數	二九	各國電話比較・無線電信電話數・國際無線電話	二九
各國生産指數	二九	ラヂオ	二九
世界護國別生産高	二九	放送事業の沿革	二九
特許登錄件數・特許・實用新案工業別件數	二九	放送會館の竣工・支那事	二九
交通・通信	二九		
陸運	二九		
東京各地間の距離・橋梁	二九		
國有鐵道營業收入支出・地方鐵道	二九		
軌道・國有鐵道概況・諸車	二九		

變とラヂオの活動・新放送局九つ	二九	勞働問題	二九
ラヂオ塔建設個所・府縣別聴取加入數異動狀況・市部郡別現在數及普及率	二九	勞働組合種類別・勞働組合及組合員	二九
		工場鐵山等勞働者數調	二九
		職業紹介所概況	二九
		産業報國會設置狀況	二九
		調査工場及鐵山數並其勞働人員・民營工場賃收勞賃指數	二九
		災害扶助・産業別勞働者平均賃銀手當賞與額	二九
		賃銀指數累年比較	二九
		賃銀及物價指數對照・東京諸職業賃金調	二九
		未經驗勞働者初給賃金の基準	二九
		一般職業紹介成績・日備勞働者紹介成績・無料職業紹介事業狀況・船員職業紹介	二九
		知識階級就職概況・寄宿舎の設けある工場職工數	二九
		工場災害死傷者數・勞働爭議調停概況	二九
		勞働爭議地方別・勞働爭議要求事項別・農民團體數及員數・小作爭議概況	二九
		小作爭議要求事項別	二九
		小作人組合分布狀況・小作爭議統計	二九
		小作爭議原因別・小作地引上其他小作權關係内譯爭議發生地方別比較・列國の組織勞働者	二九
		列國の失業率・列國の生計費指數・全國失業率推定數	二九
		社會事業	二九
		全國社會事業	二九
		社會事業類別表・軍事扶助施行狀況	二九
		軍人救助道府縣別	二九
		軍事援護事業實施狀況	二九
		昭和十三年度社會事業費豫算	二九
		公益質屋・社會事業資金融通額・住宅組合	二九
		全國男女青年團	二九
		軍事扶助事業・恩賜財團慶福會	二九
		愛育會・三井報恩會・癩豫防協會	二九
		福田會・濟生會・日本赤十字社	二九
		義務教育費國庫負擔金交付決定額	二九
		青年學校數・青年學校青年學校生徒職業科目別	二九
		青年學校累年比較	二九
		青年學校男女生徒別並課程別	二九
		列國初等教育	二九
		東京科學博物館	二九
		國寶史蹟名勝天然記念物ノ一ハル賞	二九
		出版	二九
		全國新聞紙數	二九
		出版物納本數	二九
		體裁別出版物數	二九
		出版圖書種類	二九
		種類別雜誌數	二九
		圖書館	二九
		圖書館概況	二九
		圖書館府縣別	二九
		學術	二九
		帝國學士院	二九
		有栖川宮記念學術獎勵會	二九
		金・日本學術振興會	二九
		啓明會	二九
		道府縣・都市	二九
		市町村數・役所役場數	二九
		市會・町會・村會・町村組合會	二九

衛生	二九	警察	二九
病院・醫師及藥劑師・藥種商製藥者及賣藥・產婆及看護婦・種痘人員	二九	警察犯罪處罰令	二九
水道・墓地及埋火葬數・傳染病患者及死者・本邦人平均餘命・各國人平均壽命	二九	警察官署及警察官吏累年比較	二九
四歳までの死因	二九	全國内地對警視廳諸統計の對照	二九
司法	二九	警察取締に屬する營業者映畫檢閱件數	二九
司法官署及刑務所・有罪犯人總數・有罪犯人種別・檢事取扱捜査事件	二九	藝妓年齡別人數	二九
犯罪搜查の端緒・豫審事件總件數・第一審裁判事件	二九	行政執行處分・交通事故被害數	二九
陪審事件・控訴事件總件數・上告事件總件數・外國人に關する第一審刑事事件・起訴猶豫者	二九	遺失拾得物・火災度數・火災の損害額・火災原因自殺手段別・警視廳の新體制	二九
起訴猶豫者・刑の執行猶豫者の保護・再犯當事の保護者別・少年審判所取扱件數	二九	神社・宗教	二九
起訴猶豫者刑の執行猶豫者の再犯・刑法犯檢舉件數	二九	神社及官國幣神社	二九
棄兒・女子就縛者累年表・竊盜の晝夜別・在刑務所人員・受刑者刑名別	二九	神道各派・教務廳・本院及本廳	二九
		佛教各宗派總本山・大本山及本山	二九
		基督教各派	二九
		佛道管長及教師非教師	二九
		靖國神社・各國祝祭日	二九
		皇大神宮參拜狀況	二九
		教育・學術	二九
		教育勸語・全國諸學校	二九
		學齡兒童就學歩合・學齡兒童・幼稚園・小學校・師範學校・中學校	二九
		高等女學校・高等學校累年比較・大學累年比較・大學各部別・專門學校・實業學校・實業學校數	二九
		實業學校・實業學校・外國人教員生徒	二九
		學校一覽	二九
		帝國大學及官立大學	二九
		文部省所管外官公立大學	二九
		公立大學	二九
		私立大學	二九
		文部省所管外私立大學	二九
		官立專門學校	二九
		新設高等工業	二九
		公立專門學校	二九
		私立專門學校	二九
		高等師範學校	二九
		文部省所管外諸學校	二九
		官立高等學校	二九
		公立高等學校	二九
		私立高等學校	二九
		小學男生平均體格	二九
		小學女生平均體格	二九
		中學生平均體格	二九
		高等女學校生徒平均身長	二九
		體重胸圍	二九
		公學費	二九
		公學收入	二九

市町村及水利組合並に現在世帯人口數	四九	質屋及質物	四五	名古屋市青年團・選舉有權者確定數・商工業・主要工產總額	四六
府縣會議員選舉	五〇	物品販賣店	四五	權者確定期數	四六
全國道府縣別市町村數調	五〇	遊技場・選舉有權者各區	四五	工場労働者數及生産額	四七
市町村吏員人員俸給	五一	生鮮食料品價格騰貴	四六	外國貿易・輸出	四七
地方廳文官人員俸給	五一	工場數及生産額	四七	輸入・道路延長・諸車・入港船舶・鐵道乘降人員	四七
道府縣別文官人員	五二	物の國勢調査	四七	電車・バス	四七
道府縣別道路延長	五二	廣袤・面積・人口・歴代市長・財政・諸稅負擔額	四八	神社・宗教・史蹟名勝	四八
道府縣別出入總覽	五三	在留外國人數・會社	四八	廣袤・面積・人口	四九
道府縣出入內譯	五三	工場・外國貿易・交通	四九	歴代市長・財政・市債・諸稅・土地高低・土地種別	四九
道府縣出入內譯	五三	道路及橋梁	四九	建物戶數・外國貿易・學校・圖書館・青年團・神社及宗教・交通	四九
市歳入內譯	五四	社會事業總覽・水道・傳染病・瓦斯事業・選舉有權者・名所舊蹟	五〇	銀行預金及貸出累年比較	五〇
市歳出內譯	五四	廣袤・土地種別	五〇	保險業概況・信託現在高	五〇
町村歳入內譯	五五	建物棟數・宅地賣買價額	五〇	水道・醫療機關・傳染病	五〇
町村歳出內譯	五五	宅地賃貸價額・面積・人口・歴代市長	五一	社會事業總覽・市設小賣市場賣上高・農家戶數・人口	五〇
地方債目的別・地方債團體別	五五	市財政・市債・歳入歳出累年表	五一	水產業者・入港船舶・在留外國人數・在留外地人職業紹介事業	五一
道府縣罹災救助基金調	五五	在留外國人數	五一	廣袤・歴代市長	五一
昭和十四年度地方財政一戶一人當り	五五	市內物價指數・水道・醫療機關・傳染病	五一	民有地・財政・市債・人口・交通及運輸	五一
地方有財產	五六	墓地・市立小學校兒童數	五一		
府縣別國富額	五六	市立中等諸學校・縣私立中等學校・高等專門學校	五一		
都市人口	五七	大學・圖書館・青年學校	五一		
市基本財産	五七				
町村基本財産	五七				
市稅課率	五七				
町村稅課率	五七				
道府縣稅制限外稅額	五七				
列國の大都市	五七				

六大都市

廣袤・土地種別・建物棟數・新築家屋棟數	三五
面積及推計世帯人口	三五
宅地賣買價格	三五
宅地賃貸價格	三五
世帯數	三五
歴代市長・昭和十四、五年度豫算額	三五
市債・水道用地・水道	三五
道給水・醫師及藥劑師	三五
傳染病・神社・宗教	三五
校園總覽	三五
圖書館・青年團・青年學校	三五
社會事業施設・經濟保護	三五
諸稅負擔一戶當平均	三五
人事相談取扱件數累年比較	三五
人事相談取扱件數處理別	三五
累年比較・市内火災原因	三五
最近五ヶ年間興行場趨勢	三五
郵便及電信・小賣市場	三五
東京市中央卸賣市場築地	三五
本場取扱高	三五
交通	三五
本市の耕地面積	三五
農家戶數及人員・農產物	三五
火葬場・會社數・銀行	三五

廣州市

廣袤・面積・人口・歴代市長・財政・諸稅負擔額	四八
在留外國人數・會社	四八
工場・外國貿易・交通	四九
道路及橋梁	四九
社會事業總覽・水道・傳染病・瓦斯事業・選舉有權者・名所舊蹟	五〇
廣袤・土地種別	五〇
建物棟數・宅地賣買價額	五〇
宅地賃貸價額・面積・人口・歴代市長	五一
市財政・市債・歳入歳出累年表	五一
在留外國人數	五一
市內物價指數・水道・醫療機關・傳染病	五一
墓地・市立小學校兒童數	五一
市立中等諸學校・縣私立中等學校・高等專門學校	五一
大學・圖書館・青年學校	五一

大阪市

名古屋市青年團・選舉有權者確定數・商工業・主要工產總額	四六
工場労働者數及生産額	四七
外國貿易・輸出	四七
輸入・道路延長・諸車・入港船舶・鐵道乘降人員	四七
電車・バス	四七
神社・宗教・史蹟名勝	四八
廣袤・面積・人口	四九
歴代市長・財政・市債・諸稅・土地高低・土地種別	四九
建物戶數・外國貿易・學校・圖書館・青年團・神社及宗教・交通	四九
銀行預金及貸出累年比較	五〇
保險業概況・信託現在高	五〇
水道・醫療機關・傳染病	五〇
社會事業總覽・市設小賣市場賣上高・農家戶數・人口	五〇
水產業者・入港船舶・在留外國人數・在留外地人職業紹介事業	五一
廣袤・歴代市長	五一
民有地・財政・市債・人口・交通及運輸	五一

銀行・會社・工場及生産額	四七	累年比較・現住人口	四三
教育・神社・寺院・醫療機關・傳染病	四七	國語を解する本島人・世帯人口概況・耕地面積	四三
公園・觀光里程表	四七	農業者戶口・主要農產物	四三
神戸市	四六	特用作物生産高	四三
廣袤・面積・人口	四六	主要都市人口・林野面積	四三
水道消費量・醫療機關	四六	林産額・家畜及家禽	四三
社寺・校園總覽・圖書館	四六	桑田面積・養蠶・總督府職員	四三
在留外國人・土地高低	四六	歴代朝鮮總督・歳入歳出水産・會社・許可鐵區數	四三
土地種別・歴代市長・財政・銀行・會社・社會事業別・乘降船客總數・外國貿易・電燈電力	四六	鐵道及軌道・船舶・保險	四三
入港外航汽船國籍別・工場・工業總額	四六	便貯金・警察官署及職員	四三
市營電車成績・諸稅負擔	四六	電氣・瓦斯・學校・醫療衛生機關・傳染病・各刑務所在所人員・神社・宗教	四三
一世帶當平均・市基本財産及積立金・市有財産・市債・社會事業施設	四六	輸移入重要品價額・輸移出重要品價額・對外貨物輸出入額	四三
外地大觀・氣候風土	四三	對內貨物移出入額	四三
住民・面積・現在人口種別	四三		
婚姻及離婚數・出生死亡數・青年學校又は青年訓練所調	四三		
朝鮮	四三		
位置・道行政區劃・人口	四三		
		廣袤・本島の地勢・氣候	四三
		面積・國語を解する本島人・現在人口・歴代臺灣總督	四三
		官公吏人員・歳入歳出・國稅總覽	四三
		田畑面積・農業生産總額	四三
		廣袤・面積・位置・面積	四三
		土地處分面積・現在戶口	四三
		戶口累年表・歴代樺太廳長官・樺太文官人員・歳入歳出・耕地面積・生産額・農業戶數	四三
		林産物・鑛區數・入港船舶及乘降客・臘貯獸・水産物・輸出入額・移出額	四三
		鐵道・會社・銀行・工業	四三
		電氣事業・學校・神社・神職・宗教・寺院・主要市街地	四三
		廣袤・面積・民政署市會	四三
		街屯數	四三
		人口動態・日本人渡歸航者數・現在人口總數・國籍別人口・鐵道附屬地人口累年表・歴代關東長官	四三
		歲入歳出	四三
		關東局文官人員・農業戶數・耕地面積・穀類類作付段別・農產物收穫高及價額	四三
		家畜及家禽數・林野面積	四三
		漁獲物・製鹽・鑛區數	四三
		工場數・工業物價額	四三
		大連港輸出入總額・內國貿易價額・外國貿易總價額・會社數・入港船舶隻數・鐵道・教育	四三
		神社・宗教	四三
		位置・主要島面積・支廳及管轄區域・地勢	四三
		氣候風土・人種風俗・人口・歴代長官・南洋廳文官人員・歳入歳出	四三
		貿易・農業・家畜・家禽	四三
		水産	四三
		商會社會營業別・醫療機關・傳染病	四三
		學校・道路及鐵道・海運	四三
		移植民現況	四三
		海外在留本邦人數	四三
		關東州居住本邦人數・南洋委任統治地域居住本邦人數	四三

在外邦人數 四八
海外渡航者・渡航地別移 四八
民渡航者・目的別・渡航 四八
許可官廳別移民渡航者 四八
渡航許可員數・滿洲移民 四八
民 四九
外地移植民 四九
對外移植事業 四九
日本棉花栽培協會業況・ 四九
拓殖教養所・移住教養所 四九
移囑民學校 四九

滿洲帝國

帝制實施・日滿兩國年次 四九
對照・即位詔書 四九
日滿國交に關する詔書・ 四九
帝位繼承法公布に關する 四九
詔書・帝位繼承法 四九
重要職員一覽 四九
勳位・勳章・防共協定正 四九
式加盟・國家承認問題・ 四九
面積人口・面積 四九
省別人口・省別在留邦人 四九
數 四九
氣象 四九
平均氣溫及降水量 四九
農業 四九
耕地面積・農業人口省別 四九
農作物收穫高・棉花收量 四九
家畜飼養頭數 四九

國有林野面積及森林蓄積 四二
重要礦產物 四二
漁業者戶數及人員・水產 四二
物漁獲高・水產物製造高 四二
鹽田及製鹽・工場數及び 四二
生産額 四二
財政經濟 四三
康徳七年度豫算・中央銀 四三
行紙幣發行額 四三
國富・産金買上値段・銀行 四三
會社資本金現在高・銀行 四三
銀行豫金貸出高・對滿投 四三
資 四三

東亞共榮圈

除訓練所種類別入所狀況 四三
滿洲建設勤勞奉仕隊・朝 四三
鮮人開拓民入植狀況・原 四三
住民開拓民・開拓機構 四三
關領印度 四三
鑛業資源・蘭印に於ける 四三
日本人の活動狀況・各種 四三
輸出額・島嶼別原産出量 四三
主要島嶼別天然瓦斯産出 四三
量 四三
最近五ヶ年蘭印對外貿易 四三
額・最近の歳入出・土人 四三
耕作面積・糖産以外の主 四三
要農作物・最近の砂糖生 四三
産・主要鑛産額・貿易國 四三
別表 四三
輸出・輸入品別表 四三
佛領印度支那 四三
産業と資源・國別佛印貿 四三
易表・護謨生産高・生産 四三
物輸出額・鑛産物産額・ 四三
重要輸出入品價額及數量 四三
輸出・輸入額主要國別表 四三
日・佛印最近の情勢 四三
學藝・美術 四三
論壇・文壇 四三
演劇 四三
映畫 四三

趣味・娛樂

舞踊・美術 四八
服飾界・競馬 四八
園棋 四八
將棋 四八
ハイキング 四八
スポーツ 四八
野球 四八
庭球 四八
蹴球 四八
ラグビー 四八
排球 四八
卓球 四八
ホッケー 四八
水上 四八
水球 四八
競漕 四八
スケート 四八
スキー 四八
自転車 四八
柔道 四八
剣道 四八
馬術 四八
射擊 四八
重砲 四八
拳闘 四八
レスリング 四八

家庭知識

相撲 五〇
綜合競技 五〇
スポーツにも新體制 五〇
榮養・食品分析表 五〇
ウイタミン類の作用性狀 五一
及分布 五一
家庭常備藥 五一
應急手當 五一
しみぬき・洗濯の仕方 五一
乳兒發育標準・幼兒發育 五一
標準 五一
小兒の體溫と脈搏 五一
種痘・井戸水の消毒・乳 五一
齒 五一
住居と日光・蚤の退治法 五一
釣魚ごよみ 五一
ス・フ製品の正しい洗濯 五一
法 五一
適當な睡眠時間・忌服の 五一
日數 五一
分娩豫定日の推算法・生 五一
野菜的消毒法 五一
國旗の掲揚法・食ひ合せ 五一
心得 五一

便覽

租稅率摘要 五二
勤勞所得稅 五二
事業所得稅 五二

職員錄

配當利子所得稅 五二
不動産所得稅・山林所得 五二
稅・退職所得稅 五二
綜合所得稅・法人稅 五二
特別法人稅・營業稅・外 五二
債債特別稅 五二
配當利子特別稅・臨時利 五二
得稅 五二
臨時租稅措置法・地租 五二
鑛區稅・建築稅・相續稅 五二
遊興飲食稅 五二
家屋稅・通行稅 五二
間接稅 五二
製造・販賣禁止物品表 五二
郵便電信電話略則・內國 五二
郵便 五二
小包郵便料・特殊取扱料 五二
外國郵便 五二
航空郵便 五二
國內電信 五二
慶弔電報料・同文例 五二
日滿電報 五二
日華電報・外國電報・內 五二
國電話 五二
郵便爲替 五二
振替貯金受拂料 五二
貨幣・度量衡・利子 五二
各國貨幣 五二
度量衡比較 五二
ヤード・ポンド法・メー 五二
トル法換算法 五二

人名錄

市長一覽 五三
貴族院議員 五三
衆議院議員 五三
有爵者一覽 五三
宗教關係人名錄 五三
文藝家 五三
日本畫家 五三
洋畫家 五三
彫刻家 五三
工學家 五三
主要團體 五三
學術文化團體 五三
政治思想團體 五三
勞働農民團體 五三
對外團體 五三
經濟產業團體 五三
軍事關係團體 五三
法曹團體 五三
趣味團體 五三
社會事業團體 五三
宗教團體 五三
社交團體 五三
運動體育團體 五三
音樂機關團體 五三
演劇團體 五三
美術團體 五三
演劇團體 五三
婦人團體 五三
新聞通信社 五三

市長一覽

市長一覽 五三
貴族院議員 五三
衆議院議員 五三
有爵者一覽 五三
宗教關係人名錄 五三
文藝家 五三
日本畫家 五三
洋畫家 五三
彫刻家 五三
工學家 五三
主要團體 五三
學術文化團體 五三
政治思想團體 五三
勞働農民團體 五三
對外團體 五三
經濟產業團體 五三
軍事關係團體 五三
法曹團體 五三
趣味團體 五三
社會事業團體 五三
宗教團體 五三
社交團體 五三
運動體育團體 五三
音樂機關團體 五三
演劇團體 五三
美術團體 五三
演劇團體 五三
婦人團體 五三
新聞通信社 五三

新體制日誌

七月六日 近衛公輕井澤山莊に籠り新体制の構想を練る、社大黨解黨式舉行

七日 近衛公輕井澤にて記者團と會見、新体制に關する所信を披瀝し、概貌の一端を示唆す

八日 日本労働總同盟解散決定

十六日 畑陸相「世界情勢に對處して國民政治體制を一新する必要あり」との理由で辭表を提出且つ後任陸相を得ること不可能となり米内閣總辭職、政友久原派解黨決議、近衛公輕井澤より歸京

十七日 近衛公に大命降下

十九日 新体制の根幹をなす重要國策並に政治と統帥との調整につき近衛、東條、吉田、松岡の四氏の間に完全に見解一致す

廿日 町田民政黨總裁新体制支持を表明

廿二日 近衛内閣成立

廿五日 永井柳太郎氏等四十名が民政黨を脱黨

廿六日 國民同盟解黨式舉行

廿八日 政友中島派解黨大會

八月

一日 新體制準備軌道に乗り首相を中心として往來頻繁

五日 新體制研究會解散、新體制促進同志會の結成準備會開催

八日 新體制促進同志會成立

十五日 民政黨解黨大會、首相の構想次第に完熟し指導理念と組織大綱略成

十六日 首相葉山何候、同夜準備委員人選に著手

十七日 貴族院公正會新體制即應に一致

廿日 貴族院研究會も協力に一致

廿二日 準備委員就任交渉開始

廿四日 常任幹事輔佐初會合

廿六日 常任幹事初會合、輔佐役會開催

廿七日 首相聲明案文閣議で承認、首相葉山何候委曲上奏、準備委員廿六名に招請狀を發す

廿八日 準備會第一回會合開催 討議三時間、「誓」を爲し眞剣に檢討

廿九日 常任幹事會、輔佐會にて機構細目檢討

卅日 幹事會で一般政治結社の發展的解消を期待するに一致 貴族院研究會なほ靜觀に決定

卅一日 幹事會、輔佐會にて、新體制倫理觀確立

九月

三日 第二回準備會を開催、國民協力組織並に新體制完成後の組織圖を發表、中央本部並に議會全機能に論議活潑

六日 第三回準備會綱領、規約案討議、協力會議を中核體に吸収に傾く

九日 特別委員會開催、中核體と協力會議、總裁首相兼任、地方支部長、名稱に關し審議

十日 第四回準備會、運動と會との區別、綱領、會則修正案決定

十二日 常任幹事輔佐共同會議にて、推進機關、組織の二本建決定

十三日 第五回準備會を以て審議終了

十八日 新體制促進同志會解散 翼贊會首腦部の就任交渉開始

廿一日 東建聯體決定

廿五日 東建聯體解散

廿六日 常任總務十一名、專務局長四名、東亞局取止め決定

廿七日 協力會議々々長末次大將に交渉、東方會解散方針決定

廿八日 協力會議々々長末次大將受諾

十月

二日 總務八名追加、大河内子常任總務を辭す

四日 常任總務會第一回會合、大久保立子常任總務に決定

七日 地方長官會議知事支部長論強し、議會局四部長決る

八日 議會局衆議院部に副部長各部四名宛理事十名宛設置に決定

九日 十二日發會式舉行に決定 常任總務第二回會合

十一日 各部陣容の最後決定のため近衛首相、有馬伯深更協議

十二日 發會式舉行、宣言、綱領發表せず

大日本皇室

天皇陛下 第二百二十四代、御名裕仁、大正天皇第一皇男子にましまし、明治卅四年四月廿九日御降誕、同五月五日御命名、迪宮と稱し奉る。同四十九年四月御年八歳を以て學習院に御入學、大正元年九月九日陸軍歩兵少尉及海軍少尉に御任官、同三年四月學習院初等科御卒業、爾後東宮御所内東宮御學問所にて御修學、同三年十月卅一日陸軍歩兵中尉及海軍中尉、同五年十月卅一日陸軍歩兵大尉及海軍大尉に御累進、同五年十一月三日立太子式御舉行、同八年五月七日御成年式御舉行、同九年十月卅一日陸軍歩兵少佐及海軍少佐に御昇進、同十年三月三日御外遊、同年九月三日御歸朝、同年十一月二十五日攝政御就任、同十二年十月卅一日陸軍歩兵中佐及海軍中佐、同十四年十月卅一日陸軍歩兵大佐及海軍大佐に御昇進、大正十五年十二月二十五日御踐祚、昭和三年十一月十日即位禮を擧げさせ給ふ。

皇后陛下 御名良子、故久邇宮邦彥王第一王女、明治三十六年三月六日御誕生、同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學、大正七年御年十六歳にて東宮妃册立の御沙汰あり、學習院女學部中等科御退學、爾後御學問所にて御修學、大正十三年一月二十六日御入興、皇太子妃となれせられ、大正十五年十二月二十五日皇后陛下とならせらる。

皇太后陛下 御名節子、故從一位大勳位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生、同廿三年御年六歳を以て華族女學校に御入學、同卅二年八月御退學、同卅三年五月十日御入興、皇太子妃陛下とならせられ、大正元年七月三十日皇后陛下、大正十五年十二月二十五日

日皇太后陛下とならせらる。

皇太子殿下 御名明仁、繼宮と稱し奉り、今上陛下第一皇男子にまします。昭和八年十二月二十三日御誕生、同十二月二十九日御命名。昭和十五年四月學習院御入學。

皇子 御名正仁、義宮と稱し奉り、今上陛下第二皇男子にまします。昭和十年十一月二十八日御誕生、同十二月四日御命名。

皇女 第一皇女、成子内親王、照宮と稱し奉り、大正十四年十二月六日御誕生、目下女子學習院御在學中。

第三皇女、和子内親王、孝宮と稱し奉り、昭和四年九月三十日御誕生、目下女子學習院御在學中。

第四皇女、厚子内親王、順宮と稱し奉り、昭和六年三月七日御誕生、目下女子學習院御在學中。

第五皇女、貴子内親王、清宮と稱し奉り、昭和十四年三月二日御誕生。

皇弟 雍仁親王、大正天皇第二皇男子（別項「皇族」の中に記し奉る）

皇兄親王 大正天皇第三皇男子（別項「皇族」の中に記し奉る）

皇叔母 房子内親王、明治天皇第七皇女、別項「皇族」の中に記し奉る）

皇叔親王 明治天皇第九皇女（別項「皇族」の中に記し奉る）

皇族 (昭和十五年)

秩父宮 (御住所赤坂區一番ノ一表町御殿)

雍仁親王 大正天皇第二皇男子、明治卅五年六月二十五日御誕生、初め淳宮と稱し奉る、大正十一年六月廿五日秩父宮の御稱號を賜はる、大正十一年七月二十八日陸軍士官學校御卒業、同年十月二十五日大勳位に叙せられ、陸軍歩兵少尉に御任官、同十四年五月十日中尉に御進級、同年五月二十四日御渡歐、昭和二年一月十七日御歸朝、昭和五年三月六日大尉に御進級、昭和六年十一月二十八日陸軍大學校御卒業、昭和七年九月一日參謀本部附御勤務、昭和十年八月一日陸軍歩兵少佐に御進級、歩兵第三十一聯隊大隊長(弘前)御補任、昭和十一年十二月一日參謀本部附御任。同十二年三月十八日、英國皇帝皇后兩陛下の戴冠式に、天皇陛下御名代として同妃殿下御同伴御參列のため御渡歐遊ばさる。同十三年三月一日歩兵中佐に御進級。同十四年八月一日歩兵大佐に御進級。

勢津子 (雍仁親王妃) 子爵松平保男姪、明治四十二年九月九日御誕生、勳一等。

高松宮 (御住所芝區高輪西臺町一番地)

宣仁親王 大正天皇第三皇男子、明治卅八年一月三日御誕生、初め光宮と稱し奉る、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はる、同十三年七月海軍兵學校御卒業、同十四年十二月一日大勳位に叙せられ、海軍少尉に御任官、昭和二年十二月一日中尉に御進級、昭和五年四月二十一日御渡歐、同年十二月一日大尉に御進級、昭和六年六月十一日御歸朝、昭和十年十一月十五日少佐に御進級、昭和十一年十一月廿六日海軍大學御卒業、昭和十一年十二月一日軍令部出仕兼部員。

喜久子 (宣仁親王妃) 公爵德川慶光姉、明治四十四年十二月二十六日御誕生、勳一等。

三笠宮 (御住所赤坂區青山東御殿)

崇仁親王 大正天皇第四皇男子、大正四年十二月二日御誕生、初め澄宮と稱し奉る、昭和十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はる、同十一年六月廿九日陸軍士官學校御卒業、同年十月一日大勳位に叙せられ、陸軍騎兵少尉に御任官、同十二年十二月一日騎兵中尉に御進級。同十五年八月一日、陸軍騎兵大尉。

閑院宮 (御住所麹町區永田町二丁目二十番地)

載仁親王 故邦家親王第十六子、慶應元年十一月十日御誕生、元帥陸軍大將、大勳位、功二級。

智惠子 (載仁親王妃) 故公爵三條實美第二女、明治五年六月三十日御誕生、勳一等。

春仁王 載仁親王第二子、明治三十五年八月三日御誕生、陸軍騎兵中佐、大勳位、陸大教官。

直子 (春仁王妃) 故公爵一條實輝第四女、明治四十一年十一月七日御誕生、勳一等。

東伏見宮 (御住所澁谷區常盤松町一〇一番地)

周子 (故依仁親王妃) 故公爵岩倉具定第一女、明治九年八月二十九日御誕生、勳一等。

伏見宮 (御住所麹町區紀尾井町四番地)

博恭王 故貞愛親王第一子、明治八年十月十六日御誕生、元帥海軍大將、大勳位、功四級、軍令部總長兼海軍將官會議員

朝子 (故博義王妃) 故公爵一條實輝第三女、明治三十五年六月二十日御誕生、勳一等。

博明王 故博義王第一子、昭和七年一月二十六日御誕生。

光子女王 故博義王第一女、昭和四年七月二十八日御誕生。

章子女王 故博義王第三女、昭和九年二月十一日御誕生。

山階宮 (御住所麹町區富士見町二丁目五番地ノ一)

武彥王 故菊麿王第一子、明治三十一年二月十三日御誕生、豫備海軍少佐、勳一等。

賀陽宮 (御住所麹町區三番町二番地ノ五)

恒憲王 故邦憲王第一子、明治三十三年一月二十七日御誕生、陸軍騎兵大佐、大勳位、陸軍大學校兵學教官。

敏子 (恒憲王妃) 故公爵九條道實第五女、明治三十六年五月十六日御誕生、勳一等。

好子 (故邦憲王妃) 故侯爵醍醐忠順第一女、慶應元年十二月七日御誕生、勳一等。

邦壽王 恒憲王第一子、大正十一年四月二十一日御誕生、陸軍士官候補生。

治憲王 恒憲王第二子、大正十五年七月三日御誕生。

章憲王 恒憲王第三子、昭和四年八月十七日御誕生。

文憲王 恒憲王第四子、昭和六年七月十二日御誕生。

宗憲王 恒憲王第五子、昭和十年十一月二十四日御誕生。

美智子女王 恒憲王第一女、大正十二年七月二十九日御誕生。

久邇宮 (御住所澁谷區宮代町一番地)

朝融王 故邦彥王第一子、明治三十四年二月二日御誕生。海軍大佐、大勳位、八雲艦長。

知子女王 (朝融王妃) 博恭王第三女、明治四十年五月十八日御誕生、勳一等。

倪子 (故邦彥王妃) 故公爵島津忠義第七女、明治十二年十月十九日御誕生、勳一等。

月十九日御誕生。勳一等。

邦昭王 朝融王第一子、昭和四年三月二十五日御誕生。

朝建王 朝融王第二子、昭和十五年五月十一日御誕生。

正子女王 朝融王第一女、大正十五年十二月八日御誕生。

朝子女王 朝融王第二女、昭和二年十月二十三日御誕生。

通子女王 朝融王第三女、昭和八年九月四日御誕生。

英子女王 朝融王第四女、昭和十二年七月二十一日御誕生。

久邇宮 (御住所京都市上京區東櫻町)

靜子 (故多嘉王妃) 故子爵水無瀬忠輔第一女、明治十七年九月二十五日御誕生、勳一等。

家彥王 故多嘉王第二子、大正九年三月十七日御誕生。京都帝大御在學中。

德彥王 故多嘉王第三子、大正十一年十一月十九日御誕生。海軍兵學校御在學中。

梨本宮 (御住所澁谷區美竹町四十一番地)

守正王 故朝彥親王第四子、明治七年三月九日御誕生、元帥陸軍大將兼臨時神宮祭主、大勳位、功四級。

伊都子 (守正王妃) 故侯爵鍋島直大第二女、明治十五年二月二日御誕生、勳一等。

朝香宮 (御住所芝區白金臺町二丁目二十六番地)

鳩彥王 故朝彥親王第八子、明治二十年十月二日御誕生、陸軍大將、大勳位、軍事參議官。

孚彥王 鳩彥王第一子、大正元年十月八日御誕生、陸軍歩兵大尉、勳一等、陸軍大學校御在學。

千賀子 (孚彥王妃) 伯爵藤堂高昭第五女、大正十年五月三日御誕生、勳二等。

湛子女王 鳩彥王第二女、大正八年八月二日御誕生。

宮廷——朝鮮王族及公族

東久邇宮（御住所麻布區市兵衛町一丁目十三番地）

稔彦王 故朝彥親王第九子、明治廿年十二月三日御誕生、陸軍大將、大勳位。軍事參議官。

聰子內親王（稔彦王妃）明治天皇第九皇女、泰宮と稱し奉る、明治二十九年五月十一日御誕生、大正四年五月十八日御結婚、勳一等。

盛厚王 稔彦王第一子、大正五年五月六日御誕生、砲兵中尉勳一等。

彰常王 稔彦王第三子、大正九年五月十三日御誕生、陸軍士官學校御在學中。

俊彦王 稔彦王第四子、昭和四年三月二十四日御誕生。

北白川宮（御住所芝區高輪南町十七番地）
祥子（故永久王妃）男爵德川義恕第二女、大正五年八月二十六日御誕生、勳二等。

房子內親王（故成久王妃）明治天皇第七皇女、周宮と稱し奉る、明治二十三年一月二十八日御誕生、同四十二年四月二十九日御結婚、勳一等。

道久王 故永久王第一子、昭和十二年五月二日御誕生。

肇子女王 故永久王第二女、昭和十四年十一月十三日御誕生。

竹田宮（御住所芝區高輪南町十七番地）
恒徳王 故恒久王第一子、明治四十二年三月四日御誕生、勳一等、陸軍騎兵大尉。參謀本部員。

光子（恒徳王妃）公爵三條公輝第二女、大正四年十一月六日御誕生、勳二等。

恒正王 恒徳王第一子、昭和十五年十月十一日御誕生。

朝鮮王族及公族

李王家（東京邸—麴町區紀尾井町一番地）

昌徳宮（京城府臥龍町）

昌徳宮李王根 故李太王第七子、明治三十年十月二十日御誕生、陸軍少將、大勳位。

同妃方子女王 梨本宮守正王第一女、明治三十四年十一月四日御誕生、大正九年四月二十八日御結婚、勳一等。

王世子李玖 李王根第二子、昭和六年十二月二十九日御誕生。

尹氏（故李王妃）明治二十七年九月十九日御誕生、勳一等。

李鍵公家（御住所澁谷區常磐松町一〇一）
朝鮮邸（京城府寬勳町）

李鍵公 李鍵公第一子、明治四十二年十月二十八日御誕生、陸軍騎兵少佐、勳一等、陸軍騎兵學校教官。

同妃誠子 伯爵廣橋眞光家族、明治四十四年十月六日御誕生、勳二等。

李沖 李鍵公第一子、昭和七年八月十四日御誕生。

李沂 李鍵公第二子、昭和十年三月四日御誕生。

李沃子 李鍵公第一女子、昭和十三年十二月十九日御誕生。

李桐 故李太王第五子、明治十年三月三十日御誕生、大勳位。

同妃金氏 明治十三年十二月二十二日御誕生、勳一等。

李綱公家（別邸—澁谷區常磐松町一〇一）

朝鮮邸（京城府雲泥町）

李綱公 李綱公第二子、大正元年十一月十五日御誕生、陸軍砲兵大尉、勳一等、陸軍大學校御在學中。

同妃寶珠 侯爵朴泳孝孫、大正三年十二月十一日御誕生、勳二等。

李清 李綱公第一子、昭和十一年四月二十三日御誕生。

故李熹公妃李氏 明治十六年七月十日御誕生、勳一等。

故李峻公妃金氏 明治十一年七月十八日御誕生、勳一等。

臣籍降下の皇族

侯爵小松輝久 故北白川宮能久親王第四子、明治二十一年八月十二日生、明治四十三年七月臣籍降下、海軍少將。

侯爵山階芳麿 故山階宮菊麿王第二子、明治三十三年七月五日生、大正九年七月臣籍降下、陸軍砲兵中尉。

侯爵華頂博信 伏見宮博恭王第三子、明治三十八年五月二十二日生、大正十五年十二月臣籍降下、海軍少佐。

侯爵筑波藤麿 故山階宮菊麿王第三子、明治三十八年二月二十日生、昭和三年七月臣籍降下、貴族院議員。

伯爵葛城茂麿 故山階宮菊麿王第五子、明治四十一年四月二十九日生、昭和四年十二月二十四日臣籍降下、陸軍歩兵大尉。

伯爵東伏見邦英 故久邇宮邦彦王第三子、明治四十三年五月十六日生、昭和六年四月四日臣籍降下。

伯爵伏見博英 伏見宮博恭王第四子。大正元年十月四日生、昭和十一年四月一日臣籍降下、海軍中尉。

侯爵音羽正彦 朝香宮鳩彦王第二子、大正三年一月五日生、昭和十一年四月一日臣籍降下、海軍中尉。

宮廷——臣籍降下の皇族、華族に降嫁せられたる皇族

華族に降嫁せられたる皇族

御名	御父	御配偶	降嫁年月
絢子女王	故久邇宮朝彥親王	故子竹内惟忠	明治三三
榮子女王	故久邇宮朝彥親王	故子東園基愛	同三九
禎子女王	故伏見宮貞愛親王	侯山内豊景	同三九
貞子女王	故北白川宮能久親王	伯有馬頼寧	同三九
滿子女王	故北白川宮能久親王	伯甘露寺受長	同三九
篤子女王	故久邇宮朝彥親王	故伯王生基義	同三九
武子女王	故北白川宮能久親王	子保科正昭	同三九
茂子女王	閑院宮載仁親王	黒田長禮	大正三一
由紀子女王	故賀陽宮邦憲王	子町尻量基	同三九
擴子女王	故北白川宮能久親王	伯二荒芳徳	同三九
恭子女王	閑院宮載仁親王	子安藤信昭	同三九
安子女王	故山階宮菊麿王	淺野長武	同三九
智子女王	故久邇宮邦彦王	伯大谷光暢	同三九
信子女王	故久邇宮邦彦王	三條西公正	同三九
規子女王	梨本宮守正王	伯廣橋眞光	同三九
華子女王	閑院宮載仁親王	侯華頂博信	同三九
紀久子女王	朝香宮鳩彦王	鍋島直泰	昭和六五
美年子女王	故北白川宮成久王	立花種勝	同八一
禮子女王	故竹田宮恒久王	佐野常光	同九三
佐和子女王	故北白川宮成久王	子東園基文	同二〇一
恭仁子女王	故久邇宮多嘉王	公二條弼基	同二〇一

宮城

東京市麹町區。面積六三五、〇〇〇坪。

沿革 紀元 二一七一年長祿元年四月、鎌倉管領上杉定正の家宰太田持資道灌、江戸城を築く。天正十八年八月徳川家康入城、城廓を擴張し次いで慶長年間秀忠修築を加ふ。明治元年七月江戸を東京と改められ、同十月明治天皇東京に行幸し給ひ、同月十三日江戸城を東京城と改稱、皇居と定めさせ給ふ。同六年五月五日皇居炎上し一時赤坂離宮を假皇居と定めさせらる。同十五年五月皇居御造營に着手、同二十一年十月御竣工、同月二十七日皇居を宮城と御改稱、同二十二年一月九日賢所を御遷座、同月十一日天皇還幸遊ばさる。昭和三年更に宮城の御修理を行はせらる。

表宮殿 正殿、鳳凰ノ間、桐ノ間、化粧ノ間、葡萄ノ間、豊明殿、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間、南溜、東溜、西溜、北溜、化粧一ノ間、化粧二ノ間、東一ノ間、二ノ間、西一ノ間、二ノ間、御車寄、東車寄、北車寄の總稱。

奥宮殿 表宮殿の西南方に連り、兩陛下の御常御殿。

正殿 皇室、國家の大典は素より一月元旦二日の朝賀、天長節の拜賀を受けさせらる。御設備が施されてある。

御車寄 宮殿の南側で正支關に相當し、行幸又は御同列行幸啓の際宮殿に御車をとどめさせられる所で、同時に外國貴賓の公式參内、各國大使の信任狀捧呈のための參内、又は新年朝賀四大節御祝宴に召された顯官達の參内も此處から參入する。その他の場合の參内は坂下門又は乾門から入り東車寄から昇殿する。天機並に御機嫌奉伺のため參内した諸員の記帳も亦東車寄に於て行ふのである。北車寄は皇后陛下皇太后陛下の御昇降所で皇族方の御參内も此處から御昇降あらせられる。

宮中三殿 吹上御苑の一部の神域に拜せられる檜白木破風造りの三殿。中央の御殿が賢所、その御左方が皇靈殿、御右方が神殿である。賢所は天照大神の御靈代として三種神器のうち的神鏡を奉安せらるる所、皇靈殿には神武天皇を始め御歴代天皇の皇靈ならびに皇后、皇妃、皇族の御靈を鎮祭し給ふ。神殿には神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神及び天神地祇を祀らせ給ふ。

神嘉殿 三殿の西方にある御殿で新嘗祭を行はせられ、その南庭では元旦の四方拜を行はせらる。

宮廷——皇宮・御所・離宮・御用邸

れ、軍旗親授式をも行はせらるる御殿である。南面して東西七十尺、南北八十三尺。周圍三方に廊下を廻らし、軒の高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造りで、天井は塗格縁極彩色が施され、御床は黒檀、花楓、楓等の寄木張り、御室内の廣さ約百八坪、北壁の中央に一段高く玉座が定められてある。

鳳凰ノ間 御室内二十八坪、次の御間百十四坪餘、四方の壁には鳳凰の模様を描き出されてある。正殿と共に宮中の重き御殿で、御恒例の新年の政始、歌會始、講書始の御儀式を始め、各國大使の信任狀捧呈、若宮、姫宮の初御參内、御成年式、御婚儀等の際行はるる朝見の御儀、外國貴賓、又は重臣の公式賜謁はすべてこの御殿に於て行はせられる。

御座所・御學問所 鳳凰ノ間に近き二階建の御殿。一階は御座所で、十四間方、西南を出御の御間、西北を側近の控所とされである。又表内謁見所とも申上げ、御日常御政務を籌はせられ、又内大臣、宮内大臣、總理大臣以下國務大臣、參謀總長、軍令部總長を召され、御政務や宮廷事項に關し奏上を聽し召され、又は御下問を賜はる時、此の御座所にて拜謁仰付けられる。二階は御學問所で、御日常の御日課として御學課又は臨時御進講を御聽取遊ばされる御間である。

振天府 建安府、有光亭、懷遠府、惇明府、顯忠府と共に各戰役の戦利品、記念品御收藏、戦病死勇士の姓名寫眞御保存の聖慮より建設されたもので、振天府は明治二十七年八月日清戰役及臺灣征討のもの、建安府は明治三十七八年日露戰役のもの、有光亭は威海衛の戦のもの、懷遠府は明治三十三年北清事變、惇明府は大正三四年日獨戰爭、顯忠府は昭和六七年の滿洲事變及上海事變を記念せらるるものが御保存になつてある。

吹上御苑 宮城内の御苑で、觀瀑亭、霜錦亭、寒香亭、駐春閣、吹上の御茶屋は徳川時代の亭であり、花蔭亭は昭和大典に際し全國官吏より獻上せるもの、御苑内楓山には皇后宮御經營の御養蠶所がある。

御正門 通常二重橋と申上ぐ、北に坂下門、西北に乾門、西南角に吹上門、半藏門あり、此外舊本丸には内櫻田門、大手門、平川門、北桔梗門等がある。

皇宮・御所

京都皇宮 (京都市上京區) 桓武天皇平安御遷都から明治天皇の東京御遷都まで一千七十餘年間の皇居である。現在の皇宮は安政二年十一月に竣工したもので、紫宸殿、清涼殿、御常御殿、小御所、御學問所、宣陽殿その他の御殿があり、總面積二十七萬六百二十九坪。

桐ノ間 御室内約十五坪餘。桐の木で調製された御調度品が配さる。皇后陛下の御謁見所で各國使臣其他重臣並に夫人等へ拜謁仰付けらるる際用ひさせられる。

豐明殿 宮中に於ける御饗宴場。四大節の御饗宴を始め午餐、晚餐の御催しもまたこの御殿に於いて行はせらる。正殿と御庭を隔てて北にあり、その前庭には桃花形の大石鉢の噴水がある。御室内約百八十坪、天井は折上格天井で御裝飾絢爛華麗を極めてある。千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間は共に豐明殿の後席の間と總稱せられ、御饗宴後の控間又は談話室に用ひ、千種ノ間でまた小饗宴も御催しあらせらる。

西溜間・東溜間 西溜間は豐明殿前庭西方の御間で、皇族會議は多くこの御間で開かせられ、常には拜謁、御陪食等に召された諸員の控室となつてある。東溜間は西溜間と向ひ合つて東側にあり、この御殿で樞密院會議を開かせられる御例となつてゐる。葡萄ノ間は各皇族御參内の際の御休憩室である。

奥宮殿 御常御殿。平家建檜木造りの二棟で、皇子殿下の御居室や御内儀御食堂等もあり、皇族方との御對面や御會食も御内儀で行はせられる。

吳竹寮 宮城内舊本丸にあり、約二百坪の平家建で、松、竹、梅と三つの御間を始

青山御所 (赤坂區) 舊紀州家の別邸、明治六年英照皇太后還御あらせられ、同七年一月青山御所と稱す。

大宮御所 (赤坂區) 赤坂離宮、青山御所御料地内に在り、昭和五年五月御竣工、皇太后陛下御在所と定めさせらる。

東宮御所 (赤坂區) 赤坂離宮御料地内に在り、昭和十一年十二月御竣工、昭和十二年三月廿九日皇太子殿下御移轉あらせらる。

仙洞御所 (京都市上京區) 京都皇宮外に在り。

離宮・御用邸

赤坂離宮 (赤坂區) 舊紀州侯邸の一部、明治五年三月離宮となる。

濱離宮 (京橋區築地) もと徳川將軍鷹藏の地。離宮となれるは明治三年。

霞關離宮 (麹町區) 舊黒田侯邸。明治八年有栖川宮邸となり、同三十七年離宮となる。

桂離宮 (京都市右京區桂) 舊桂宮御別邸。明治十六年離宮となる。

修學院離宮 (京都市左京區修學院)

宮廷——御獵場、宮中杖、宮中席次

箱根離宮 (神奈川県蘆ノ湖畔塔ヶ島)
伊勢離宮 (宇治山田市外)
武庫離宮 (神戸市須磨區月見山)
葉山御用邸 (神奈川県三浦郡葉山町)
立石御用邸 (同縣三浦郡西浦村)
沼津御用邸 (沼津市揚原町)
日光御用邸 (栃木縣上都賀郡日光町)
日光御母澤御用邸 (同)

子爵 石黒 忠憲
伯爵 金子堅太郎
男爵 内山小二郎
伯爵 牧野 伸顯
有馬 良橋

宮中席次

御獵場
江戸川筋御獵場 埼玉縣南埼玉郡、北葛飾郡、千葉縣東葛飾郡。雁、鴨、鶉、鷺、千鳥、雉子、鶉等。
長良川筋御獵場 岐阜縣岐阜市、同郡上郡、武儀郡、稻葉郡、鮎、鯉。
神通川御獵場 富山縣婦負郡、上新川郡鮎、鮭、鱒等。

宮中杖

後鳥羽上皇、藤原俊成の九十賀に鳩杖を賜ひし御事に始まり齡八十以上にして特殊の功勞ある者に賜はる。現在は杖にかへて御目錄を賜はるのであるが、現在の光榮者は左の人々である。

公爵 西園寺公望 伯爵 清浦 奎吾

【第一階】—第一 大勳位(一、菊花章頸飾、二、菊花大綬章)△第二 内閣總理大臣△第三 樞密院議長△第四 元勳優遇の爲大臣の禮遇を賜はりたる者△第五 元帥國務大臣宮内大臣内大臣△第六 朝鮮總督△第七 内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者△第八 國務大臣宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者△第九 樞密院副議長△第十 陸軍大將軍海軍大將軍樞密顧問官△第十一 親任官△第十二 貴族院議長衆議院議長△第十三 勳一等旭日桐花大綬章△第十四 功一級△第十五 親任官の禮遇を賜はりたる者△第十六 公爵△第十七 從一位△第十八 勳一等(一、旭日大綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)【第二階】—第十九 高等官一等△第二十 貴族院副議長衆議院副議長△第二十一 磨香間祇候△第二十二 侯爵△第二十三 正一位

倉富勇三郎
山本 達雄
柴 五郎
眞野 文二
十五 功二級△第二十六 錦鷄間祇候△第二十七 勳任待遇△第二十八 伯爵△第二十九 從二位△第三十 勳二等(一、旭日重光章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第三十一 子爵△第三十二 正三位△第三十三 從三位△第三十四 功三級△第三十五 勳三等(一、旭日中綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第三十六 男爵△第三十七 正四位△第三十八 從四位【第四階】—第三十九 貴族院議員衆議院議員△第四十 高等官三等△第四十一 高等官三等の待遇を享くる者△第四十二 功四級△第四十三 勳四等(一、旭日小綬章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第四十四 正五位△第四十五 從五位【第五階】—第四十六 高等官四等△第四十七 高等官四等の待遇を享くる者△第四十八 功五級△第四十九 勳五等(一、雙光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第五十 正六位【第六階】—第五十一 高等官五等△第五十二 高等官五等の待遇を享くる者△第五十三 從六位△第五十四 勳六等(一、單光旭日章、二、寶冠章、三、瑞寶章)【第七階】—第五十五 高等官六等△第五十六 高等官六等の待遇を享くる者△第五十七 正七位【第八階】—第五十八 高等官七等△第五十九 從七位

十九高等官七等の待遇を享くる者△第六十 從七位△第六十一 功六級【第九階】—第六十二 高等官八等△第六十三 高等官八等の待遇を享くる者【第十階】—第六十四 高等官九等△第六十五 奏任待遇△第六十六 正八位△第六十七 功七級△第六十八 勳七等(一、青色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章)△第六十九 從八位△第七十 勳八等(一、白色桐葉章、二、寶冠章、三、瑞寶章)

前官禮遇

總理大臣 公爵西園寺公望、伯爵清浦奎吾、男爵若槻禮次郎、岡田啓介、男爵平沼騏一郎、米内光政
樞密院議長 倉富勇三郎、男爵一木喜徳郎
國務大臣 水野鍊太郎、財部彪、男爵幣原喜重郎、男爵山本達雄、男爵大角岑生、町田忠治、宇垣一成、廣田弘毅、林銑十郎、三土忠造、男爵荒木貞夫、有田八郎、前田米藏、鹽野季彦、永井柳太郎
内大臣 伯爵牧野伸顯、湯淺倉平

内大臣府

内大臣府は御璽國璽を尙藏し及詔書勅書其の他内廷の文書に關する事務を掌り、内大臣は常侍輔弼し内大臣府を統轄す。秘書官長、秘書官、屬を置く。歴代内大臣は左の如くである。

樞密院の職掌
樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所、議長一人、副議長一人、顧問官二十四人、書記官長一人及び書記官を以て組織され、丁年以上の各親王は樞密院會議に班列するの權を有せられる。議長副議長及顧問官たるには年齡四十歳に達したものでなければならぬ、樞密院の職掌は一、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項二、憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及疑義三、憲法第十四條戒嚴の宣告同第八條及第七十條の勅令及其他罰則の規定ある勅令四、列國交渉の條約及約束五、樞密院の官制及事務規程の改正に關する事項六、前諸項に掲ぐるものの外臨時に諮詢せられたる事項に付諮詢を待つて會議を開き意見を上奏する、樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與することはない。

歴代宮内大臣

伯爵 伊藤 博文
子爵 土方 久元

公爵 大 山 巖
侯爵 松 方 正 義
子爵 平 田 東 助
子爵 牧 野 伸 顯
子爵 齋 藤 實

歴代樞密院議長

伯 伊藤 博文
伯 大木 喬 任

宮廷——前官禮遇、歴代宮内大臣、内大臣府、樞密院の職掌、歴代樞密院議長

伯伊藤博文	二四・六・一
伯大木喬任	二五・八・八
伯山縣有朋	二六・三・一
伯黑田清隆	二八・三・一七
侯西園寺公望	三三・一〇・二七
侯伊藤博文	三六・七・一三
侯山縣有朋	三八・二・二一
公伊藤博文	四二・六・一四
公山縣有朋	四二・二・一七
子清浦奎吾	四二・二・一七
子濱尾奎新	四二・二・一七
男穂積陳重	一四・一〇・一三
男倉富勇三郎	一五・四・二二
男一木喜徳郎	九・五・三
男平沼騏一郎	一・三・二二
男近衛文麿	一四・一・五
公原嘉道	一五・六・二四

御題	五	七	七
名上	五	七	七

族籍、左寄に氏名、官職位勳功爵あるものは氏名の上にそれを記す。
昭和十五年歌會始の御題は前年十月十四日「迎年祈世」と仰出され、昭和十五年一月二十九日宮中鳳凰ノ間に於て歌會始の儀を行はせられた、全國の詠進歌數三萬八千六百四十三首より光榮に浴した選歌は五百であつた。

御製

西ひかしむつみかはして榮ゆかむ
世をこそいのれとしのはしめに

皇后宮御歌

この秋のみのりよかれといのるかな
ためしなき世のとしをむかへて

皇太后宮御歌

にひとしに大みよいのるまこころは
神もたすけて守りますらむ

選歌

皇太后宮御用掛正六位勳五等 山中 貞子上
としたちてまつこそいのれおなし文字かく
くに人のむつひあふよを
中支派遣小金澤部隊 中村 光慶上
陸軍軍醫中尉從七位
昨日まで仇とも呼ひし國人と初日に祈るゆ
るきなき世を
中支派遣今川隊 武田 作穂上
陸軍輜重兵一等兵
新しき年を迎へてたよかひのにはより祈る
御世の榮を

あたらしきとしをむかへていのるかなつる
きを歟にもちかへむ世を
東京府 竹山十朗妻信子上
愛知縣 西澤信太郎上
おそかに世をいのるかな庭燎たくあかつ
きやみに初詣して

帝室技藝員

竹内 栖鳳	横山 大觀
川合 玉堂	橋本 關雪
安田 靱彦	菊池 契月
藤島 武二	和田 英作
山崎 朝雲	板谷 波山
香取 秀眞	清水 南山

高級帶動者 (昭和一五八三〇)

眞野 文二	宮田 太郎	三宅 光治
南 弘	三木善太郎	三土 忠造
三毛 一夫	室 兼次	武者小路 公共
森山慶三郎	森 壽	安廣伴 一郎
山川 端夫	山路 一善	山梨 半造
山屋 他人	柳川 平助	山梨 勝之進
山本 英輔	山本 鶴一	米内 光政
芳澤 謙吉	吉田 豊彦	若山善太郎
渡邊滿太郎	篠塚 義男	藤田 一進
黒田 英雄	鈴木 孝雄	

勳一等瑞寶章

安藤紀三郎	青柳 榮司	秋月左都夫
赤井 春海	荒蒔 義勝	秋田 清
荒城 二郎	荒川 文六	安藤廣太郎
磯村 年	井上 一	井上哲次郎
板倉松太郎	市來 乙彦	犬塚勝太郎
岩崎 久彌	岩村 俊武	今村信次郎
稻葉 四郎	今村 均	飯田 貞固
岩松 義雄	牛島 貞雄	梅崎延太郎
牛塚虎太郎	内田 定植	潮 惠之輔
牛丸 福作	後宮 淳	牛島 實常
枝原百合一	遠藤 源六	磯谷 廉介
小笠原長生	小野塚喜平次	小原 直
織田 萬	尾野 實信	大谷 一男
大塚 要	太田 政弘	岡 喜七郎
大田 爲吉	大井 清一	大湊直太郎
岡 今朝雄	大串 敬吉	岡田 武松
荻洲 立兵	烏谷 章	河井 彌八

大勳位菊花章頸飾

西園寺公望

勳一等旭日桐花大綬章

一木喜徳郎	石黒 忠恵	宇垣 一成
大島 健一	音羽 正彦	岡田 啓介
華頂 博信	葛城 茂麿	金子堅太郎
清浦 奎吾	倉富勇三郎	小松 輝久
幣原喜重郎	鈴木貫太郎	財部 彪
筑波 藤麿	奈良 武次	東伏見邦英
平沼騏一郎	菱刈 隆	伏見 博英
牧野 伸顯	南 次郎	水野練太郎
山本 達雄	山階 芳麿	若槻禮次郎
湯淺 倉平		

勳一等旭日大綬章

安保 清種	有馬 良橋	阿部 信行
荒木 貞夫	安達 謙藏	荒木寅三郎
有田 八郎	安藤 利吉	井出 謙治
井上幾太郎	井上 忠也	伊澤多喜男
伊藤乙次郎	伊藤 賢三	石井菊次郎
石塚 英藏	稻垣 三郎	岩越 恒一
板垣征四郎	宇佐美勝夫	宇佐美興屋
内田 重成	内山小二郎	植田 謙吉
梅津美治郎	小栗孝三郎	小幡 西吉
尾崎 行雄	大井 成元	大角 岑生
緒方 勝一	尾高 龜藏	大村 卓一
及川古志郎	岡村 寧次	香椎 浩平
蒲 穆	河合 操	川島令次郎
川島 義之	川村 竹治	川岸文三郎

宮廷——高級帶動者

宮廷——爵位・勳章、有位人員

謙田 彌彦 川口 虎雄 加藤 隆義
香月 清司 片山 正夫 笠井平十郎
河村 恭輔 木佐木幸輔 岸本鹿太郎
木原 清 乘木 嚴翼 久納 誠一
乘木 崇明 小泉 六一 小金井良精
國府田 中 古賀 峰一 伍堂 卓雄
木場 貞長 後藤 文夫 小寺房治郎
佐藤 三吉 佐藤 鐵太郎 佐藤 恒丸
西園寺 八郎 齋藤 半六 佐藤子之助
澤田 節藏 坂本 俊篤 佐々木到一
櫻内 幸雄 三條西實義 柴山 五郎
白仁 武 島村他三郎 柴山 重一
篠田 治策 莊司市太郎 鹽澤 幸一
嶋田繁太郎 幣原 坦 篠原誠一郎
菅原 通敬 鈴村 吉一 鈴木直太郎
杉 榮三郎 末松 茂治 關口健一郎
關 龜治 田中 國重 田中 都吉
田中 盛秀 田中 館愛橋 田邊 朔郎
高木 貞治 竹上常三郎 立 作太郎
谷口留五郎 俵 孫一 高岡 熊雄
谷 壽夫 谷口元治郎 田崎武八郎
田中 靜壹 竹越與三郎 千葉 郁治
堤 正義 寺島 健 德川 達孝
東郷吉太郎 等々力森藏 豐田 副武
東條 英機 中澤 岩太 長岡半太郎
南部麟次郎 永井柳太郎 中岡 彌高
中山 蕃 中村幸之助 西野 元
新村 出 野中 季雄 長谷川直敬

馬場 愿治 林 彌三吉 原田 敬一
芳賀權四郎 林 博太郎 八田 嘉明
林 頼三郎 針塚長太郎 濱田吉次郎
蓮沼 蕃 濱本喜三郎 引田 乾作
平賀 讓 百武 三郎 平山 信
弘岡 道明 日比野正治 福原 佳哉
藤井 茂太 藤田 嗣章 舟越楫四郎
古川 三郎 古川 三郎 藤井 洋治
本多熊太郎 堀内 次雄 堀切善次郎
堀 丈夫 本野 亨 堀田 正昭
松井 茂 松浦 善助 松村 鶴造
松本 重威 前田 米藏 松岡 洋右
馬淵銳太郎 松本 高棟 美濃部達吉
三浦謹之助 三井 高棟 三宅 德業
宮田 光雄 宮地久壽馬 村上直次郎
三井清一郎 宮城長五郎 森岡 守成
村上 恭一 望月 圭介 山口 銳之助
泉二 新熊 安滿 欽一 山中 柴吉
山田 三良 山田 彦八 山崎達之輔
安田 郷輔 山岡萬之助 山本五十六
山田 三郎 山田 乙三 横山又次郎
山岡 重厚 山田 完藏 岩林 資藏
吉田 茂 吉田 善吾 渡邊 俊雄
渡邊 壽 渡邊 龍聖 渡邊 公平
渡邊滿太郎 渡邊 實 安井 藤治
和田 龜治 岡 實 大谷 正男
野村 直邦 本多光太郎 舞 傳男
谷本馬太郎

Table with columns for rank (爵位), name (姓名), and year (年). Includes entries like 勳一等寶冠章, 功一級, 大井 成元, etc.

Table titled '有爵戶數' (Number of households with titles) showing counts for various ranks from 1923 to 1925.

Table titled '有位人員' (Number of titled persons) showing counts for various ranks from 1923 to 1925.

Table titled '高級有位者' (High-ranking titled persons) listing names and their corresponding rank numbers (e.g., 正五位, 從五位).

Table titled '正二位' (Rank 2, 正) listing names and their corresponding rank numbers.

Table titled '勳章佩用人員' (Personnel wearing medals) listing names and their corresponding medal ranks (e.g., 勳三等, 勳四等).

Table titled '旭日勳章年金' (Sunrise Medal Pension) showing pension amounts for various ranks from 1922 to 1923.

Table titled '從二位' (Rank 2, 從) listing names and their corresponding rank numbers.

Table titled '勳章佩用人員' (Personnel wearing medals) listing names and their corresponding medal ranks.

Table titled '旭日勳章年金' (Sunrise Medal Pension) showing pension amounts for various ranks from 1922 to 1923.

第一回國勢調査記念章 昭和三〇・六・六
 大禮記念章 昭和三〇・八・一
 朝鮮昭和五年國勢調査記念章 七・七・六
 支那事變從軍記章令(勅令公布) 一四・七・六

褒章

褒章條例は明治十四年十二月七日制定公布され同二十年五月二十三日黃綬褒章臨時制定を公布した。褒章にはその種別あり、本人に限り終身之を佩用しうるものである。紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助したる者に
 綠綬褒章 孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絶なる者又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者に
 藍綬褒章 學術技藝上の當明改良 著述教育衛生慈善防疫の事業、學校病院の建設、道路河梁堤防橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農産工業の發達に關し公衆の利益を興し成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞效顯著なる者に
 紺綬褒章 公益の爲私財を寄附し功績顯著たる者に
 黃綬褒章 私財を獻納し海防の事業に賛成したるものに(臨時的賜與)
 褒狀 表彰せらるべき者團體なるときは褒狀を賜はる。

飾版 已に褒狀を賜はりたるもの再度以上同様の實行ありて褒章を賜ふべき時は其都度飾版一箇を賜與し、其綬に附加せしむ。
 賜杯賜金 褒章を賜ふべき者には褒章と共に金銀木杯又は金圓を併賜せらるることがあり更に場合により金銀木杯、金圓又は褒狀を賜はることがある。

金鷄勳章叙賜條例改正

勅令第二百七十號
 昭和十三年四月二十一日附官報を以て金鷄勳章叙賜條例中改正、支那事變の論功行賞より實施することとなつた。

第四條 准士官受下士官の初叙は功六級とし兵の初叙は功七級とす武功を累ぬるに從ひ遂次進級せしめ准士官は功四級下士官は功五級兵は功六級に至るを得
 第五條 陸軍見習士官の下に陸軍少尉候補者を加ふ
 第六條 軍屬は軍人に準じて叙賜す

文化勳章

昭和十二年二月十一日紀元節の佳辰を卜して科學、藝術其他國家の文化的方面に功績あるものに對し其の勳功を表彰する爲に制定されたものである。
 勅令第九號
 文化勳章令

文化勳章ハ文化ノ發達ニ關シ勳績卓絶ナル者ニ之ヲ賜フ

文化勳章製式
 章 金桶花徑六・六釐
 花瓣白色盛上七寶、重廓間蕊金地濃藍色七寶、曲玉白色七寶、地赤白七寶

紐 金桶實
 葉綠色七寶、實淡色七寶
 環 金小形橢圓
 綬 幅三・七釐
 織地淡紫色
 文化勳章ハ綬ヲ以テ胸部中央ニ之ヲ佩ブ

附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 文化勳章佩用告示
 文化勳章は宮中關係の事項に付特に指示ありたる場合を除くの外時宜に依り男子は通常服(フロックコート又はモーニングコート)又は文附羽織袴、女子は通常服(ロート、モンタント)又は白襟紋服(朝鮮及臺灣服等に在りては以上の諸服裝に相當するもの)著用の節胸部中央に之を佩用すること

勳章略綬の改定
 昭和十一年五月十八日附勅令第六十五號を以て明治十年第九千七號達大勳位菊花大

日より實施さる。

對外交書の御記載

「日本國天皇」御稱呼御改めらるる御親書をはじめ宮内省から諸外國に發せられる對外交書に御記載の御稱呼は、從來「皇帝」と記し參らせたが、この御稱呼は天皇と稱し奉る事に御決定あらせられた。仍つて今後は外交文書の御記載は、すべて「日本國天皇」と記しまらす御事となつた。

國葬令

國葬に關しては從來別段の規定なく、たゞ先例に基いて執行されて來たが、大正十五年十月二十一日勅令第三百二十四號を以て國葬令が公布された。即ち左の如くである。

第一條 大喪儀は國葬とす
 第二條 皇太子皇太后皇太孫皇太孫妃及攝政たる親王内親王王女等の喪儀は國葬とす但し皇太子皇太孫七歳未満の殤なるときは此の限に在らず
 第三條 國家に偉勳ある者薨去又は死亡したるときは特旨に依り國葬を賜ふことあるべし
 前項の特旨は勅書を以てし内閣總理大臣之を公告す
 第四條 皇族に非ざる者國葬の場合に於て

は葬儀を行ふ當日廢朝し國民喪に服す
 第五條 皇族に非ざる者國葬の場合に於ては葬儀の式は内閣總理大臣勅裁を経て之を定む

國葬

明治以來特旨により國葬を賜りたるもの次の如し。
 岩倉具視 明治六年 島津久光 明治三年
 三條實美 同 二年 熾仁親王 同 元年
 能久親王 同 元年 毛利元德 同 元年
 島津忠義 同 三年 彰仁親王 同 元年
 伊藤博文 同 三年 威仁親王 大正二年
 大山 巖 大正五年 李太王 同 八年
 山縣有朋 同 二年 貞愛親王 同 二年
 松方正義 同 三年 李王 同 二年
 東郷平八郎 昭和九年

文化勳章拜受者

長岡半太郎 木多光太郎
 木村 榮 佐佐木信綱
 幸田成行 竹内恒吉
 横山秀麿 藤島武二
 紀元二六〇〇年記念章
 一、昭和十五年紀元節祭に召されたる者
 一、紀元二千六百年式典に招かれたる者
 一、祝典事務及之に伴ふ要務に與つた者

勳記の御稱號を統一

宮内省及び外務省では曩に對外交書等に用ひさせられる御名を『大日本帝國天皇』として御統一申上げたが、賞勳局でも從來の勳記に『日本國皇帝』と記されたのを改めて『大日本帝國天皇』とし、同時に右の勳記中『東京帝宮』とあるのも『宮城』と改め申上げることとし、昭和十一年六月一

宮廷——勳記の御稱號を統一、日本國天皇、國葬令、文化勳章拜受者

宮廷—御歷代皇居及御陵

Table of Imperial Residences and Tombs (Right Page). Columns include: 代御 (Imperial Generation), 帝號 (Emperor's Name), 紀元 (Year), 皇居 (Residence), 御陵 (Tomb), 同所在地 (Location). Rows list emperors from 神武 (Shinmu) to 武烈 (Burei).

Table of Imperial Residences and Tombs (Left Page). Columns include: 代御 (Imperial Generation), 帝號 (Emperor's Name), 紀元 (Year), 皇居 (Residence), 御陵 (Tomb), 同所在地 (Location). Rows list emperors from 武烈 (Burei) to 文德 (Wende).

宮廷—御歷代皇居及御陵

世界重要事年紀

紀元、西曆對照

元	正月朔神武天皇橿原宮に即位	二六三	ソクラテス刑死	五九	三種神器を大和笠縫邑に遷し天照大神を祀る
六八	齊桓公歿し五公子國を争ふ	二七	アリストテレス生る	六〇	照大神を祀る
六三	新バビロニア王國興る	二八	孟子生る	六一	ポンペイウス執政となる
六三	釋迦生る	二九	歴山大王生る	六二	シーザー、クレオパトラを埃及女王とす
六四	ソロン憲法治定	三〇	歴山大王生る	六三	シーザー暦を改む
六五	孔子生る	三一	歴山大王印度を征す	六四	シーザー殺さる
六六	波斯猶太を滅す	三二	歴山大王バビロンに歿す	六五	任那初めて入貢す
六七	釋迦入寂	三三	アレキサンドリア文庫建つ	六六	アントニー、クレオパトラ自殺す
六八	キロス、パピロンを陥る	三四	第一ポエニ戦争始まる	六七	當麻蹶速、野見宿禰と角力して死す
六九	希臘アポロ祠堂成る	三五	秦始皇帝元年	六八	天照大神宮を伊勢度會に遷す
七〇	羅馬の共和政體始まる	三六	秦王初めて皇帝と稱す	六九	基督生る
七一	波斯の第二回希臘侵入、所謂マラトンの戦	三七	カンネーの戦	七〇	殉死を禁す
七二	テルモピレの戦	三八	阿房宮成る、諸生を坑にす	七一	基督磔殺さる
七三	孔子歿す、年七十三	三九	漢高祖元年、項羽楚に覇を稱す	七二	使徒パウロ、アテネに説教す
七四	ソクラテス生る	四〇	漢高祖元年、項羽楚に覇を稱す	七三	垂仁帝九年田道間守を常世國に遣し香葉を求めしむ十年にして歸朝す
七五	ヘロポネス戦始まる	四一	漢高祖元年、項羽楚に覇を稱す	七四	ネロ羅馬を焼き基督教徒を虐殺す
七六	プラトーン生る	四二	漢高祖元年、項羽楚に覇を稱す	七五	東漢明帝八年使を天竺に遣し佛法を求む、十一年天竺の沙門來つて寺を建つ
七七	ヘロポネス戦終る	四三	漢高祖元年、項羽楚に覇を稱す		

七九	グエスヴィアス噴火、ボンハイ市埋没す	二二六	八月眉輪王安康帝を弑す	一五七	吉備眞備、阿部仲麻呂等唐に留學す
八〇	日本武尊熊襲を討つ	二二七	雄略帝皇后親ら桑を摘み蠶蠶を勸む	一五八	日本書紀成る
八一	日本武尊伊勢に薨す	二二八	豊受大神を伊勢に遷す	一五九	安祿山叛す
八二	武内宿禰大臣となる	二二九	ユスチニアヌス法典發布さる	一六〇	光明皇后崩す
八三	マルクス、アウレリウス、アントニウス立つ	二三〇	百濟國王佛像經論を獻す	一六一	弓削道鏡太政大臣禪師となる
八四	ローマ支那と交通す	二三一	東ゴート王國亡ぶ	一六二	カロロ大帝フランク王國を統一す
八五	黄巾の賊起る	二三二	モハメッド生る	一六三	都を山背の長岡に營む
八六	神功皇后三韓を征す	二三三	グレゴリー一世初めて法王と稱す	一六四	ノルマン人初めて英國に侵入す
八七	赤壁の戦	二三四	馬子崇峻天皇を弑す	一六五	坂上田村麿蝦夷を討つ
八八	魏王曹操歿す	二三五	十一月法興寺成る	一六六	最澄唐より歸朝し天台宗を傳ふ
八九	諸葛孔明歿す	二三六	初めて冠位十二階を制す	一六七	空海歸朝し眞言宗を傳ふ
九〇	ゴート人羅馬を侵す	二三七	四月憲法十七條を撰す、また初めて曆日を用ふ	一六八	韓愈佛骨表を上る
九一	蝦夷初めて入貢す	二三八	小野妹子隋に使す	一六九	日本後紀成る
九二	百濟王子阿直岐來朝す	二三九	猶太人基督教徒を虐殺す	一七〇	貞觀式成る。英のアルフレッド大王即位す
九三	百濟王仁來朝、漢學輸入さる	二四〇	聖徳太子薨す	一七一	菅原道實左遷せらる、延喜格成る
九四	筆墨初めて日本に製作さる。漢譯法華經成る	二四一	モハメッド歿す	一七二	古今集成成る
九五	コンスタンチン大帝即位	二四二	蝦夷及び入鹿誅に伏す	一七三	フランコニア侯コンラド獨逸帝となる
九六	仁徳天皇即位。都を高津宮に遷す。コンスタンチン基督教公許	二四三	阿倍比羅夫肅慎を討つ	一七四	劍橋大學建つ
九七	コンスタンチン羅馬を一統す	二四四	壬申の亂	一七五	平將門叛す
九八	涪水の戦	二四五	則天武后唐の宗室を殺す	一七六	オトー一世神聖羅馬皇帝と號す
九九	テオドシウス羅馬を一統す	二四六	大寶律令成る	一七七	空也上人入寂
一〇〇	ワシントン人羅馬に侵入す	二四七	和銅開鑄を鑄る	一七八	
一〇一		二四八	都を平城に遷す	一七九	

一六四二	三條帝藤原道長邸に幸す	一八四三	親鸞淨土眞宗を開く。蒙古ロシ	二二四二	パイアル初めて上梓さる
一七三三	安倍貞任誅に伏し前九年役終る	一八七三	アに入る	二二七二	應仁の亂
一七三六	ヘースチングスの戰	一八七三	道元曹洞宗を傳ふ	二二八二	西班牙統一
一七三九	王安石新法を行ふ	一八七三	ハンザ同盟成る	二二八二	銀閣寺成る。マルチン・ルーテ
一七三九	グレゴリー七世羅馬法王となる	一八七三	五攝家を定む	二二八二	ル生る
一七三九	山徒園城寺を焼く	一八七三	日蓮日蓮宗を開く	二二八二	北國の一向宗徒亂を作す。バル
一七四一	資治通鑑成る	一八七三	蒙古人バグダッド國を滅す	二二八二	トロメザアズ喜望峰を發見
一七四一	清原武衡滅ぼされ後三年役終る	一八七三	英國に初めて議會開かる。ダン	二二八二	コロンブス西印度を發見す
一七四一	第一十字軍起る	一八七三	テ生る	二二八二	カボット加奈陀東海岸を發見す
一七五二	女眞國を金と號す	一八七三	時宗執權蒙古の使を卻く	二二八二	バスコ・ダ・ガマ印度に到る
一七五二	平忠盛山陽南海の海賊を捕ふ	一八七三	一遍時宗を開く	二二八二	葡萄牙人ブラジルの發見す
一七五二	ゴシック派の建築盛に行はる	一八七三	元來寇す執權時宗之を鑿にす	二二八二	マダガスカルを發見す
一七五二	フレデリック一世獨逸帝となる	一八七三	日蓮入寂。文天祥殺さる	二二八二	瓜哇を發見す
一七五二	英國ヘンリー二世立つ	一八七三	元安南及び緬甸を征す	二二八二	ルーテル宗教改革を唱ふ
一七五二	保元の亂	一八七三	英國蘇格蘭を征す	二二八二	コルテス墨西哥征服を開始す。
一七五二	平治の亂	一八七三	ダンテ歿す	二二八二	マセラノ世界通航の途に上る
一七五二	源空淨土宗を開く	一八七三	新田義貞北條氏を亡ぼす	二二八二	マキアベリ歿す
一七五二	朱熹集註成る	一八七三	初めて火薬を用ふ	二二八二	コペルニカス地動説を唱ふ
一七五二	源頼朝兵を起す	一八七三	足利尊氏征夷大將軍となる	二二八二	葡萄牙人初めて我國に來る
一七五二	平氏壇浦に亡ぶ	一八七三	百年戦争始まる	二二八二	天主教初めて薩摩に入る
一七五二	源頼朝鎌倉に幕府を開く	一八七三	明主切に倭寇を禁せんことを請	二二八二	ルーテル歿す
一七五二	ラチン帝國建つ	一八七三	ふ	二二八二	英女王エリザベス立つ
一七五二	英王ジョン大憲章に署名す	一八七三	金剛寺建つ	二二八二	シエロクスピア生る。ミケラ
一七五二	公曉實朝を弑す。プロシア波蘭	一八七三	羅馬帝國滅ぶ	二二八二	ンシエロ歿す
一七五二	に征せらる	一八七三	英國藩衛戦争始まる	二二八二	比律賓諸島西班牙領となる
一八二二	承久の亂	一八七三		二二八二	織田信長兵を率ゐて京都に入る

一三三三	明智光秀信長を弑す。グレゴリ	一三九七	の制を定む	一四七〇	富士山噴火、寶永山出づ
一三三三	一世曆法を改正	一三九七	鳥原の亂	一四七〇	ユトレヒト平和會議
一三三三	清の太祖興る	一三九七	クロムウエル長期議會召集	一四七〇	貝原益軒歿す
一三三三	豊臣秀吉關白に任ず	一三九七	晴雨計發明さる	一四七〇	大日本史成る
一三三三	西班牙無敵艦隊全滅す	一三九七	中江藤樹歿す。ウエストフアリ	一四七〇	尾形光琳歿す。康熙字典成る
一三三三	朝鮮征伐	一三九七	アの條約	一四七〇	兩館に蝦夷奉行を置く
一三三三	秀吉薨す	一三九七	英王チャールズ一世弑さる	一四七〇	近松門左衛門歿す
一三三三	クロムエル生る	一三九七	由比正雪誅に伏す。英國航海條	一四七〇	新井白石歿。ペートル大帝歿す
一三三三	關ヶ原の役	一三九七	例發布	一四七〇	恰克圖條約成立。ニュートン歿
一三三三	徳川家康征夷大將軍となる	一三九七	光岡大日本史編纂に着手す。江	一四七〇	す
一三三三	家康角倉了以等に呂宋カンボヂ	一三九七	戸丸山大火	一四七〇	ペーリಂಗ海峡發見
一三三三	ヤ等渡航の朱印を與ふ	一三九七	鄭成功援を乞ふ。クロムウエル	一四七〇	波蘭王位繼承戰
一三三三	呂宋に通商を許す	一三九七	歿す	一四七〇	鐵製軌道初めて木製軌道に代る
一三三三	伊達政宗支倉六右衛門を西班牙	一三九七	初めて清酒を製す	一四七〇	フレデリック大王即位。埃國王
一三三三	及羅馬に派遣す	一三九七	英國王政に復す。露都セントピ	一四七〇	位繼承戰
一三三三	大阪冬の陣	一三九七	ターヌスアルグ建設	一四七〇	クライブ印度に來る
一三三三	大阪夏の陣豊臣氏亡ぶ	一三九七	隠元黃葉宗を開く。鄭成功臺灣	一四七〇	モンテスキュー歿す
一三三三	家康歿す。シエロクスピア歿	一三九七	に據る	一四七〇	竹内式部捕へらる
一三三三	す	一三九七	狩野探幽歿す	一四七〇	山縣大貳梟せらる。ワット蒸氣
一三三三	三十年戦争始まる。蒸氣機關を	一三九七	露ペートル大帝即位	一四七〇	機關を發明す
一三三三	發明す	一三九七	清露條約成立	一四七〇	露國クリミヤを占領す
一三三三	山田長政暹羅より書を幕府に贈	一三九七	プロシア王國となる。西國王位	一四七〇	田沼意次老中となる。第一次波
一三三三	る	一三九七	繼承戰起る	一四七〇	蘭分割
一三三三	ペーコン歿す	一三九七	赤穂義士復讐	一四七〇	四庫全書成る。ポストン港にて
一三三三	踏繪の令を發す	一三九七	初代市川團十郎歿す。シアラル	一四七〇	輸入茶箱を投棄し英國同港を封
一三三三	徳川家光武家制度及び参勤交代	一三九七	タル英國の手に歸す	一四七〇	鎖

二五八八一九八

今上陛下御即位式(十一月)。濟南事件突發(五月)

二五八九一九九

ツェツペリン伯爵號世界一周飛行を完了(八月)

二五九〇一九〇〇

金解禁断行(一月)。倫敦海軍々縮會議開會さる(一月)。濱口首相遭難(十一月十四日)

二五九一一九〇一

滿洲事變突發(九月十八日)。ハインドン、パンクボーン兩氏太平洋無著陸横断飛行に成功。犬養内閣成立し金輸出再禁止を断行(十二月)。スベイン政體變革共和国となる(四月十四日)

二五九二一九〇二

滿洲國正式に成立(三月一日)。犬養首相暗殺さる(五月十五日)

二五九三一九〇三

帝國、滿洲國承認(九月十五日)東大平山博士太陽中の新ガス體を發見。

二五九四一九〇四

國際聯盟より帝國脱退(三月二十七日)。世界最大の飛行船ア Kron 號(米)墜落し七十餘死亡(四月四日)

滿洲國帝政實施、サルバドル共和國滿洲國を承認。東郷元帥薨去(五月三十日)國葬儀行はる。ユーゴスラヴィア國王アレキ

サンドル一世陛下フランソワ訪問の途次兇彈の爲め崩御(十月十日)御年十一歳の皇太子殿下御踐祚、ビクタ二世と稱せらる。

獨逸大統領ヒンデンブルグ元帥薨去、同時にヒトラー首相後任大統領に就任(八月二日)シヤム國王アラジャデーボツク陛下御退位(三月二日)三月七日アナナダ・マヒドル殿下御踐祚。滿洲國皇帝陛下御來訪(四月六日)。滿ソ間に北滿鐵道讓渡成立(三月二十三日)。伊太利東阿遠征軍二十二萬五千エチオピア領進軍開始(八月)。永田軍務局長刺殺さる(八月十二日)ロンドン海軍會議に於ける我が共通最大限の根本方針通過見込なく會議脱退(一月十六日)英國皇帝ジョージ五世陛下崩御(實算七十一)一月二十日)エドワード八世陛下御即位(一月二十二日)内大臣齋藤實子、大藏大臣高橋是清氏、教育總監渡邊錠太郎大將、の三重臣は一部青年將校に

襲撃され即死、侍從長鈴木實太郎大將は重傷、前内大臣牧野伸顯伯は危く難を免る(二月二十六日)右事件に依り岡田内閣挂冠、廣田内閣成立(三月十日)エチオピア首都アジス・アベバ陥落。ハイレ・セラシエ一世蒙塵(五月八日)西班牙に内亂勃發す(七月)。日獨防共協定調印完了、政府聲明書を發表(十一月二十五日)。英國皇帝エドワード八世退位、皇弟ヨーク公踐祚、ジョージ六世と奉稱(十二月十日)蔣介石西安に於て張學良の爲め監禁され世界震撼す(十二月二十二日)蔣夫妻二十五日生誕。二月二十三日廣田内閣總辭職。二月二日林内閣成立。五月三十一日挂冠。六月四日近衛内閣成立。

七月七日北京郊外蘆溝溝に於て宋哲元麾下二十九軍兵の不法射撃事件に端を發し日支關係悪化竟に舉國一致暴支膺懲の聖戰に皇師北支、上海に進撃す。

二五九七一九〇七

近衛内閣總辭職、平沼騏一郎男組閣の命を拜す(一月四日)洪牙利、防共協定に参加(一月十三日)又、滿洲帝國も防共協定に参加す(一月十六日)フランコ軍、バルセロナに入城(二月二十六日)我陸海軍協力、海南島に無血上陸(二月十日)獨・チエコ事實上の併合(三月十五日)メーメル地方、獨逸領に復歸(三月廿二日)スロヴァキア國、獨の保護國となる(三月二十三日)アルバニヤ國王フロサナへ脱出伊軍首都チラナ入城(四月八日)ユーゴ・スラヴィヤ、獨伊と同一行動を誓約(四月廿三日)獨伊政治軍事協定成立(五月七日)外蒙國境ノモンハンにソ蒙軍不法越境(五月十一日)日英東京會談開かる(七月十五日)會談四十餘日事實上決裂獨・ソ不可侵條約成立、世界爲に驚倒(八月二十二日)

日・獨・伊防共協定成立(十一月六日)

上海陥落(十一月九日)宮中に大本營設置せらる(十一月二十日)

伊太利政府、滿洲國を承認(十一月二十九日)

我が政府、フランコ政權を承認(十二月一日)

滿洲國・フランコ政府相互承認の公文書交換(十二月二日)

伊太利政府、國際聯盟脱退(十二月十一日)

南京城占領(十二月十三日)中華民國臨時政府誕生(十二月十四日)

伊埃匈三國アマヘスト會議はフランコ政權承認、防共協定賛成の共同聲明發表(一月十二日)

帝國政府は爾後國民政府を相手とせず、新興支那政權の成立發展に期待し云々の重大聲明發表(一月十六日)

獨・埃合邦(三月十三日)國家總動員法案成立(三月二十四日)

二五九六一九〇六

英・米・佛三國倫敦海軍會議に基きエスカレーター條項發動に關し米は英・佛に正式通告(三月三十一日)滿・獨修好條約調印成る(三月十二日)航研機・周航一萬一千六百六十七キロ二八、飛行時間六十二時間二九三分の二世界記録を樹立(三月十五日)徐州陥落(三月十八日)中華民國維新政府成立(三月二十八日)獨・埃合邦の賛否を問ふ國民投票賛成得票九割九分を以て大獨逸の完成に成功(四月十日)支那軍黃河を決潰(六月十一日)張鼓峰事件勃發(七月)伊政府、猶太人の退去命令を決議(九月一日)チエコ問題に關し獨伊英佛ミュンヘン會議開かる(九月卅日)漢口陥落(十月廿五日)武昌城陥落(十月廿六日)帝國政府、國際聯盟との一切の關係断絶を通告(十一月三日)

二五九八一九〇八

近衛内閣總辭職、平沼騏一郎男組閣の命を拜す(一月四日)洪牙利、防共協定に参加(一月十三日)又、滿洲帝國も防共協定に参加す(一月十六日)フランコ軍、バルセロナに入城(二月二十六日)我陸海軍協力、海南島に無血上陸(二月十日)獨・チエコ事實上の併合(三月十五日)メーメル地方、獨逸領に復歸(三月廿二日)スロヴァキア國、獨の保護國となる(三月二十三日)アルバニヤ國王フロサナへ脱出伊軍首都チラナ入城(四月八日)ユーゴ・スラヴィヤ、獨伊と同一行動を誓約(四月廿三日)獨伊政治軍事協定成立(五月七日)外蒙國境ノモンハンにソ蒙軍不法越境(五月十一日)日英東京會談開かる(七月十五日)會談四十餘日事實上決裂獨・ソ不可侵條約成立、世界爲に驚倒(八月二十二日)

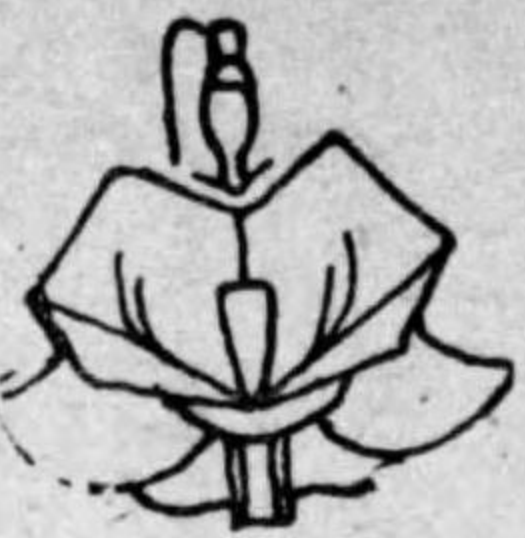
世界重要事年記

ボリウイア大統領ベセツラ・ブツシユ氏ビストル自殺(八月二十三日)
 日獨伊防共協定打切り(八月二十五日)
 阿部内閣成立(八月三十日)
 汪派の國民黨上海に全國大會を開く(八月廿八日-卅日)
 ベルギー・オランダ兩國元首、歐洲六國會議を提唱(八月廿九日)
 獨波兩軍遂に砲火を開く(九月一日)
 獨佛國境に戰端開始(九月四日)
 波蘭政府首都ワルソーを放棄(九月五日)
 米國中立法發動(九月五日)
 日蘇兩國ノモハン停戰協定調印(九月十六日)
 波蘭大統領等羅國へ亡命(九月十七日)
 獨蘇間に波蘭分割協定成立(九月二十日)
 汪兆銘氏新中央政權樹立に關し聲明す(九月二十一日)
 波都ワルソー陥落(九月二十八日)

二六〇二四〇

日)
 波新内閣成立(九月三十一日)
 瑞典皇帝北歐元首會議を御提案(十月十三日)
 帝國政府磅リンクを離脱圓貨弗リンクに變更(十月二十四日)
 舊波領蘇聯邦歸屬を表明(十月二十五日)
 米國新中立法遂に成立(十一月三日)
 皇軍南寧縣城戰領(十一月二十三日)
 蘇聯芬蘭に對し國交斷絶(十一月二十九日)
 日蘇間漁業暫定協定調印(一月一日)
 蔣蘇通商協定成立(一月五日)
 靜岡市大火焼失六千五百(一月十五日)
 米内閣成立(二月十六日)
 英艦淺間丸より獨船客廿一名拉致(二月二十一日)
 獨蘇新通商協定漸く成立(二月十二日)
 ドイツ赤十字社代表ゴータ大公殿下來朝(二月十七日)

ソ芬平和協定成立(三月十三日)
 國民政府成立(三月三十日)
 丁抹政府ドイツの保護を受諾(四月十日)
 諾威海岸沖合の英獨大海戰(四月十日)
 國民政府還都式典(四月二十六日)
 獨逸軍は白蘭國境に電撃的進入を開始した(五月十日)
 和蘭政府は英國へ移轉、女皇も亦ロンドンに避難遊ばされた(五月十三日)
 獨軍巴里入城(六月十四日)
 佛國遂に獨逸降服(六月十七日)
 滿洲國皇帝陛下御來朝(六月二十六日)
 第二次近衛内閣成立(七月二十二日)
 英駐支軍撤退(八月九日)
 北白川宮永久王殿下、蒙疆に於て御戰死遊ばさる。(九月四日)
 小林商相以下の特派使節團蘭印に到着(九月十二日)
 日獨伊三國同盟成りベルリンにて調印(九月廿七日)



政治行政

歴代内閣更迭表

内閣	成立年月日	在職年月日	第一次	第二次	第三次	第四次
第一次 伊藤	明治二二・三	二・四・八	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第二次 山縣	明治二二・三	一・七・二四	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第三次 伊藤	明治二二・三	一・四・一〇	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第四次 山縣	明治二二・三	一・三・三	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第五次 松方	明治二二・三	一・一・二〇	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第六次 伊藤	明治二二・三	一・四・二五	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第七次 松方	明治二二・三	一・五・八	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第八次 伊藤	明治二二・三	一・二・二	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第九次 山縣	明治二二・三	一・二・二	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)
第十次 伊藤	明治二二・三	一・二・二	桂 (五)	西園寺 (五)	桂 (五)	桂 (五)

歴代内閣備考

拓殖省は明治二十九年四月十一日新設、同三十年八月三十一日廢止。鐵道省は大正九年五月十五日新設。農商務省は大正十四年四月一日農林商工兩省に分離。拓務省は昭和四年六月十日新設。厚生省は昭和十三年一月十一日新設。昭和三十五年七月成立の近衛内閣は無任所大臣を設置。企業院總裁星野直樹之を兼ね。

總理大臣	伊藤博文 (明治二二・三)
外務大臣	井上馨 (兼任) 大隈重信
内務大臣	山縣有朋 松方正義 大山巖
陸軍大臣	西鄉從道 (兼任) 大山巖
海軍大臣	山田顯義 森有禮
司法大臣	文部大臣
農林大臣	谷山兼任 (兼任) 黒土田方
商工大臣	千城
逓信大臣	覆本武揚
鐵道大臣	
拓務大臣	
厚生大臣	

山縣 三・二・八	大隈 三・六・三	伊藤 三・一・三	松方 元・九・六	伊藤 博文 三・八・八	松方 正義 三・五・六	山縣 三・三・三	三條 三・三・三	黑田 三・三・三
青木 周藏	大隈 重信	西 德二郎	西 大隈重信	陸奥 宗光	榎本 武揚	青木 周藏	山縣 有朋	大隈 重信
從道 松方	板垣 退助	芳川 顯正	榎山 資紀	井上 村	河野 正義	從道 松方	山縣 有朋	山縣 有朋
正義 桂	松田 正久	井上 馨	松方 正義	松方 正義	松方 正義	松方 正義	松方 正義	松方 正義
太郎	太郎	太郎	高島 綱之助	大山 綱之助	大山 綱之助	大山 綱之助	大山 綱之助	大山 綱之助
山本 權兵衛	西鄉 從道	西鄉 從道	西鄉 從道	西鄉 從道	西鄉 從道	西鄉 從道	西鄉 從道	西鄉 從道
清浦 圭吾	大東 義徳	曾禰 荒助	清浦 圭吾	山縣 有朋	山縣 有朋	山縣 有朋	山縣 有朋	山縣 有朋
山本 權兵衛	尾崎 行雄	西園寺 公望	清浦 圭吾	西園寺 公望	西園寺 公望	西園寺 公望	西園寺 公望	西園寺 公望
荒助	大石 正己	金子堅 太郎	山本 權兵衛	山本 權兵衛	山本 權兵衛	山本 權兵衛	山本 權兵衛	山本 權兵衛
芳川 顯正	林 有造	末松 謙澄	野村 靖	白根 清隆	後藤 象二郎	後藤 象二郎	後藤 象二郎	後藤 象二郎
			高島 綱之助	高島 綱之助				

大隈 三・四・六	山本 權兵衛 三・三・三	桂 大正元 三・三・三	西園寺 公望 三・八・三	桂 三・七・四	西園寺 公望 三・一・七	桂 三・六・三	伊藤 博文 三・〇・元
石井 次郎	加藤 高明	加藤 高明	林 有造	小寺 正毅	林 有造	加藤 高明	加藤 高明
大隈 重信	大隈 重信	大隈 重信	大隈 重信	大隈 重信	大隈 重信	大隈 重信	大隈 重信
武富 時敏	高橋 是清	若槻 禮次郎	山本 達雄	桂 兼任	松田 正久	曾禰 荒助	渡邊 國武
大島 健一	楠瀬 幸彦	木越 安綱	上原 勇六	寺内 正毅	寺内 正毅	寺内 正毅	寺内 正毅
八代 友三郎	實 實	實 實	實 實	實 實	實 實	實 實	實 實
尾崎 行雄	松田 正久	松田 正久	松田 正久	松田 正久	松田 正久	松田 正久	松田 正久
高田 早苗	大岡 青造	柴田 家門	長谷 純孝	小松 英太郎	小松 英太郎	小松 英太郎	小松 英太郎
河野 廣中	山本 達雄	仲小 路廉	大浦 英太郎	大浦 英太郎	大浦 英太郎	大浦 英太郎	大浦 英太郎
武富 時敏	元田 肇	後藤 新平	林 董	後藤 新平	後藤 新平	後藤 新平	後藤 新平

第七十四 一三・三三 一四・三五 小山松壽 金光庸夫 第三五回 大隈内閣 大正三・三五 朝鮮二箇師團増設案否決

第七十五 一四・二六 一五・三七 小山松壽 田子一民 第三八回 寺内内閣 六・一五 不信任案提出

衆議院解散一覽

議會 政府 解散年月日 理由

第二回 松方内閣 明治三・三五 政府の重要諸法案否決のため

第五回 伊藤内閣 三・三三 官紀振肅、軍艦千島事件、條約勵行等に就き政府を追窮

第六回 伊藤内閣 三・六・二 自由黨提出の彈劾上奏案

第一二回 松方内閣 三・三・五 不信任案提出

第一二回 伊藤内閣 三・六・〇 地租増徴案反對

第一七回 桂 内閣 三・三・六 海軍擴張のための地租増徴繼續案否決

第一九回 桂 内閣 三・三・二 衆議院の奉答文中彈劾上奏の意を表明したるため

第三二回 原 内閣 九・二・六 普選案を民意に問ふため

第四八回 清浦内閣 三・一・三 暴漢議場に闖入議事進行不能のため

第五四回 田中内閣 昭和三・一三 不信任案提出

第五七回 濱口内閣 五・一・三 與黨少數にして政局不安定のため

第六〇回 犬養内閣 七・一・三 與黨少數にして政局不安定のため

第六八回 岡田内閣 一・一・三 不信任案提出

第七〇回 林 内閣 三・三・三 重大時局の認識に就て政黨の覺醒を促し議會刷新の急務なるものありとして

衆議院議員黨派別

衆議院議員年齡別

議會回数	黨派	議員數	年齡別	職業別	其他
第七回	立憲民政黨	一七	三〇—三四	昭和三	軍人
第七回	立憲民政黨	一七	三五—三九	昭和三	醫師及藥劑師
第七回	立憲民政黨	一七	四〇—四四	昭和三	著述、通信、新聞、雜誌記者
第七回	立憲民政黨	一七	四五—四九	昭和三	辯護士
第七回	立憲民政黨	一七	五〇—五四	昭和三	銀行會社員
第七回	立憲民政黨	一七	五五—五九	昭和三	農林業
第七回	立憲民政黨	一七	六〇以上	昭和三	工業
第七回	立憲民政黨	一七	昭和三	昭和三	無職
第七回	立憲民政黨	一七	昭和三	昭和三	其他

貴族院議員數

昭和	十年	十一年	十二年	十三年	伯	子	男	勳	爵	選	多額納稅者	多額納稅議員
九	四	三	三	三	八	八	八	八	八	八	八	八

衆議院議員選舉

年	議員	選舉當日有權者數	有效投票	棄權數	昭和	議員	選舉當日有權者數	有效投票	棄權數
大正	四・三	一、五八、三二	一、四七、三六	一一、九六	三・二	三、三八、八六	二、九三、九六	二、四一、〇六	三、四七、八〇

第二十回總選舉

全國有權者數 (昭和三四・內務省發表)

道府縣	總數	道府縣	總數	道府縣	總數	道府縣	總數
北海道	五七、九五	青森	一八、七五	山形	三九、九四	宮城	二八、〇四
岩手	二四、二五	秋田	三二、三九	福島	三三、四七	群馬	三三、三三
千葉	三三、九二	神奈川	三六、〇七	富山	一六、三三	石川	一六、一六
福井	一四、六六	山梨	一五、八五	大分	三〇、八四	宮崎	一六、七六

京都	二、三九、九四二	二、四九、〇二一	七、六六一	一〇、七四〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
大阪	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
神奈川	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
兵庫	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
長崎	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
新潟	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
埼玉	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
群馬	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
千葉	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
茨城	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
栃木	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
奈良	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
三重	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
愛知	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
静岡	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
山梨	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
岐阜	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
長野	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
福島	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
茨城	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
愛媛	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
福岡	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四
鹿児島	二、三九、九三三	二、三〇、七〇七	七、六六五	九、七二〇	三、七四一	三、八〇一	一〇、八四七	一〇、七四〇	七、三二四	九、三三三	九、〇七一	九、一八四

貴族院勳績議員表彰

三月十八日の貴族院本會議に於て勳績三十年登院三十回以上の議員を表彰すること

德川家達公(四十七年)三宅秀氏(四十六年)黒田長成侯(四十五年)松平直平子(三十九年)青木信光子(同)山内豊景侯(三十六年)室田義文氏(三十五年)山本達雄男(三十三年)前田利定子(三十二年)千秋隆男

選舉運動期間

總選舉回数	選舉期日	選舉運動期間	第十回	第十一回	第十二回	第十三回	第十四回	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回
第一回	明治三、七、一	三十五日間	第十一回	第十二回	第十三回	第十四回	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回	平均
第二回	明治三、一、一	三十二日間	第十四回	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回	平均	平均	平均	平均
第三回	明治三、一、一	三十三日間	第十五回	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回	平均	平均	平均	平均	平均
第四回	明治三、一、一	三十四日間	第十六回	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回	平均	平均	平均	平均	平均	平均
第五回	明治三、一、一	三十四日間	第十七回	第十八回	第十九回	第二十回	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
第六回	明治三、一、一	三十四日間	第十八回	第十九回	第二十回	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
第七回	明治三、一、一	三十四日間	第十九回	第二十回	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
第八回	明治三、一、一	三十四日間	第二十回	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
第九回	明治三、一、一	三十四日間	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均

列國議員及選舉有權者

列國	議員數	有權者數	選舉期日	選舉運動期間
帝國	四三三	一、一五〇	明治三、七、一	三十五日間
英國	七四〇	一、一五〇	明治三、一、一	三十二日間
佛國	三二四	一、一五〇	明治三、一、一	三十三日間
米國	六八	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
獨逸國	八四	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
伊太	六五	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
利太	六五	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
利太	六五	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
獨逸國	八四	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
米國	六八	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
佛國	三二四	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
英國	七四〇	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
帝國	四三三	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
義白耳	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
丁抹	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
芬蘭	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
洪牙	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
利牙	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
和蘭	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
新西	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
蘭西	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
波蘭	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
諾威	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
羅馬	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
尼馬	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
西班牙	四七三	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
瑞典	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
瑞西	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
智利	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
加奈	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
陀阿	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
南阿	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
聯邦	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間
濠洲	二〇一	一、一五〇	明治三、一、一	三十四日間

總選舉。自耳義三六年五月廿四日選舉。丁抹上院
三六年十月一日總選舉。下院三五年一〇月二日
總選舉。芬蘭三三年六月二日總選舉。洪牙利三
五年。和蘭三七年五月二六日總選舉。新西蘭上院
三八年九月下院三五年。波蘭三五年。諸國三六年
西班牙三六年二月一六日總選舉。瑞典上院三八年
下院三六年。瑞西三五年一〇月二七日總選舉。智
利三七年。加奈陀三五年十月十四日總選舉。南阿
聯邦三八年五月總選舉。澳洲三四年九月一五日總
選舉。(五十八回日本帝國統計年鑑に據る)

行政

内閣官制

内閣は國務各大臣を以て組織し内閣總理

官廳別文官人員

Table with columns for Ministry (e.g., 内閣, 外務, 陸軍) and Statistics (e.g., 勅任, 奏任, 計, 嘱託, 雇). Rows list various ministries and their corresponding personnel counts.

各省官制通則

Table listing provincial government positions (e.g., 選信, 鐵道, 拓務) and their personnel counts across different provinces.

文官人員累年表

Table showing cumulative personnel statistics for civil servants from 1913 to 1937, categorized by appointment type (e.g., 勅任, 奏任).

文官俸給累年表

Table showing cumulative salary statistics for civil servants from 1913 to 1937, categorized by appointment type.

高等官俸給

- List of high-ranking official salaries for various positions such as 親任官, 内閣總理大臣, 國務大臣, etc.

大臣は各大臣の首班として職務を奏宣し旨
を承けて行政各部の統一を保持する。閣議
に附すべき事項は一、法律案及豫算決算案
二、外國條約及重要なる國際案件三、官制
又は規則及法律施行に係る勅令四、諸省間
の主管權限の爭議五、天皇より下付せられ
又は帝國議會より送致する人民の請願六、
豫算外の支出七、勅任官及地方長官の任命
及進退、其の他各省主任の事務に就き高等
行政に關係し事務稍々重きものは總て閣議
に附する、尙ほ各省大臣の外特旨に依り國
務大臣として内閣員に列せしめらるること
がある。

(備考) 文部省は十二年三月一日現在。逓信局及郵便電信電話に屬する雇員は十
四年三月未現在。大藏省列任中には本官なき列任待遇を、厚生省は休職者を含
む。(日本帝國統計年鑑に據る。)

近衛首相の 歴史的聲明全文

今や我が國は世界的大動亂の渦中に於て東亞新秩序の建設といふ未曾有の大事業に邁進しつつある。この秋に當り世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果す爲には、國家國民の總力を最高度に發揮してこの大事業に集中し、如何なる事態が發生するとも独自の立場に於て迅速果敢且有効適切に之に對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる新體制確立の要請があるのである。

國民組織の確立

この要請は一内閣一黨派一個人の要請を遙に超えたる國家的要請であり、又何等特定の政策の爲にのみ必要とされる一時的なる要請でも無く、必要に應じて如何なる政策をも強力に遂行し得る爲恒常的なる要請である、いま我が國が、かくの如き強力なる國內新體制を確立し得るや否やは正に國運興隆の成否を決定するものといはねばならぬ、かゝる新體制に含まるゝものと

しては先づ、統帥と國務との調和、政府部内の統合及能率の強化、議會翼賛體制の確立等が擧げられねばならぬ。之等の事項については、政府の立場に於ても鋭意その實現を期しつゝある、併しながら更に重要なものは之等の基礎を爲す萬民翼賛の所謂國民組織の確立であつて、こゝに準備會を招請し協議協力を求めんとするものも、正にこの問題についてである。

國民組織の目標

この國民組織の目標は、國家國民の總力を集結し、一億同胞をして生きた一體として等しく大政翼賛の臣道を完うせしむるにある。かゝる目標を達成するには、全國民がその日常生活の職場々々に於て翼賛の實を擧げ得るやうにせねばならぬのである、思ふに從來の如く國民の大多數が三年か四年に一度の投票により選舉に参加するのみを以て政治と關係する唯一の機會とするが如き状態にあつては國民全部が、國家の運命に熱烈なる關心を持ち得なかつたのも寧ろ當然といふべきであらう。

下意上達上意下達

國民組織は國民が日常生活に於て國家に奉公する組織なるが故に、それは經濟及文化の各領域に互つて樹立されねばならぬ。即ち經濟に於ても文化に於ても、あらゆる部門がそれぞれに組織化され更に各種の組

織が横に結んで統合するところの全國的な組織が作らねばならぬ、今日經濟文化兩方面に於て政策を樹立する當局者が國民の實際活動について眞の理解を有せず又國民の側に於ても國家の政策決定に無關心であり、かくて取締られるものと對立的關係に置かるゝ如き傾向あるは、正しく萬民翼賛の實を擧ぐべき組織なき處より生まるゝ缺陷である。かく考ふる時、いふ所の國民組織の眼目が那邊にあるかは自ら明白である。即ちそれは國民をして國家の經濟及文化政策の樹立に内面より參與せしむるものであり、同時にその樹立されたる政策をあらゆる國民生活の末梢に至るまで行渡らせらるゝものなのである。かゝる組織の下に於て始めて、下意上達、上意下達、國民の總力が政治の上に集結されるのである。

國民運動の育成

以上の如き國民組織が完成される爲には一つの國民運動が必要である、元來かくの如き國民運動は國民の間から自發的に盛り上つて來るべきであつて、政府がこの種の運動を企畫指導し、又は之を行政機構化することは國民の自發的總力の發揮を妨ぐる虞があるのである、併しながら現下の情勢はかゝる運動の自然發生的展開にのみ期待するを許さず、且又下からの運動は動もすれば分派の抗争に陥り眞實の國民運動と

なり得ぬ虞がある。茲に於て政府も亦この運動に對して當然積極的に之を育成指導する必要があるのである。

高度の政治性

かく觀じれば國民組織の運動は實に官民協同の國家的事業であり、全國的なる國民翼賛運動に外ならぬのである。而してそれは單に狭き意味に於ける精神運動ではなく、實に政治理想と政治意識の高揚を目的とするものである。之が爲には廣く朝野有名無名の人材を登用して運動の中核體を組織し、そこに強力なる政治力と實踐力を集結せしむることがこの運動に不可欠の要件となるのである。

政黨運動に非ず

かくの如くこの運動は高度の政治性を有するものではあるが、それは斷じて政黨運動では無い、政黨は抑々個別的分化的なる部分の利益、立場を代表することをその本質の中に藏してゐる。勿論部分なき全體はないのであるから、政黨がその中に部分的要素を持つといふことを以て之を非難するは必ずしも當らぬ、殊に經濟活動の基礎が自由主義の原理にあつた時代に於ては、かゝる政黨の存立もその意味があつたのであつて、我が國に於ても政黨が藩閥官僚勢力に對し民意を伸張したことは之を認めねばならぬ、併しながら同時に政黨の過

去に於ける行動が動もすれば、我が議會協賛の本然の姿から逸脱する體みの少くなかつたことも亦之を否定すべくもない。

超政黨國民運動

國民組織の運動はかゝる自由主義を前提とする分立的政黨政治を超越せんとする運動であつて、その本質はあくまで舉國的、全體的公的なるものである。それは國民總力の集結一元化を促進することを目的とするものであり、從つて、その活動分野は國民の全生活領域に及ぶものである。國民組織運動はその故に、假りに民間運動として始められた場合に於ても、既に本質上は從來の概念に於ける政黨運動ではない。むしろ政黨も經濟團體も、凡てを包括して公益優先の精神に歸一せしめんとする超政黨の國民運動たるべきものである。況や此の運動が政府の立場に於て爲さるゝ場合には、それは如何なる意味に於ても政黨運動ではあり得ない。苟も廟堂に立つて輔弼の重責に任ずる者は、あくまで全體の立場に立つものである。自ら部分的對立的抗争性をその本質の中に含む政黨運動に従事することは許されぬものと考ふるのである。

一國一黨は排撃

國民組織、特に政府に依つて爲さるゝ國民組織の運動が政黨運動の形を取るべきものでないこと上述の如くであるが、さればと

言つて所謂一國一黨の形をとる事も亦到底許されぬ、何となれば一國一黨は一つの「部分」を以て直ちに「全體」となし、國家と黨を同一視し「黨」に反對するものを以て國家に對する叛逆と斷じ「黨」の權力的地位を恒久化し、黨首を以て恒久的なる權力の把持者となす事を意味するからである、かゝる形態が他國に於て如何に優秀なる實績を示したりとはいへ、その形態を直ちに日本に於て認むることは、一君萬民の我が國體の本義を紊るものと謂ふべきである、我が國に於ては萬民齊しく翼賛の責に任ずるのであつて、一人若くは一黨が權力によつて翼賛を獨占することは絶対に許されぬ。萬民翼賛の意思に於て異なるものありとすれば、それこそ聖斷に仰ぐべきであり、一度び聖斷の下されたるときは凡ての臣僚が「承諾必謹」の大義に歸一すること、日本政治の眞の姿でなければならぬ。

挺身先頭に起つ

要之新なる國民組織は、國民があらゆる部門に於て大政翼賛の誠を致さんとする國家的且恒常的なる組織である、素より之が完成は至難の事に屬するとはいへ、而も政府は之を以て時艱を克服するに最善の途なりと信ずる、本年二月十一日には畏くも大詔を頒發せられ非常の世局に際し我々臣民の處すべき道を明かにし給ふたのである

が、政府は茲に聖旨を奉體し、挺身してかゝる國民翼賛運動の先頭に立ち、現下我が國の直面する大試練を突破して、以て皇運扶翼の重責を完ふせんとするものである。

新體制準備會は軍、官、民各方面の權威者に參集を請ひ、かくの如き國民組織の一般的構成、國民運動の中核の組織それと現存諸團體との調整、國家機構との連繫等につき協議協力を乞はんとするものである。

新體制大政

翼賛會首腦部

大政翼賛會首腦部人選の最後の決定に關する詮衡會は九月廿六日午後二時より首相官邸に於て開催、近衛首相指導の下に風見法相、有馬頼寧伯、富田書記官長、後藤文夫、後藤隆之助、古野伊之助の諸氏出席、九時間半に亘つて協議詮衡を行つたが、首腦部中常任總務十一名、事務總長及び局長四名の人選は、廿七日の閣議に依り左の如く決定した。

【常任總務】 有馬頼寧伯 後藤文雄 前田米藏 永井柳太郎 天口喜六 井田磐楠 古野伊之助 中野正剛 橋本欣五郎 八田嘉明（残り一名は衆議院議員より選任に決定）【事務總長】 有馬頼寧伯

【局長】（總務局長） 有馬伯（議會局長） 前田米藏（組織局長） 後藤隆之助（企畫局長） 小畑忠良（九月二十七日現在）

新體制綱領

新體制の核心を成すものは國民組織の再編成でありその狙ふところは上意下達によつて國民總力を政治の上に集結することにある。即ち上意下達だけの幕府的政治若しくは官僚政治を排すると同時に下意上達だけの歪曲せられたる多數政治乃至デモクラシーを斥けることを意味する。換言せば上意下達下意上達の両面が渾然として融合し兩作用が圓滑に結合するところに新體制の妙機が存するのであつて、その眞髓は云ふまでもなく國民を純一なる組織に改編することである。たとひ一國一黨がその所期ではないとは云へ新體制本來の精神を味得するならば既存政治結社その他の團體は當然に解消せらるべきであらう。新體制は何故に學國的に要望せられたのか、これは事變處理のため又未曾有の世界變局に處し東亞新秩序確立と併せて世界新秩序建設に指導的役割を擔當せんとする雄圖が期せずして國民一致の要望として現れたものに外ならない。併しかゝる對外關係以外に内に於て絶えず新體制完成に拍車の役割を演じた事

實がなかつたとは云はれないのである。即ち國民が政黨政治や官僚政治乃至新官僚政治の實績に失望し、終にこれを否認し始めたことがどれ位新體制要望の熱意を燃え立たしめたことであらうか。これだけでも國家革新或は新政府即應の方向に於て官僚乃至新官僚政治の革新即ち官界官制の刷新が如何に重大な意義をもつかが察知せられるであらう。新體制は國民に對して一億一心大政翼賛職分奉公の絶大な責任を課してゐる。政府も亦その領域に於てこれに即應すべき諸施策の完全なる遂行を要求せられてゐる。官廳事務の刷新行政機構の革新以外に新體制と併行して大きな意味の官界の大革新が行はなければならぬ。指導的中核體との調和進行によつてどこまでもこの維新を大成せしめねばならない。この意味に於て政府は官界の機構制度は勿論、人的革新にまで及び、およそ從來の夫れとは全く變貌したものを作り出すだけの決意と斷行とを必要するのである。新體制の基調となるべき綱領案は九月六日の第三回準備會に提出され、各委員會に於て眞摯な検討が行はれることとなつたが、その草案は（一）八紘一宇の肇國の大神精に則る新秩序の建設（二）國防國家體制の完成（三）大政翼賛の巨道完遂の三項に亘つたもので、僅々二十字に盡きてゐる。

紀元二六〇〇年

東亞一年史

自昭和十四年九月
至昭和十五年八月

昭和十四年九月に始まり昭和十五年八月に至る一年間は世界に於てもさうであつた如く、東亞に於ても亦空前の轉換が行はれた期間である。

昭和十二年七月七日の北支事變發生以來二ヶ年餘に亘り百萬の大兵を大陸に進め一意蔣政權の膺懲覆滅に努力し來つた日本はこの一ヶ年間において、内における新支那中央政權の誕生と外における第二次歐洲大戰の勃發等でこれが進展によつて今次事變をして漸くその本然の姿なる東亞新秩序建設にと發展成長せしめたのである。

特に佛蘭西、和蘭兩國が獨逸に降伏したことに由り佛領印度支那、蘭領東印度の兩地方がいづれもその本國を事實上失ひ自らの新しき運命を展開すべき局面に立つたこととは極めて重大であつた。

即ち日滿支一體による東亞の新秩序建設のために必要欠くべからざる經濟的價値を有しこれら兩地方が長きに亘る白人帝國主義支配の制縛を絶つて日滿支とともに東亞

の新たな歴史と運命を推進すべき可能性は飛躍的に増大したのである。

かくして日滿支三國を樞軸とする東亞諸民族が共同の目標と共同の責任の下において眞に東亞諸民族のために新しき秩序を打ち樹てるべき地城は日滿支三國といふ從來の範圍から一躍西南太平洋上の諸地方に擴大されたのである。

これに伴つて東亞の安定勢力たる日本の任務も亦異常なる加重をみるにいたつたことは否定出来ない。

即ち獨逸の猛攻によつて本國放棄の一手前といふ意想外の窮地にまで追ひつめられた英國は東亞における權益擁護のため太平洋上における米國との共同戦線を強化するに躍起の努力を試み、米國も亦自國の太平洋政策維持のためこれに應じ茲一ヶ年間における英米共同の對日壓迫は愈々深刻を極めるにいたつたのである。

即ち昭和十四年八月東京にひらかれた天津租界隔絶問題に關する日英兩國の折衝が

開始され、右會議において英國が原則論的に東亞の現情を確認することによつて對日讓歩の傾向ありとみるや米國は突如として日米通商航海條約の一方的廢棄を通告するといふ洞喝的態度に出で來つたのであるがその際も英米兩國の對極東政策は表裏一體をなして對日壓迫並びに日本の獨伊樞軸參加牽制に終始せるの感がある。

米國がその全海軍力をあげて太平洋上に展開せる大演習の實施、天文學的海軍擴張計畫の發表、スクラップ、航空機關油の輸出禁止等々米國がとり來つたかゝる一聯のゼスチュアは明かに我が國の新秩序建設を意識的に妨害せんとする意圖に出づるものに外ならなかつたのである。

而して以上の如き東亞並びに太平洋の新情勢は日本をしてその國內體制整備の急を痛感せしめるにいたつたことは言ふまでもない。

この一ヶ年間に生起せる政治、外交、經濟等々の凡ゆる事象は直接間接國內新體制確立への陣痛と見做すことが出来るわけである。先づ政治においては八月末の平沼内閣退却阿部内閣登場に次いで昭和十五年一月十四日には早くも阿部内閣が満身創夷となつて席を米内閣に譲つた。

るに過ぎず山積する内外の諸問題を處理すべく餘りに荷が重すぎたといふべきであつた。

九月四日成立早々にして第二次歐洲大戰の勃發に對處していはゆる不介入方針を聲明したることによつても明かな如く平沼内閣が六十餘回の五相會議においてもなほ結論に到達しえなかつた對歐洲方針轉換にははじめから煩雜で押通す方針で世界の新情勢が内含する厳しき歴史性には全く無感覺であつた。

外務大臣に野村喜三郎大將を起用して日米通商航海條約廢棄通告その他によつて極めて險惡なる状態になつた日米國交の調整を企圖し長江並びに珠江開放の意志を表示した如きは阿部外交の性格を物語るものであつた。

貿易省設置問題においては外務事務當局の強硬なる反對に遭ひ閣議決定事項を變更するといふ空前の失態を演じた米穀最高販賣價格を三十八圓から四十三圓に引上げて農林方面の怨嗟を買ふなど到底政局の力なきことを暴露し、遂に第七十五議會開會中有志代議士二百七十六名の不信任決議によつて退場するにいたつた。

かくして阿部内閣のあとをうけた米内閣に對する國民の要望は國內體制刷新、外交轉換の斷行に凝結してゐたのであるが、

米内閣も亦その政治的性格力と政治力において阿部内閣と何等選ぶところなく、政局擔當の能力なく施設七ヶ月、僅かに農林商工行政機構の一部改正と官吏身分保障令撤廢を閣議において決定したるに止まり、七月下旬澎湃たる新政治體制確立の波瀾に洗はれて第二次近衛内閣登場のために道を拓くのははなかつた。

第二次近衛内閣は先づ外交轉換し國內新體制の確立を天下に闡明多難なる政局に向つてスタートした。

この間議會内諸政黨は八月十五日の民政黨解黨を以つて悉く解黨し近衛公を中心とする政治新體制參加の態勢を整へた事ははじめとして各界各層を通じ、第二次近衛内閣をして國內新體制の確立を完成せしめ外に向つては外交の轉換、内に向つては大東亞共榮圈の確立に擧國邁進せんとする協力的態度が明かとなるにいたつたことは極めて注目すべきであらう。

近衛公は米内閣の末期において樞相の要位を去り、一箇の近衛文麿として新體制確立に挺身せんとしたのであるが、かゝる情勢の動向に著目せる政界の一部において近衛公の新體制運動を米内閣の倒壊に利用せんとする策動が行はれたため、近衛公はこれを回避せんとし、新體制運動は一時挫折するのではないかと危懼された。

しかしながら歐洲情勢の激變とこれに伴つて起り来る内外の諸問題は一日の苟安をも許さざる緊迫性を呈するにいたつたので米内閣は七月末退陣の止むなきにいたり近衛公は新體制運動を組閣後に持ち越すと、して再び内閣に立つた。

先づ公は組閣に當つて外交轉換、軍政兩略の一元化、新體制確立策の重要命題に關しその最高方針を確立すべく陸海外三相のみを決定し、四相會議を行つて右に關する方針の検討をなし、完全に意見一致するを待つて爾餘の閣僚詮衡に入るといふ慎重さを示した。

文部大臣に一高校長にして生理學者たる橋田邦彦氏を起用し、星野企畫院總裁を無任相として閣議に列せしめることとした點は近衛公独自の創意によるもので、第二次近衛内閣はその政治的性格を政治力において第一次近衛内閣に比し數段の進歩を示してゐることは否み難い。

組閣を了した近衛首相は直ちに基本國策要綱を決定、これを天下に公表するとともに直ちに新體制確立運動を開始、八月二十七日には新體制確立に關する聲明案文を閣議に提示し、全閣僚の諒承を得て第一回準備委員會を招集、この席上これを發表茲に劃期的運動は第一步を踏み出すこととなつた。

歐洲戰爭不介入方針聲明

阿部内閣は組閣早々第二次歐洲大戰の勃發に遭遇し九月四日閣議を開き、これに對處する根本方針を不介入と決定上奏の上次の如き阿部首相談を發表するところあつた。「今次歐洲戰爭勃發に際しては帝國はこれに介入せず専ら支那事變の解決に邁進せんとす」

九、一八物價停止令

政府は時局に鑑み物價、運賃、賃金等の引上げを禁止するの應急的措置をとるため總動員第十一條、第十九條及び第十六條を發動することとなり、九月十九日の閣議で右に關する勅令案を決定した。かくして急騰傾向にあつた物價は昭和十四年九月十八日のそれに一應釘付けされることとなつた。

日ソ停戰協定成立

昭和十四年五月滿蒙國境ノモンハンにおいて發生せる日滿ソ蒙軍の衝突事件は八月二十日ソ蒙軍が兵力を増加し、我が軍陣地の兩側面に對して攻撃を再興し來つたため我が方も一部兵力を増加し、激烈なる戰鬥を繼續ホロンバイル平原一帯に凄烈なる近代科學戰を展開、我が方としても死傷戰病

者等犠牲一萬八千を數ふるにいたつたがソ聯軍の損害甚大であつた。かくして九月十五日に至りモスコフにおける東郷モロトフ會談によつて日滿、ソ蒙兩軍間の停戰協定成立、九月十六日午後一時を期して東京、モスコフにおいて同時に次の共同コンミニユケが發表された。

日滿ソ蒙衝突事件解決の共同コンミニユケ

「最近日本大使東郷氏外務委員モロトフ氏間に行はれたる交渉の結果双方即ち日滿側及び蘇蒙側は左記合意に到達せり

- 一、日滿兩軍及蘇蒙軍は九月十六日午前二時を期し一切の軍事行動を停止す
- 二、日滿軍及び蘇蒙軍は九月十五日午後一時其の占め居る線に止まるものとす
- 三、現地に於ける双方軍代表者は直ちに本合意(一)及び(二)の實行に著手す
- 四、双方の捕虜及屍體は交換せらるべく右に付き現地に於ける双方軍代表者は直に相互に協定し實行に著手す

支那派遣軍總司令部新設

陸軍は事變新段階に對處し、支那派遣軍總司令部を新設することとなり總司令官に西尾壽造大將、總參謀長に板垣征四郎中將が各決定、十二日次の如く發表された。(大本營十二日午後二時四十五分發表)時

局に即應し支那事變處理の完遂を期せんがため今般新たに支那派遣軍總司令部を編成せられたり

貿易省設置問題

阿部内閣は十月三日の閣議において貿易機構一元化のための貿易省設置要綱を決定したが、これに對する外務省事務當局の反對は猛烈を極め、松嶋通商局長、河相情報部長高等官二百十餘名の連袂辭職といふ未曾有の不詳事を惹起するにいたつたので政府はこれが解決に苦慮した結果、遂に十三日に到り閣議決定事項を變更して紛争を解決するの止むなきに至り、早くも各方面に内閣不信の聲を募らしめた。

米價引上げ

政府は十一月六日の臨時閣議において玄米一石當標準價格三十八圓を四十三圓に改めることを決定、内閣書記官長談を以つて發表したが、右は關西朝鮮地方の風水旱害による出廻り不良によるものであつた。

しかしながらこの米價引上げは一方に於いて都市住民の生活不安を募らせ、農村では既に政府の米價不變更方針を信じて供出したあとだといふので不評を買ひ、貿易省問題とともに阿部内閣に對する世評を一段と惡化せしめ、これらと相前後して行はれ

た少数閣僚制放棄とともに同内閣の致命傷となるにいたつた。

野村グループ會談

阿部内閣は米國側よりする日米通商航海條約の一方的廢棄により、兩國交が極めて險惡となつてゐるのを緩和せんと企圖して十一月四日、十二月四日の二回にわたり東京において兩國交調整に關する野村外務大臣とグルー駐日米國大使との會談を行はしめたが、十一月十八日の第三回會談において野村外相は、南京上海揚子江並びに支那内狀の開放をなすの用意あることを正式意思表示した。

これは兩國交の調整に關して日本が如何に誠意を有するかの證左であつたが、米國はこれに對して何等の反應を示さず依然たる對日恫喝の態度を改むるところがなかつたので、右意思表示も具體化するに至らず日米會談は有耶無耶の裡に終りを告げてしまつた。

阿部内閣不信任決議

昭和十四年十二月二十六日第七十五議會中に衆議院各派有志代議士によつてあげられた阿部内閣不信任の聲は休會中急テンポで高まり來り一月七日の第四回世話人會において發表せるところによると政友中島派

七十九名、同久原派四十六名、社大卅二名、時局同志會廿九名、民政黨八十一名計二百七十六名といふ衆議院の過半数に上り再開議に臨まんとする阿部内閣の前途は暗澹たるものがあつた。議會乗切りのために三顧の禮をなして町田民政黨の入閣を求め、五黨首との會談をひらき政黨人參議を増員する等政治の意を迎へるに吸々としてゐながら結局、政黨からの反撃で潰れることとなつた阿部内閣の運命こそ皮肉であつた。

阿部内閣總辭職

昭和十五年一月十四日阿部内閣は失政百出内閣の惡罵を浴びながら四ヶ月半の短命に終止符を打つた。直接の動因となつたものは有志代議士會の不信任決議と見られてゐるが、それは表面上のこと過ぎない。次の如き阿部首相の總辭職聲明がいみじくもその眞の原因を示唆してゐることに注目すべきであらう。

阿部首相談

不肖昨年八月圖らずも大命を拜して輔弼の重責に任じ、爾來閣員一致協力、事變處理に勵精し來りたる所、向後既定の方針を見現するに當り、あるひは國務遂行の方法につき意見の渾一を期し得ざ

るものあるやを慮る。乃ち時局重大の場合、政務の運行を遲滞せしめ目下進行過程の第一段階に入れる事變處理は不測の影響を與へざることを念とし本日閣下に伏して辭表を捧呈し奉りたる次第なり

米内閣成立

阿部内閣退陣のあとをうけ、大命は海軍大將米内光政氏に降下した。阿部内閣退陣の経緯にかんがみ強力なしかも革新的性格を有する内閣を要求する聲が高かつたのであるが米内閣の成立は果してこれに應へるものがあつたかどうか。それに對する解答は同内閣の短命とその短命の無爲無能振りが擧げられるであらう。

米内大將はその組閣に當り石渡前藏相を書記官長に、廣瀬前厚相を法制局長官にそれぞれ起用し、いはゆる大人物長官主義に成功し、技術的に一應の鮮かさを示したが政民三派からそれらの代表者を入閣せしめるなど既にその政治的方面は國民をして失望せしめるものがあつた。

なほこの政變に當り特に記憶すべき一事がある。それは米内大將が大命を拜したのと相前後して陸相畑大將が宮中に召され組閣に關し特に優詔を賜つたことである。優詔を拜した畑大將は親任式後全軍に訓

示し聖旨を傳達するところであつた。

淺間丸事件

昭和十五年一月二十一日淺間丸事件が突發して全國民の反英感情を爆發點にまで高めた。天津租界隔絶に關する日英東京會談が英國の老獪なる第三國誘引政策のため事實上決裂となつて以來、我が朝野の對英感情は極めて險惡となつてゐた矢先きであるだけに政黨各派はために及ぼす全國の輿論に沸騰するにいたつた。

日米通商航海條約失效

昭和十四年七月廿六日米國政府の廢棄通告より六ヶ月の猶豫期間を経て日米通商航海條約は昭和十五年一月二十五日午後十二時を以つて失效した。これによつて嘉永七年以來八十七年振りに日米兩國間の通商貿易關係は何等の保障なきものとなるに至つた。

米國のかゝる措置は明かに日本の新東亞建設を間接的に妨害せんとする意圖に出づるものであつて、我が方としては太平洋の風波愈々荒きを知らねばならぬものである。しかもかゝる米國の意圖は英國の極東政策と表裏一致をなすものであることは見逃せない。

第七十五議會

米内閣は組閣早々にして第七十五議會に臨み、全議案殆ど無修正通過の成果をあげた。

これは米内閣の強力によるものではなく、逆に時代の壓力が議會をしてかくなきしめたもので、米内閣にとつてこれは拾ひ物であつたかも知れない。

齊藤演說問題

民政黨の齊藤隆夫氏は昭和十五年二月二日衆議院本會議における國務大臣施政方針演說に對する黨代表としての質問演說を行つたのであるが、この質問の中で同氏が今次聖戰に對して疑念を有するが如き言論をなしたことから未曾有の重大問題が発生した。

齊藤氏演說の中の右の箇所は遂に公表されるにいたらなかつたがその抱懐する自由主義思想から發するものであることは明らかである。この事件を繞つて議會の内外に捲き起つた政治的旋風こそは實に既成政黨總解消の前奏曲であつた。

即ち政友會久原派、社大の兩黨は右問題のため遂に分裂するにいたり、民政黨また稀有の苦悶に追ひ込まれるにいたつた。問題は七日の齊藤氏除名決議を以つて一

應の鼻をつけられたが問題そのもの、内含する惱みは直ちに凡ゆる政黨の脚下を洗ひ、聖戰貫徹議員聯盟の行動などに表はれてゐるやうに政黨再編成の問題は漸く政黨人向牙の頭で考へられる段階に入つたことは注目に値するであらう。

新支那中央政府成立

汪精衛氏を中心とする新支那中央政府は三月三十日の遷都並びに院部會各長官就職典禮によつて完全になり茲に北支、中支、南支の我が軍全占領地域に亘り反共和平の根本方針に則り日本とともに新東亞建設の責任を分擔せんとする新しき支那の政權がスタートした。

同日發せられた遷都宣言は次の如くである。

國民政府遷都宣言

國民政府は中央政治會議の決議により南京に遷都せるを以て茲に謹みて誠意を披瀝し明かに全國同胞に告ぐ、和平の實現と憲政の實施との二大方針は中央政治會議に於て鄭重に決議された所にして、國民政府は右方針を堅持し誓つてこれが實行を期せんとす、所謂和平の實現とは日本と協力し善隣友好協同防共及び經濟提携の原則に基き過去の紛糾を一掃し將來の親善關係を確

立し過去に於て採れる政策及び法令にして右方針に反するものあらば必ず夫々これを廢止し又は修正し努めて主權の

獨立自由と行政の完整とを保全し且つ經濟上に互恵平等の合作を實現し以て共存共榮の基礎を樹立せんとするにあり、中日兩國はもと義兄弟に同じ、一旦不幸にして干戈を動かすに至れるが今次國交の調整を経たる後は永く平和を維持し、共に東亞を安定せしめ同時に一切の友邦に對しても亦この和平外交の方針に基き信義を講し睦誼を收め以てその友好關係を増進すべきなり、所謂憲政の實施に就ては中國國民黨第五次及び第六次全國代表大會の宣言中に既に明確に規定せられ全國賢能の士も亦夙に一致贊同する所なり、今や戦後各般の施設悉く廢絶しこれが復興を俟つの秋偏へに

舉國同胞 物心兩面の力を集中し勇往邁進し以て現代國家の建設を完成するに頼らざるべからず、過去に於ける個人の獨裁制は全國人民精誠團結の障碍たりしを以て必ずこれを革正除去すべし、又共產黨は階級闘争を挑發し特に國家民族の大敵なるを以て必ずこれを根絶廓清しその餘毒を残さざらしむるを要す。各級民意機關の設置地方自治の實施及び國民大會の招集、憲法の制定發布等に至りては何れも日を期してこれを實行に現はしもつて全國人民の要望に副ふ

べし、以上和平の實現と憲政の實施とは國民政府の遵奉すべき最大の方針なると共に又國民政府の負擔すべき最大の任務なり、こゝに先づ國民政府の

遷都に際し我が陣歿せる將士殉難せる人民及和平運動の爲に犠牲となれる諸先烈に對し謹んで無限の哀悼と敬禮とを捧げ、國民政府が第一に己れの責任として自覺するところは實に戦後の人民を撫恤し、その生命財産の自由をしてよく國家法律の保障を受けしめ各その業に安んじもつて經濟産業の復興と文化の發展に従事せしむるにあり、國民政府は、謹んでその僚屬を率ゐる廉潔勇敢を厭はず怨みを受けるも尙辭せざる精神をもつて我が無辜の人民と苦樂を同じくし、生死を共にしもつて國家民族の復興を企圖すべし

現在重慶及び各地に服務中の公務人員と一般將士とに對し敬意をもつて布告す右届出ありたる人員に對してはその確實なる表明ありたる後總て元級、元俸をもつてこれを任用すべく、凡そ公務人員たる者この布告ありたる後必ず速かに南京に歸還して届出を爲すべし、その忠誠の念を抱きその地位に應じて幹旋運動に苦心し貢獻するところありたる者は特に優待してこれを任用すべし、又一般將士はこの布告ありたる後必ずや命を遵守し即時停戦しもつて後命を待

つべし、その正規の軍隊にあらずして各地に散在し遊撃を擔當するものも亦必ず命に従ひ活動を停止し靜かに點檢を受け收容編成せらるゝを待つべし、これ

和平建國の基礎にして俱に努めざるべからざる所なり、國民政府今次の遷都は全國を統一し和平の實現と憲政の實施との大道に向つて勇猛前進せんとするものにして、全國の内これを以て唯一の合法的中央政府となす、従つて重慶側に於て若し全國内に對して法令を發布し外國に對して條約を締結するも何れも皆その無効なる事當然なり、望むらくは重慶側も従来の行掛りを一擲し速かに局面の收拾を圖り共に艱難を救はんことを事變以來臨時維新兩政府等の政權前後して成立せるが何れも國脈を保全し民命を維持する爲め全身全力を擧げ鞠躬盡瘁し具さに勞苦を嘗む今既に一致して國民政府に統一することに同意す、仍つてその辨じたる事項に對しては暫くその現狀を維持し並に大勢の方針に基きて速かに之が調整をなすべし、これより後全國は統一的指導の下に同心同德戦後の創を慮し將來の發展を圖るに至らん、これ實に國家民族の復興と東亞の和平との繋がるどころ深く囑望してやまざる所以なり。

陸軍の軍需工業指導方針決定

陸軍では新充備計畫の第一着手として四月一日兵器本部、航空工廠、製絨所、航空技術研究所等の新設増強を行つたが更にこの新軍備充實の實行に遺憾なからしめるため日滿支を綜合する軍需工業の計畫的向上刷新並びに之に國民性を付與するため軍需工業指導方針を決定。更に二十二日から三日間に亘つてひらかれた全軍會計監督官及びに調辦官會議においてこれに基き軍需工業經營指導要綱を制定した。右要綱は

- 一、工場經營の刷新
一、原價及經理調査の徹底
一、利潤絶制の強化
一、軍需調達の合理化

軍需工場經營指導要綱

工場經營の刷新 現在軍需工場に於て工場規模の擴大、生産組織の複雑化に拘らず輕營管理の合理化に伴はざるの狀況に鑑み生産技術の改善を爲すと共に經營の組織化、作業の計畫化經營管理の合理化等經營

全般に互り之が刷新を圖り、以て生産原價の低下と軍需工業の健全なる育成發達を促進し更に進では之を樞軸として全産業の經營刷新を圖る經營刷新に當つては國家總力戰體制に即應して國家的觀念に基き經營管理の精神の昂揚を期する、之が爲新に軍需品工場の經營指導に關する具體的要綱を示達した

原價及經理調査の徹底 曩に軍需品工場事業場検査令に依る陸軍原價計算要綱を制定し、軍需品工場の統一原價計算制度を實施したが、新に軍需品工場の貸借對照表及び損益計算書の準則を定め經理及び原價に關し事業主より徴する統計諸表を規定すると共に、原價及び財務の監査要綱を定め、之に依つて適正なる調辦價格決定の基礎を把握すると共に、原價及び經理に關する比較制度を確立し以て經營能率の増進を圖る

利潤率算定要領

事變處理及長期建設の進展に對應して戰時經濟の運営如何は今や喫緊の重大問題とされてゐるが陸軍では戰時經濟運營の中樞をなす建前から先きに軍需品工場の指導原價調査等に積極的に乗出してはゐたが今般左の如き適正利潤率算定要領を決定、この程軍需工場並に會社に示達實施せしめるに至つたが利潤發生の源泉に遡てこれが適正を圖り過當利潤の抑制を目標としたもので總動員法第十一條を實施的に發動し利潤統制に乗り出したものとして注目される。

算定要領

第一 本要領は主要軍需品に付其の調辦價格を決定する場合に於て陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱に基き算定したる原價に附加すべき適正なる販賣利率の算定

に關し其の要領を示す
第二 販賣利益率は左の方式に依りて算定す

經營資本利益率 (又は總資本利益率) 經營資本同轉率 (又は總資本同轉率) ÷ 販賣利益率

一、資本利益率の算定

販賣利益率算定の基礎たる資本利益率は經營資本利益率又は總資本利益率とす

1、經營資本利益率の算定

經營資本利益率とは事業の目的たる商品の製造及販賣に因りて生ずる經營固有の利益とその目的の爲に現實に運用せらるる資本即ち經營資本との比率を謂ふ
適正なる經營固有の利益は

- (一) 株主に對する適正なる配當
- (二) 借入金に對する通常の利子
- (三) 事業の繼續的維持に必要限度の社内留保

(四) 法人税及び營業稅同附加稅

より成り經營資本利益率は前記各要素の經營資本に對するの率の合計とす但し法人稅法施行規則第六條及び營業稅法施行規則第九條に依り法人稅及び營業稅を免除せらるる事業に在りては經營資本利益率中に前記(四)の稅額の率を算入せず各要素の經營資本に對せる率は左に依りて之を算定す

(一) 株主に對する適正なる配當の經營資本に對する率は經營資本に於ける株主資本と借入金との構成比率を推算し平均株式利廻に株主資本の構成比率を乗じて之を算定す

經營資本に於ける株主資本と借入金との構成比率は原則として各會社別に其の資本に於ける株主資本と借入金(前受金を除く)構成比率を基準として推算すべきも己むを得ざる場合に於ては當該業種別に付平均したる株主資本及び借入金の構成比率を以て之に代ふることを得平均株式利廻は當該業種多數の事業に付過去三箇年に互り平均したる株式利廻とす

(二) 借入金に對する通常の利子の經營資本に對する率は通常の借入金利率に經營資本に於ける借入金の構成比率を乗じて之を算定す

(三) 事業の繼續的維持に必要限度の社内留保の經營資本に對する率は當該業種多數の事業に付過去五箇年に互り平均したる積立金繰入金と同期間に於ける總資本平均在高との比率を基準として算定す但し積立金は事業の繼續的維持に必要限度のものに限り配當準備積立金、事業擴張積立金を含まず

(四) 利益率中に算入すべく稅の經營資本に對する率は左に依りて算定す

(二) 販賣高の算定

販賣高は最近一箇年に於ける商品販賣高を基準とし之に將來の豫想を加味して算定す

經營資本同轉率を各事業又は各工場別に算定する場合には各事業又は各工場別に販賣高を算定す

2、會社別總資本同轉率の算定

會社別總資本同轉率は當會社 最近一箇年間の總收入と總資本(前受金を除く)平均在高との比率を基礎とし之に將來の豫想を加味して算定す

3、業種別標準總資本同轉率算定

業種別標準總資本同轉率は當該業種多數の會社に付算定したる最近一箇年間の總收入の總額と總資本(前受金を除く)平均在高の總額との比率を基礎とし之に將來の豫想を加味して算定す

三、販賣利益率の算定

一、に依りて算定したる經營資本利益率 (又は總資本利益率) を

二、に依りて算定したる當該會社又は事業(工場)の經營資本同轉率、又は當該會社の總資本同轉率若は當該會社の總資本同轉率にて除して得らるる百分率を以て調辨價格決定に當り基準とすべき販賣利益率とす

第三 販賣利益率の具體的適用調辨價格決定

(イ) 法人税の中所得に對する課税は稅法上所得の計算に於て之を損金に算入せざるを以て所定の稅率を稅金を含まざる純益に對する率に換算し之を前記配當、借入金利子、社内留保の經營資本に對する率の合計に乘じて算定す
(ロ) 法人税の中株主資本に對する課税は其の所定の稅率に經營資本に於ける株式資本の構成比率を乘じて算定す
(ハ) 營業稅及同附加稅は稅法上純益の計算に於て之を損金に算入するを以て所定の稅率を前項配當、借入金利子、社内留保の經營資本に對する率の合計に乘じて算定す
(ニ) 前記法人税、營業稅及同附加稅の經營資本に對する率を合計したるものを以て稅金の經營資本に對する率とす
利益率中に算入すべき稅金には臨時利得稅及同族會社稅を含まず
2、總資本利益率の算定
適正なる總資本利益率は計算上右の方法に依りて算定したる經營資本利益率に等しきものとす
二、資本同轉率の算定 販賣利益率算定の基礎たる資本同轉率は各會社別又は事業別(工場別)に算定したる經營資本同轉率たるを原則とするも經營資本同轉率の算定困難なる場合には當該會社の總資本同轉率に當り原價に附加すべき實際の販賣利益率を決定する場合には第一及第二に依りて算定したる販賣利益率を基準とし之が適用上特に左の諸點に留意し必要なる考慮を加ふるものとす
一、事業の經營能率の優劣
當該事業の製品原價が經營能率の優秀に因りて通常以下に低き場合又は經營能率の不良に因りて通常以上に高き場合には其の程度に應じ販賣利益率に必要なる考慮を加へ以て經營能率増進刺戟を失はさらしむるものとす
二、事業の財産評價上の差異
當該事業が財政の健全化の見地に基き資産を通常以下に低く評價し従つて資本同轉率が通常以上に大なる場合又は反對に不健全なる財政策の結果資産を過大に評價し従つて資本同轉率が通常以下に小なる場合には其の程度に應じ販賣利益率に必要なる考慮を加ふるものとす
三、事業の特異性
當該事業の製品が市場性を有せざる兵器其他特殊軍需品にして當該製品の生産を停止したる場合に於て其の設備を他の轉用困難なる等の事業に對しては其の事情に應じ販賣利益率に必要なる考慮を加ふるものとす
四、其他調辨上必要なる考慮

率を以て之に代へ資本同轉率を會社別に計算すること困難なる場合には當該業種の標準的總資本同轉率を以て之に代ふることを得
1、經營資本同轉率の算定
經營資本同轉率は各會社別に其販賣高と經營資本平均在高と經營資本平均在高との比率を以て之を算定す但し會社が數個の獨立せる工場を有する場合に在りては經營資本同轉率は之を各事業又は各工場別に算定す
(一) 經營資本平均高の算定 經營資本には事業本來の目的の爲に現實に運用せらるる資本のみを計上し經營擴張の爲に豫備的に保有せらるる擴張資産及投資の目的を以て保有せらるる投資々産等の價值額を含まず(陸軍軍需品工場事業在財務諸表準則第一章貸借對照表準則五、經營資産の條參照) 經營資本の平均在高は最近一箇年に於ける各三箇月末の經營資本の本在高を平均したるものを基準とし之に將來の豫想を加味して總定す
經營資本同轉率を各事業又は各工場別に算定する場合には各事業又は各工場別に經營資本の平均在高を算定す
此の場合一般管理及販賣部(即ち本社)の資本は之を適當なる基準に依りて各事業又は各工場の經營資本に接分す

第四 販賣利益率算定上必要なる基準並に中小經營及調辨金額の小なる會社に適用すべく業種別標準販賣利益は毎年度頭初經理局長より指示す

新黨準備會へ結社禁止

第七十五議會中の齊藤問題に關する意見對立を楔機として社大黨を脱退せる安部磯雄、片山哲氏等を中心とする勤勞國民黨準備會は五月七日内務省からその結社を禁止された。人民戦線に利用される慮ありといふのがその禁止理由であつた。

日泰友好和親條約調印

和蘭、佛蘭西の本國が何れも獨軍の鐵蹄下に蹂躪され爾領東印度並に佛領印度支那がそれ／＼本國よりの帝國主義的制縛から解放される段階に入り、極東の情勢順に急展開の時に當つて東亞安定勢力たる我が國と東亞の白象として英佛兩國の侵略下に喘いで來た泰國とが本條約を結ぶに至つたことは極めて意義深いものがあつた。

昭和十五年六月十二日外務大臣官邸において有田首相とピヤ、シー、セナ駐日泰國公使との間に調印が行はれた。

近衛文麿公樞相を辭任

近衛文麿公は第七十五議會中から澎湃として起り來つた新體制促進の機運を捉へかねての國民再組織に關する自己の所信を實現し、昭和維新斷行に乗り出すことを決意し、六月廿四日次の如き理由によつて樞府議長を辭して野に下つた。

近衛公樞相辭職理由要旨

舉國體制の整備は刻下の急務と信ずる、自分はこのために微力を捧げたいので茲に樞府議長を拜辭する。

米内閣總辭職

七月十六日米内首相は葉山御用邸に伺候し閣下に全閣員の辭表を捧呈骸骨命を乞ひ奉つた。

阿部内閣に代つて困難なる政局を擔當すること六ヶ月遂に刀折れ矢盡きて倒るの感があつた。

第二次近衛内閣成立

米内閣退陣のあとをうけ大命は果然近衛文麿公に降下した、近衛公は七月十六日樞府辭任以來只管新體制確立運動開始への構想を練つてゐたのであるがはからずも米内閣の退陣にあつて構想中途にして第二次内閣を組織することゝなつたものである。

在支英駐屯軍引揚げ

英國政府は八月九日午後六時在上海英國大使館をして北支及び上海の英國駐屯軍の一部が某方面へ移動しつゝある旨の發表をなさしめた。

出發した。

日支國交調整交渉成立

近衛三原則たる善隣友好、共同防共、經濟提携に基準を置く兩國の國交調整は我が全權大使阿部信行大將と汪行政院長との間に南京において交渉中のところ八月二十九日を以つて新日支條約の完全なる成立をみるにいたつたので、兩氏は三十一日これが確認のための挨拶交換を行ひ、こゝに東亞の新たな歴史と運命の展開に多大の寄與をなすべき基礎的紐帯が結ばれた。過去二ヶ月に亘る日支間の歴史的交渉も右挨拶を終止符として感激裡に閉幕したのである。

同月十九日 佛レイノ内閣大改造ベタン

元帥副首相、ウエーガン將軍ガムラン將軍に代り佛軍總司令就任

六月十日 伊國參戰

同月十四日 獨軍バリ無血入城

同月十六日 佛レイノ内閣更迭、ベタン元帥首相となる、夜佛軍に停戰命令降る

同月十七日 ベタン佛首相對獨降伏放送

同月十八日 ヒトラー、ムソリニ兩巨頭ミユンヘンに會し佛の休戰提議に

第二次歐洲大戰一年史

月八年九三九一自
月九年〇四九一至

一九三九年

八月廿三日 獨ソ不侵略條約調印
九月一日 獨軍ポーランドに進撃を開始
同月三日 英佛對獨宣戰を布告
同月廿二日 獨ソのポーランド分割

一九四〇年

三月十二日 ソ芬和平條約成る
四月九日 獨軍デンマーク、ノルウエーに進撃
五月十日 獨軍白蘭進撃

對する獨伊兩國の態度につき協 議す
 同月二十日 佛政府イタリアに休戦を申入
 同月廿二日 コンビエーニユ森に於いて獨 佛休戦協定調印
 同月同日 英政府はポルドー佛政府否認 の公式聲明を發す
 同月廿三日 佛前國防次官ド・ゴール氏は ロンドンに佛臨時政權樹立を宣 言す
 同月同日 ラザアル氏入閣す
 同月廿四日 伊佛休戦協定成立
 同月廿八日 ソ聯軍羅領へ進駐
 同月同日 佛近東軍司令官戰闘行爲中止 を聲明
 七月三日 英艦隊オラン港で佛艦隊を砲 撃
 同月四日 佛政府地中海艦隊に對英抗戰 を命令
 同月五日 伊軍は英領スーダンのガラバ ット及びカツサラを占領せる旨 發表す
 同月九日 イオニア海に英伊海戦行はれ る
 同月十日 佛國民議會新憲法を可決
 同月十一日 ベタン元帥佛主席に推戴さる
 同月十二日 ベタン新内閣成る

同月十九日 英國政府陸軍首脳部大更迭を 斷行
 同月十九日 ヒトラー總統緊急國會に臨み 對英最後通牒的和平演説を行ふ
 同月二十日 ヒトラー總統チアノ伊外相と 會談
 同月廿一日 バルチツク三國各議會ソ聯邦 への加入案を採擇
 同月廿二日 ハリファツクス英外相、ヒト ラー獨總統の提唱に答へ英國の 抗戰決意強調
 同月廿五日 フンク獨經濟相歐洲の經濟的 新秩序の相貌を發表
 同月廿六日 獨羅ザルツブルグ會談
 同月廿七日 獨羅ローマ會談
 同月同日 獨空軍大編隊イングランド東 南岸一帯に大規模空襲を敢行
 八月一日 モロトフソ聯外相獨伊との親 善不變を強調す
 同月四日 伊軍英領ソマリランドへの侵 入を開始す
 同月七日 獨政府アルザス、ロレーン、 リュクサンブールの三占領地域 に行政長官を任命
 同月八日 伊軍司令官英領ソマリランド ゼイラ占領を確認
 同月十一日 獨機英本土南岸に爆撃を集中 對英攻撃本格化す

同月十九日 獨機ドーヴァ、ポーツマスに 大空襲を敢行
 同月十三日 未明獨側は長距離砲を以て英 東南岸の攻撃を開始海空に激戰 を展開
 同月十五日 獨空軍再び英本土を猛襲、ロ ンドン郊外クロイドン飛行場を 爆撃
 同月十六日 ツルヌ・セヴエリン離官に洪 羅國境改訂交渉開催さる間もな く交渉停頓
 同月同日 獨機遂にロンドンを空襲
 同月十七日 ドイツ政府對英完全封鎖を宣 言
 同月十九日 英陸軍省英領ソマリランドよ り英國軍の撤退を公表
 同月二十日 英首相並に外相議會に於て米 洲内の英海空軍基地の租借權を 米に附與する旨聲明
 同月廿四日 獨機ロンドンの繁華街を爆撃
 同月廿五日 ソ羅兩國境に交戦す
 同月廿六日 英機ベルリンの官衙街を空襲
 同月廿七日 前夜深更より此の日早曉にか け獨機六時間に互りロンドンを 空襲
 同月廿八日 ヒトラー總統はベルヒテスガ ーデンにチアノ伊外相と會見、 洪羅問題につき協議

同月同日 獨軍當局は印度洋において英 船を撃沈せる旨發表
 同月同日 伊機スエズ運河を爆撃
 同月廿九日 前夜よりこの日早曉にかけ獨 機は七時間に互りロンドンを爆 撃
 同月同日 ド・ゴール政府佛領植民地統 治を宣言す
 同月三十日 ウインにおける獨伊洪羅四國 會談によりトランシルヴァニア 割讓問題に關する洪羅協定成立
 同月同日 ソ軍飛行機の掩護下に突如ル ーマニアに侵入
 九月一日 領土割讓に民衆憤激しルーマ ニヤ各地に暴動勃發す
 同月同日 獨ソ國境紛争處理協定ベルリ ンにて調印す
 同月二日 英伊海空軍、東地中海にて激 戰
 同月三日 ルーマニア國王カロール二世暗 殺未遂
 同月六日 カロール二世退位、ミカエル皇 太子王位につく
 同月同日 英三自治領と米、親善條約を 締結
 同月八日 英の無差別盲爆に報復、ヒッ トラー空襲を開始。ゲーリング 元帥全作戦を指揮

同月九日 獨機ロンドンを空襲。ドーヴ アー海峽を挟み英獨長距離砲戰 にうつる
 同月十日 英機ベルリン空襲。新兵器燒 夷カードを使用す
 同月同日 獨機バッキンガム宮殿を爆破 ロンドン空襲最高潮に達す。市 内中樞に大火災起る
 同月同日 米老大國防計畫實施へ。兩洋 艦隊建造に着手
 同月十一日 獨空陸よりドーヴァー猛襲
 同月十二日 伊軍、リビアより埃及總攻撃 開始
 同月同日 獨ソ連絡のための運河開通 す
 同月十三日 英米濠三國間にて秘密交渉な る
 同月同日 バッキンガム宮殿に再び爆彈 落つ。ウェスト・エンド猛火に つつまる
 同月同日 ヒットラー總統軍首脳部と重 要會議をとぐ
 同月十五日 英皇后私室の一部爆破さる
 同月十六日 伊空軍スダン各地を爆撃
 同月同日 埃及駐屯の英軍連敗、伊軍ア レキサンドリア目指して猛進
 同月同日 獨機のロンドン爆撃愈々急 速
 同月十七日 伊軍、シナイ、バラニを占領

同月同日 スペイン内相セラノ・スネル 獨外相リッペントロップと協議 す
 同月同日 ハンガリー攝政ホルテイー、 異民族の保護言明
 同月同日 獨空軍新戰闘隊形で英空襲、 英長距離砲も獨陣地に對して應 酬す
 同月十九日 リッペントロップ獨外相、ロ ーマにムツソリニ首相を訪問、 埃及、西班牙對策につき會談す
 同月同日 アフリカ植民地保護のため佛 艦アフリカへ出動
 同月二十日 英米重要會談。ハル長官英濠 大公使と協議
 同月同日 伊空軍英艦隊をシナイ・バラ ニ、バルディア港間より撃退す
 同月廿一日 倫敦を中心に獨の大編隊爆撃 を敢行す
 同月廿四日 芬政府はドイツが北部フィン ランドを經由して北ノールウェ イ地方に軍隊及軍需品を輸送す ることを許可することに決定せ る旨發表
 同月廿五日 英軍、ダカール上陸に失敗し 佛軍のため撃退さる
 同月廿八日 日獨伊三國同盟成る。ベルリ ンにて調印を完了

外交 列國情勢

列國の元首

國名	元首	稱號	姓名	職名
アフガニスタン	モハメット・ザヒール・シヤハ	王	シヤハ	大統領
アメリカ合衆國	フランクリン・デー・ルーズヴエルト	大統領	ワシントン	大統領
アルゼンチン	ロベルト・エメ・オルチス	大統領	バリアー	大統領
自由國	ダグラス・ハイ	大統領	シヤハ	大統領
アルバニア	イマニエール・イタリ	王	スロヴァキア	大統領
アイスランド	クリスチャン十世(丁抹國王)	王	ソヴェエト聯邦	大統領
イギリス	ジョージ六世	王	ジョセフ・テイソ	大統領
イタリ	イマニエール三世	王	ミカエル・イワノイウイッチ	大統領
イラク(メソポタミヤ)	ファイサル二世	王	カリニン	議長
フィンランド	キヨスマ・カルリオ	大統領	アナン・ダマヒ	王
フランス	ペゴン元帥	主席	汪精衛	代理
ポーランド	マハラジャ・ワシチーク	王	汪精衛	代理
ブラジル	ヴァルガス博士	大統領	汪精衛	代理
ベネズエラ	ボリス三世	大統領	汪精衛	代理
ベルギー	エレーザール・ロベス・コント	王	汪精衛	代理
ベル	レオポルド三世	王	汪精衛	代理
ホンヂュラス	マヌエル・ブラ	大統領	汪精衛	代理
ポリヴイア	テイブルコ・カリエス	大統領	汪精衛	代理
ポルトガル	ヘネラル・キンタニア	大統領	汪精衛	代理
満洲國	パデレフスキ	大統領	汪精衛	代理
メキシコ	カルモナ將軍	大統領	汪精衛	代理
モナコ	ヘネラル・ラサロ・カールデナス	大統領	汪精衛	代理
モロッコ	ルイ二世	公	汪精衛	代理
ヌービゴ	ムライ・モハメ	王	汪精衛	代理
ラトヴィア	アルバート・ク	大統領	汪精衛	代理

在本邦各國大使

國名	大使	姓名	職名
アメリカ合衆國(赤坂區榎坂町一)	(臨時代理大使)	ユージン・エイチ・ドゥーマン	大使
アルゼンチン(麻布區斧町四)	特命全權大使	アルフレッド・ミケルセン	大使
アフガニスタン(麹町區五番町二番地)	特命全權大使	カミーユ・ゴルジュ	大使
イギリス(麹町區五番町一)	特命全權大使	スティーヴン・ヒューズ	大使
イタリア(芝區三田三ノ二八)	特命全權大使	サエ・ロバート・クレイギー	大使
フランス(麻布區木町五五)	特命全權大使	マリオ・インデルリ	大使
ドイツ(麹町區内幸町一ノ三)	特命全權大使	マームード・バハドリ	大使
オランダ(芝區榮町一)	特命全權大使	オランダ(芝區榮町一)	大使
カナダ(赤坂區表町三ノ一六)	臨時代理大使	ゼネラル・イェー・セー・バプスト	大使
ギリシャ(麹町區富士見町二ノ七)	特命全權大使	アタナス・ポリチイス	大使
コロンビア(麹町區内山下町一ノ一)	臨時代理大使	テレル	大使
スペイン(麻布區市兵衛町一ノ二)	特命全權大使	アルフレッド・ミケルセン	大使
ソヴェエト聯邦(麻布區狸穴町一)	特命全權大使	ソヴェエト聯邦(麻布區狸穴町一)	大使
タイ(舊シヤム)(赤坂區臺町二)	特命全權大使	スリー・セナ	大使

外交・列國狀勢——在本邦各國大使

國家計畫委員會議長 メジラウク
 外務 務 ヴオロシロフ
 内務 務 ベリア
 教育 務 ポチヨムキン
 海上運輸 務 セミオン・デンセルスキー
 河川運輸 務 ツオジム・シヤシコフ
 司法 務 エヌ・ルイテコフ
 外國貿易 務 ア・イ・ミヤコン
 國防工業 務 ラザール・カガノウイツチ
 木材工業 務 S・M・アンツエロウイツチ
 輕工業 務 ルーキン
 機械製造工業 務 ルウオフ
 造船工業 務 イワン・コツセンコ
 織維工業 務 コシギン
 食料品工業 務 カバノフ
 燃料工業 務 ラザール・カガノウイツチ
 發電所及電氣工業 務 ミハイル・ベルグヒン
 鐵鋼製造工業 務 イワン・デヴオーシヤン
 有色金屬工業 務 アレクザンドル・サモヒヴ
 化學工業 務 アロフ
 建築材料工業 務 ミハエル・デニソフ
 建設 務 レオニード・ソスニン
 聯邦檢察總長 務 セミヨン・ザハロウイチ・ギ
 農務 務 ハンクラチエフ
 商業 務 A・B・リユウビモン
 農務 務 ベネテイクト

穀物牧畜國營農場 タイホン・ユールキン
 農產物調達 務 スクリンニコフ
 交通通信 務 イワン・ペレシブキン
 財務 務 アルセリー・ツペーレフ
 海軍 務 ニコライクズネツォフ
 保健 務 ブエルソフ
 調達 務 エフ・ポポフ
 ソヴイェト検査 ミコヤンコ・シオル
 國立銀行 務 アレキセイ・グリチウノフ
 首相兼商相 ハンガリー (二四・三・一六)
 外務 務 ハウル・テレキー伯
 國防 務 コロマンデ・カンヤ
 內務 務 ケレステス・コイシヤ
 國庫 務 バルタ將軍
 文書 務 ルイス・レメニイ・シユネラ
 法務 務 ヴアレントン・インホーマン
 商相兼產業相 務 タスナデイ・ナギ
 農務 務 ゲザ・ボルネミザ
 無任所相 務 ミカエル・テレツキ伯
 法務 務 ジヤロツス
 首相兼無任所相 ベルギー (二五・一・五)
 外務 務 ユベール・ピエルロ
 國防 務 スバーク
 國庫 務 カミーユ・グット
 內務 務 ドニ將軍
 國庫 務 ヴァンデル・ボールルテン
 法務 務 オーギユスト・ド・シユシイ

土木相兼交通相 ヴエ
 勞働相 マルク
 農相兼經濟相 アルチュール・ワオーテール
 文書 務 ラウル・リシヤール
 首相 務 ベランカール
 外務 務 リスト・リチ
 教育 務 ダナ
 國防 務 ウーノ・ハンスラ
 保安 務 ベカラ
 農務 務 ハイキネン
 運輸 務 フアゲルホルム
 內務 務 サロパレ
 國庫 務 エルンスト・フォンブロン
 國防 務 ニューカネン
 法務 務 キチライネン
 商工 務 ゼデルヘルム
 公共事業相 務 フオン・フイアント
 無任所相 務 パーシキヴィ
 首相兼外・陸・海相 希臘 (一〇・一一・三〇)
 內務 務 ジヤン・メタクサス
 國防 務 トリアント・フイラコス
 經濟 務 パブリゴプロス
 農務 務 マンサヴィイノス
 公安 務 カネロプロフ
 農務 務 ペナキス
 公安 務 デカゾス

文法 相 ログテチス
 和 相 バラノス
 蘭 (二四・七・二四)

藏 相 エルンスト・ヨハネス・ウイ
 西 相 グオルス
 班 相 フランシスコ・フランコ將軍
 牙 (二四・八・一〇)

法農文 相 タモサイチア
 內務 相 クリクスシウナス
 經濟 相 ヒストラス
 藏空 相 ゲルマナス
 首相 相 スタクス
 魯 相 ストクス
 馬 相 ルーマニヤ (二五・七・四)
 自治政府 相 イオン・アントネスク
 スロヴァキア (二四・一〇・二八)

外首 相 ヘンドリック・コライン博士
 國防 相 J・A・Nバティン博士
 內務 相 ボーデンハウゼン
 經濟 相 ヴァンデイク
 法務 相 ヴァン・ボーエン
 土民 相 シユリーケ
 社木 相 デヴオーイス
 會民 相 デヴィサリス
 相 ヴァデン・ブツシユ
 相 ヴァンリーツ・デジユデ
 相 ダメ

外首 相 フランシスコ・フランコ將軍
 陸軍 相 ベイグベテリ大佐
 海軍 相 ヴァレラ將軍
 空軍 相 モレノ提督
 內務 相 ヤーゲ將軍
 經濟 相 セリアノ・スネル
 文書 相 マルチン
 農相兼勞働相 相 ララス
 法務 相 ビルバオ
 商工 相 ラステフ大佐
 公共事業相 相 プラウフ
 無任所相 相 グランデ將軍
 同 相 デル・カステイロ
 同 相 ホルダーナ將軍
 首相 相 ルクセンブルグ (二二・二・四)
 外首 相 デュボニイ
 相 ペツシユ
 首相 相 リスアニア (二四・三・八)

外首 相 ベラツカ
 國防 相 フィルチナンド・ウルカンス
 經濟 相 キー
 國庫 相 ゲザ・メドリツキー
 國防 相 ドルヂンスキー
 文書 相 カプロス將軍
 法務 相 ジョセフ・シヴァツク
 交通兼公共事業相 相 ケジャ・フリツツ
 宣傳 相 ユリウス・スターノ
 相 サノ・マツハ
 首相 相 ユーゴスラヴィア (二四・二・六)
 總理 相 チエヴエトコウイツチ
 外務 相 アレキサンダー・マルコヴィ
 法務 相 ツチ
 文書 相 スタンコウイツチ
 藏文 相 クエンヂツチ
 相 レテイツァ・ドウカン

外首 相 サラザル博士
 國防 相 アルミンド・ロドリゲス・モ
 相 レイロ
 相 ホセ・シルヴェストル・フ
 相 エレインボツサ
 首相 相 瑞典 (二四・二・二三改造)
 外首 相 ベルアルビン・ハンソン
 國防 相 クリスチヤン・ギユンター
 相 カルル・グスタフ・ウエスト
 相 マン
 首相 相 アウグスト・ニルソン
 外交・列國狀勢——各國閣員

外首 相 ツエルニウス
 國防 相 ビザウカス
 相 ウルブンス
 相 ムステイキス

外首 相 ツチ
 國防 相 スタンコウイツチ
 文書 相 クエンヂツチ
 藏文 相 レテイツァ・ドウカン

商務長官	エウゲルド・ボネー	労働相	フェリツペ・リウエラ	文工	ルゴ
内務相	ホルヘ・キンタナ中佐	工相	ヴィセン・レイトン	相	アレハンドル・ベルナーテ
勸業相	エレオドロ・サエンス中佐	相	トビアス・スニエーガ・モント	相	ユリオ・バスコン
外務相	ルイス・エレラ中佐	相	ウフアール	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
防務相	ギイエルモ・フレイレ大佐	相	ラウル・グルディアン	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
外務相	カルロス・マヌエル・ラレア	相	ルイス・フェルナンデス・エレ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
内務相	フスト・プリエト博士	相	リカルド・バチエコ・エレ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
大蔵相	ニコラス・デルガード將軍	相	ルイス・ドブレス・エセ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
経済相	シブリアノ・コルダス博士	相	アントニオ・ペニア・チャバ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
陸軍	パブロ・マツクス・インスフ	相	リアー	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
海軍	ラニ博士	相	露 (一三・二二三)	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
衛生	エドアルド・トレアニ・ヴィエ	相	カルロス・コンチャ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
司法文部	ラ大佐	相	ジュアン・フランシスコ・レ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
外務	アレハンドロ・ダボロス博士	相	フランシスコ・エスカリイス	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
内務	エフライム・ガルドソ博士	相	博士	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
文部	ホリヴィア (二二・二二三)	相	フランシスコ・デルガト大佐	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
防務	エドワルド・デイエス・デ	相	ニコラス・デルガト大佐	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
國防	メデーナ博士	相	ドウトラ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
農務	エリナス・ベルモンテ	相	フェルナンド・コスタ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
交通	ベルナルド・ナバハス・ツリ	相	ワルデマール・ファルコン	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
農務	フエリツペ・リウエラ	相	メンドンサリマ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
農務	アルベルト・バラシオス	相	オスワルド・アラニーヤ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
農務	デイオニシオ・フオラニニ	相	ガヴリエル・ダーベイ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
農務	カプリエル・ゴザルベス	相	ゴンサロ・レストレーボ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ
農務	フウリオ・サルモン	相	アルベルト・リエラス・カマ	相	マヌエル・コルデロ・レイエヌ

支那事變日誌

自昭和十四年八月十五日
至昭和十五年八月十五日

十五日 汪兆銘氏南華日報紙上に和平談判へ進めと重ねて聲明發表。
 十六日 廣東省實安の南岸に敵前上陸せる皇軍は實安縣城を奪取後深圳を占領、英の援蔣路を遮斷。
 十七日 皇軍、海南島峴門に敵前上陸敢行。
 十八日 蔣政權、汪派彈壓を各機關に嚴命△海軍航空部隊、江南戰線最大の兵站基地沅陵を空爆。
 十九日 海軍航空部隊、大編隊にて四川省嘉定を初空襲△大本營陸軍部、北中南支七月中の綜合戦果は敵屍二萬三千俘虜千六百と發表。
 二十日 我が航空部隊、廣東省北部の要衝翁源、連平、韶關と江西省上饒、樟樹鎮を空襲△CCC團領袖陳果夫重慶脱出。
 廿一日 陸軍航空部隊、湖南省常德を空襲敵司令部、軍事施設及沅江上の戎克二百餘隻を爆破撃沈。
 廿二日 陸軍航空部隊、江西省贛江附近の吉安飛行場、岳州西方の監利を空襲。

支那事變日誌

廿三日 北支、蒙疆地方の水害慰問の爲め興亞院より北支臨時政府に十萬圓、蒙疆聯合委員會に五萬圓を寄贈△天津の大洪水に因る日本租界の損害は約六千萬圓と觀測さる。
 廿四日 獨ソ不侵略條約成立は重慶側にとつて有利なりとして歡迎△海軍航空部隊、重慶西方十キロにある小龍坎を爆撃、挑戦し來れる敵戰闘五機を撃墜、全機無事歸還。
 廿五日 我が軍では天津火災の難民救濟、防疫等に積極的に活動△航空部隊、浙江省麗水を猛爆△海軍航空部隊、廣西省南寧、龍州を空襲、全機無事歸還。
 廿六日 陸軍航空部隊、南昌西方十七キロにある高安を空襲し敵司令部爆撃。
 廿八日 獨ソ不侵略條約成立の爲め外交政策再出發の餘儀なきに至り平沼内閣總辭職△海軍機、重慶西部を連爆、新設軍事工場を粉碎△陸軍機、隴海線の靈寶を猛爆。
 廿九日 阿部内閣成立、基本國策は近衛内閣當時決定の不動の方針を踏襲、事變處理に邁進すと聲明△蔣は最近の國際情勢に關聯し對外依存の不可を表明。
 卅日 廿八日より三日間に亘る第六次全國代表大會は上海に於て開催され各地代表二百四十餘名列席、黨の組織一新、汪兆銘の首席推戴、和平運動展開等を決定△陳果

夫香港で反共運動に暗躍△汪派の六次大會參會派と重慶所在の蔣一派との微妙な關係に鑑み蔣一派を處分せず上海に參集協力せよと要請。
 一日 蒙古聯合自治政府成立△汪兆銘、平沼首相との會談内容を發表、全國へ和平通電を發出。
 二日 我が海軍、支那沿岸封鎖の完璧を期する爲福建省中部海岸漳州浦封鎖する事とし此旨各國外交機關に通告△海軍航空部隊、大舉重慶、廣陽飛行場、梁山飛行場、萬縣各地を猛爆。
 三日 金崎部隊、山西省北部五寨を中心とする暫編第一師の敵を撃滅、五寨入城。
 四日 廣東北部の要衝從化完全占領△海軍航空部隊、月明を利し大編隊を以て重慶を急襲、小龍坎附近の軍需工場を爆破△蔣は歐洲戰亂の勃發、汪派の六中全會開會等諸情勢の激變に依る不利を打開すべく國防會議召集を命令。
 五日 滿洲國政府、今次の歐洲戰亂に關し日本政府の聲明に呼應、日本と同一態度を持する旨聲明△蔣、時局對策に各派を糾合して緊急會議召集。
 六日 天津英租界工部局、程錫庚暗殺犯人四名引渡を突如支那側に正式通告△陸軍機湖北省沙市を空襲、敵軍司令部軍事施設

を粉碎△汪氏中華日報紙上に「歐洲大戰と中國の前途」と題する論文發表、歐洲情勢對處方針宣明△正統派國民黨は第一次執監會議を開催し機構人事を決定△汪派の主要人物褚民誼氏その立場を闡明し蔣に下野勸告の通電發出△澤田外務次官の交戦各國大公使に對する申入に呼應し上海に於て三浦總領事は關係六ヶ國領事に同様申入△四日發せられたる歐洲戰亂に對する帝國の方針に基き及川司令官の名に於て在上海英佛各海軍指揮官に對し帝國の勸告承認を要請。

七日 歐洲戰亂に對し北支臨時政府中立を聲明△日本政府の歐洲戰不介入方針に呼應して維新政府公式に中立を宣言。

九日 上海特別市政府警務分局、上海越界路を實力で回收。

十日 海軍航空部隊、江西省贛水上流を中支唯一の輸送路とし長沙、重慶方面への軍需資材輸送中の敵を吉安、蓮花の線に於て爆撃他の一隊は陸路疾走中の自動車輸送隊を猛爆。

十一日 海軍航空部隊、湖北省來鳳飛行場及重慶西方十五キロの瀘州の軍事施設を爆撃。

十二日 陸軍は事變處理完遂を期し派遣軍總司令部を設置、總司令官に西尾壽造大將、總參謀長に板垣征四郎中將を任命△天英租界當局、抗日分子を放逐△海軍機、湖

北省恩施飛行場を爆撃。

十三日 阿部内閣新政府を決定、支那新中央政府の成立を援助し協力して事變處理の完遂を期する旨發表△海軍機、江西省靖安を爆撃△天津にて日英兩軍對峙。

十四日 臨時、維新兩政府第六次聯合委員會、新政權成立機運促進△天津英租界當局津浦線北段のテロ司令を引渡△長江遼江部隊進撃△海軍機、廣西省廣業の敵據點を爆撃△山西各地の掃蕩戰進捗△南昌方面猛攻。

十五日 鼓浪嶼租界問題、租界當局の讓歩に急轉直下解決の曙光見ゆ△陸軍機、赤色根據地潰滅を期し長驅寧夏を空襲△中支軍、奧漢沿岸及び大別山麓西南約二十キロの中館の敵を攻撃。

十六日 江西に新作戦の火蓋切らる△重慶に開催の特別緊急會議で和平派根絶論を繞り國共大論戰大混亂に陥り會議一時停會。

十七日 遼江大作戦開始され岳州上流へ進撃。

十八日 北支軍最高指揮官多田中將北京着任△高安北方地區の敵六個師を包圍、殲滅戰展開。

十九日 高安附近の大包圍戰で敵屍三千五百△山東省魯南地區に於ても掃蕩戰行はる。

二十日 錦江上流を敗走中の敵密集部隊に對し海軍機猛爆、更に上高、宜豐空襲△新政權樹立を目指し、汪兆銘、王克敏、梁鴻志三巨頭南京に會談。汪氏聲明書公表△汪氏の新政府運動愈々軌道に乗り重慶政府部内の和平抗日兩派の内訌深刻化す△海軍機、厦門周邊の德化、仙遊、潮州を爆撃。

廿一日 汪、王、梁三巨頭談にて中央政府樹立工作、政治委員會組織に關し意見一致△皇軍、中山縣前山に突如上陸進撃中△海軍機、湖南省西部の敵據點辰州、辰谿を空襲。

廿二日 鼓浪嶼問題五ヶ月振りに終局的解決に到達△海軍部隊は大舉洞庭湖上に猛進撃を敢行、陸軍部隊は陸軍部隊を先導して玉池湖突入△海軍機、福建省南部古田、延平沙爆撃。

廿三日 今拂曉洞庭湖畔に敵前上陸せる部隊は湖畔の敵堅陣に殺到、岳州、南昌、修水を抜く。

廿四日 中支軍發表——軍は江南の敵第九戰區軍を殲滅すべく九月中旬作戦行動を開始せり△江南戰線の敵兵力は六十ヶ師に上る旨小川部隊長語る△皇軍、岳州を距る八十哩の湘江要衝に敵前上陸敢行△奧漢線鐵橋を爆破し敵の退路を完全に遮斷、敗敵追撃の南下部隊も進軍中△高安作戦軍も亦今次作戦に參戰し武寧前面に殲滅戰展

開。

廿五日 汨水敵前渡河を敢行せる我が軍は壯烈なる殲滅戰を展開して南北兩岸の要衝を占領△海軍陸戰隊、洞庭湖東岸磊石山の一角を占領△陸軍機、湘江、汨水南岸の敵の退路に數回に亘つて空爆△重慶政府部内の國民黨元老派、監衣社と協力して反共態度を高揚。

廿六日 皇軍、汨水南岸一帯を確保し、同河北岸の要衝に突入、更に西方迂曲の一隊と共に敵包圍。

廿七日 皇軍萬洋山系の主脈を突破、敵の背側を衝き長沙北方十里に迫る△第九戰區の敵軍崩壊。

廿八日 長沙防衛の最大據點たる平江縣城完全に制壓、敗敵追撃の皇軍は着々隨所の要衝を確保す△敵は長沙市街に放火し同市拋棄の態勢△海軍機、事變以來の大部隊で重慶を大空襲。

廿九日 王外交部長の和平調停要請の聲明を適り重慶政府部内の内紛激化す△平江長沙公路を遮斷の我軍は敵を完全に包圍し大殲滅戰を展開。

三十日 長沙陥落を目睫に控へ湖南省政府衡陽に移轉決定△我が空軍屢次の空爆に依り長沙軍事施設潰滅。

【十月】

一日 支那派遣軍總司令部南京に設置さ

れ、總司令官に西尾壽造大將、總參謀長に板垣征四郎中將來任△湖南作戦の戦果、敵十九個師を潰滅せしむ。

二日 阿部首相、地方長官會議席上に於て國際情勢を注視しつゝ、事變處理完遂を期し新秩序妨害は斷乎排除すと表明△陸軍、廣汎なる異動を發令、戦時に對應し中央首腦部の陣容一新。

三日 陸軍、ノモンハン事件の一般情勢。

四日 海軍遼航部隊は高郵湖及び邵伯湖を清掃。南支九月の戦果發表。

五日 興亞院出張所漢口、廣東に新設。湖南作戦派遣軍發表。長沙、武寧を猛進修水縣城を突く。

七日 褒章條例の特例に關する勅令公布。

八日 空軍は廣西省の桂林、龍州、武鳴を襲撃した。

九日 鼓浪嶼協定に關する我方と租界側との意見全一致のコミュニケが内田總領事から發表さる。

十日 中南支の戰鬪に武勳赫々たる諸部隊、部隊長、將兵に對しさきに軍司令官より感狀が授與され本日それ〴〵上聞に達せられた。

十一日 第十六回論功行賞發表、海軍將兵二百五十八名。

十三日 前中支軍最高指揮官山田乙三中

將、前南支海軍最高指揮官近藤信竹中將等東京に晴れの歸還。

十四日 陸軍の陣容異動。教育總監に山田乙三中將、次官阿南惟幾中將。漢口に敵機空襲があつた。邦人に死傷なし。

十五日 汪兆銘代理周佛海記者團と會見中央政府樹立に關する詳細發表。

十六日 重慶政府ソ聯の重壓多く政府内の國共反目益々激化。

十九日 畑陸相閣議に於て全閣僚に對し重要發言を行つた△グルー駐日米國大使歸任歡迎會席に於て米國の對日不滿の數々卒直に披瀝する演説を行ひ反響を喚んだ。

二十日 上海に於て板垣總參謀長と汪兆銘と會見した。

二十一日 海軍首腦部の人事異動。古賀中將が第二艦隊司令長官、豊田中將は艦政本部長に、近藤中將が軍司令部長にそれぞれ補職發令される。九月十五日停戰協定成立後のノモンハン事件に關する日ソ兩軍の交渉經過につき「現地交渉終結せり」との關東軍より發表あり△大本營陸軍部より湖南作戦の戦果發表あり。敵屍及び俘虜は實に四萬一千の多きに上つた。

二十三日 十九日のグルー大使の演説に對して帝國政府の態度に關し須藤情報部長は外人記者團に説明する處があつた△滿支三國の交通の劃期的統一格が成立、明年六

月より實施の豫定なり。

二十四日 我が航空隊のノモンハン事件に於ける赫々たる武勳に對し植田關東軍司令官から授與されたる感状は本日上閣に達せられた。

二十五日 我が陸軍航空隊は陝西の軍事上の要衝點南鄭を襲撃し、無事使命を果した。

二十六日 滿蒙國境劃定委員會は來月下旬チタに開催される事に決定せり、尙邦船十數隻はソ聯官憲の抑留を釋かれる事になつた。

二十七日 武漢攻略一週年紀念日。賀陽宮恒憲王、竹田宮恒徳王兩殿下の台臨を仰ぎ奉り九段階行社に祝宴ありたり。野村外相は近く日米會談の第一歩を踏み出すことになつた。

二十九日 鼓浪嶼工部局は過般の協定文に基き反日軍動取締に關する布告を發布した。

三十一日 汪兆銘氏は我が西尾總司令官と南京に於て會見、新政權運動の具體的一歩を踏み出した。舞鶴軍港を復活、十一月一日より鎮守府設置の旨發表。海軍への獻納機「報國」全日本號「五十機」の大坂に於ける命名式が大坂第二飛行場で舉行された。モロトフ外務人民委員はソ聯最高會議第五回において、日ソ國交調整への考慮を表明する重大演説を行つた。

する重大演説を行つた。

【十一月】

一日 興亞院は臨時會議を開き、近く誕生する支那中央政權に對する日本の協力援助をめぐる具體的事變處理方針の決定を見つた。

三日 海軍航空隊は洞庭湖南益陽の敵に對して大爆撃を敢行した。重慶におけるカー大使と王寵惠との會談は何等得る所がなかつた。

四日 外相官邸において野村外相はグルー大使と對米國交調整を目的として第一回の瀕踏みの日米東京會談を行つた。成都大爆撃、敵機三十機爆破。

五日 陸軍航空隊は淡水、惠州等を爆破、敵の新補給ルートの遮断に役立った。報告全日本號「五十機」の晴れの命名式が羽田東京飛行場に舉行された。これは海軍への獻納機である。

六日 艦隊報道部の發表によれば奥田大佐機は成都空襲の尊き犠牲として壯烈な自爆を遂げた。我が航空隊は陸安、果徳、貴縣、興業桂林等の廣西省各地を爆撃した。

七日 陸軍では兵役法施行法令の改正を行つた。

八日 閑院參謀總長宮殿下には中支派遣軍を御視察中なりしところ、御機嫌麗はしく内地に御歸還遊ばされた。十一月十九日維

新政府陳外交部長を暗殺した犯人一味はその後汪兆銘暗殺を企てつゝあつたが我が官憲に逮捕された。

十日 藤田中將は上海中心の揚子江流一帶の陸軍諸部隊の指揮を任命された。畑陸相は西下の途中車中にて事變處理の責任及び軍備の修正強化を力説した。ワシントン日本大使官は日米間の懸案であつた上海大學問題以下五件につき解決経路の説明を發表した。

十一日 陸軍では農繁期を迎へて種々の配處をなし、農家出身兵士に對し必要の休暇を許した。

十二日 東久邇宮盛厚王殿下には今次ノモンハン事件に際し部隊長として御奮戰遊ばされたが、御恙なく御歸還遊ばされた。厚生省では事變以來激増した女子労働者の生活待遇に特殊の保護をなすべき通告を各關係方面に發した。山西東部で自爆した原數三郎中佐機の模様が〇〇基地で發表された。

十三日 英國及びフランスの北支駐屯軍は歐洲動亂に伴ひ、其の一部を引揚げる事に決定した。

十四日 皇室では今次事變に殉じた皇軍將兵の忠烈を永く偲ばせ給ふ思召から宮城内に今事變の御府を定め給ふ旨の御沙汰あらせられた。

十五日 陸軍第十六回論功行賞發表。陸海軍部隊は北海附近に奇襲上陸を敢行した。實に未曾有の快舉であつた。海軍異動及川、鹽澤兩中將は夫々大將に昇進。廣東軍軍長黃大偉は汪兆銘の一翼となつて澄海に建國軍を組織した。ソ聯大使と野村外相の會見の結果、滿ソ國境劃定問題、日ソ漁業條約改訂問題に關する意見は一致を見た。

△南支派遣軍は欽州灣西岸地に上陸猛進撃した。△河北省山巖地の共産軍を殲滅した。

十七日 南支派遣軍は要衝欽州縣城に日章旗を懸した。

十八日 ナチス黨大會に派遣された寺内大將は歸國した。

十九日 南支派遣軍は那麗圩を占領した。又大塘盆地を清掃した。滿蒙國境問題は混合委員會を設立することに決した。

二十日 大本營設置以來二年嚴肅なる紀念の集ひを行つた。△廣州市公署が目出度く誕生。△重慶六中全會閉會。

二十一日 阿部規秀中將は去る七日察南地區に壯烈なる戦死を遂げた。△郵船照國丸が英國東海岸で爆沈した。各方面に非常な衝撃を與へた。

二十四日 南支派遣軍は抗日大據點たる南寧縣城を完全に占領した。

二十七日 海軍航空部隊は蘭州を爆撃し

た。△雲南省主席龍雲と重慶政府との反日愈々顯著となつた。

二十八日 スメタニ野村の第二次日ソ會談は主として漁業條約に關するものであつた。

二十九日 北支方面海軍最高指揮官日比野中將は歸還、直ちに參内具さに軍狀を奏上した。△南寧入城式。

三十日 海軍航空隊は再び蘭州を大空襲した。全機歸還。

【十二月】

一日 陸軍定期大異動。臺灣軍司令官牛島中將、東部防衛司令官稻葉中將、第九師團長樋口中將。

二日 汪兆銘は三民主義實現の要諦は日本との協力にありと所信を吐露した一文を發表した。△中華民國新民會は王克敏氏の會長推戴式を北京に開催した。

三日 中支戰跡を御視察中の秩父宮殿下には本日飛行機にて御機嫌うるはしく御歸還あらせられた。

四日 野村外相はグルー大使との第二次會談を行ひ、米の對日認識は正を要望した。△南寧奪還を夢見る敵を八塘附近に殲滅大勝を得た。△吳佩孚將軍は北京の自邸に急逝した。△何應欽は合同紀念週會において抗戰建國の共産黨の共同責任負擔要求を拒否した演説を行つた。

五日 東亞經濟懇談會が帝國ホテルに開催された。

六日 津島日銀副總裁は東亞經濟懇談會の席上「大陸開發の所要資金は極力現地にこれを調達すべし」と力説した。

七日 臨時滿蒙國境確定委員會はチタ市に開催された。

九日 突如上海に現れた實業部長陳公博は汪兆銘を援けて和平運動に投ずることになつた。

十日 明年度豫算總額概算は百三億六千萬圓、この中軍事豫算は六十六億七百萬圓である。△中華航空株式會社は飛躍時代に入り中國空路一元化の大業が漸く完成の域に近づく模様である。△わが南寧方面軍司令官は白崇禧、李宗仁の兩將に對し日支提携促進に關する重大勸告を行つた。

十一日 チタ會談。外務省大體隔日續開の旨發表。△河原田文相の學徒隊再出發言明は全く消失することになり、又青年團振興問題も改めて検討されることになつた。

十二日 物價委員會は内閣直屬に改められ、低物價政策の一貫性が要望された。△軍機保護法施行規則の大改正を行ひ機密保持を強化することになつた。

十三日 南支派遣軍の十一月中戦果發表。敵遺棄死體一萬。△英艦揚子江引揚。全部で八隻を數へる。

十四日 中國臨時政府成立二週年△愛知縣豐川町に海軍工廠を開設△阿部首相支那中央政權樹立に關し、曰く新政權成立すとも事變處理に樂觀禁物と。

十六日 總動員物資使用收用令公布、廿日實施。

十八日 日米第三次東京會談、揚子江開放の意嚮を外相は通告した。尙、英佛獨伊の諸國にもその旨通告せり△首相は事變處理に關し衆議院各政黨々首と懇談す。

十九日 湘南方面に漢口の奪還を企圖してゐた敵を襲撃し、潰亂せしめた。空軍は四川各都市を爆撃した。

二十日 日英東京會談△蔣介石は多期攻勢の失敗に鑑み第一線の後退を命じた。

二十一日 我が南支軍は廣南省龍州、鎮南關を忽ち占領した。佛印の援將軍需品を多數を押收した。△包頭奪還を目ざし五原の傳作義軍を激撃殲滅的打撃を與へた。

二十二日 軍事參議會開催、修正軍備計劃の旨を奉答し、陸軍強化の方針を決定した。△米外務省は各稅關に對し、通商條約失効後も對日差別關稅せざるやう訓令を發した△日ソモスコイ會談。東郷大使は日ソ通商交渉に關する豫備的折衝を行へり。

二十三日 東郷大使はモロトフ外務大臣と會見、漁業問題に關し交渉せり。

二十四日 我が南支派遣軍は廣東東北方

に蠢動する敵に對して敢然攻撃を開始せり。

二十五日 支那派遣軍總司令部は多期攻勢のデマ粉碎のため反撃を開始、致命的打撃を與ふることになつた。

二十六日 新暴利取締令を發布△第七十五議會開院式 天皇陛下には、歐洲大戰下の複雑なる情勢下に處して東亞安定の大業を完遂すべしと優渥なる勅語を賜つた。

二十七日 外務省須磨情報部長は外人記者團に對し、恒久的日米協定を要望する旨表明△山西に赫々たる武勳を樹てた牛島、山口兩部隊長に對し夫々感狀を授與され

二十八日 畑陸相は直轄部隊長に對し國民の協力切望する旨の訓示を與へた△陸海軍航空部隊は緊密なる協力の下に中國奧地の聯合作戰を開始、北方赤色ルートの據點蘭州大爆撃をなした△汪兆銘は和平救國を高唱する重大聲明を發した。

二十九日 東郷ミヤコン貿易大臣第二次會談△滿蒙國境確定委員會日滿代表準備打合せ。

三十日 南支派遣軍珠江開放斷行の重大聲明△青陽に集結した敵を撃破し、敵屍一萬餘に上つた。

三十一日 支那新政權樹立の基本事項は圓滿解決點に達した△日ソ漁業暫行協定モ

スコアに於いて調印された。又北鐵讓渡金問題も圓滿解決を見ることになつた。

昭和十五年

一日 海軍航空隊は江西省、及び南昌より長江南岸に巨彈を浴びせて歸還。

二日 南支派遣軍は餘漢謀軍の主力を撃破せる旨發表△海鷲の大編隊は湖南省寶慶、衡陽を爆撃した。

五日 支那新中央政權に關し陸軍省部聯合會議を行ひ、基本事項に就き現地報告承認に意見の一致を見た△蔣蘇通商協定成立△海鷲は雲南省蒙自飛行場を襲撃、全機無事。

六日 阿部首相と吉田海相會見。政局に悲觀論漸く活發。

八日 書記官長談を以て、新中央政府成立に際し全力を傾注支援する旨聲明△畑陸相は阿部首相と會談。内閣退陣必至。

九日 英國はカー大使をして重慶政府の汪兆銘に對する態度を打診せしめた。

十日 海鷲は年末の柳州空襲に續いて桂林を大爆撃した。

十二日 北支派遣軍昨年十二月の戰果發表。敵屍二萬△滇越鐵道爆撃に關し、野村外相は佛國の抗議を徹底的に反駁した。

十四日 阿部内閣總辭職。

十六日 米内内閣成立△畑陸相省全將校に事變處理完遂の爲に不退轉の決意を要すと訓示した△汪精衛氏は蔣介石に對して和平救國に協力すべきことを要望した。

十七日 山西省方面閻錫山麾下の廿數萬の軍隊に反亂が勃發した。

十九日 米内内閣初の興亞院會議に於て新政權樹立に全幅協力の方針を決定した△伊太利政府より汪氏を鞭達する電報を打電して來た。

二十日 駐支カー英大使は蔣と會見。新政權に對する種々の協議を行つた。

二十三日 汪精衛、王克敏、梁鴻志の三巨頭青島に會談し、新政權樹立に關する重要協議を行つた。

二十四日 蒙古平原に馬占山軍の大殲滅戰を行つた。

二十六日 青島會議終了△大本營陸軍部昨年の綜合戰果を發表。敵屍捕虜合して千萬。

二十七日 重慶政府王寵惠は新中央政府否認に關する通告を大公使宛て發途した。

二十八日 陸軍は「身體檢査規則」の一部改正を行ひ、軍要員の増加と軍務の複雑化に應じた。

三十日 關西の電力飢饉いよ／＼深刻。

三十一日 政府は電力調整令の發動に決定△南支派遣軍は白崇禧の大軍を南寧附近

に大殲滅した旨發表。

二月

一日 第七十五議會再開。△海運統制令制定、本日より實施△三原少佐の海軍航空部隊は滇越線を爆破、敵唯一の輸血路を遮斷した。

二日 衆議院本會議において齋藤隆夫氏失言問題が惹起した△南寧東北方の我が反撃作戰は着々功を奏して賓陽城に突入した△蒙古方面に於いては五原南方の土城を占據した△ノモンハン附近の國境確定委員會は意見對立解決の見込がつかず三十一日の會議を以て打ち切りを外務省から發表△ジョソソ駐支米大使は漢口訪問の歸途揚子江蕪湖上流に於いて支那軍陣地より砲撃を打け、我が陸戰隊は直ちに上陸、附近を掃蕩した。

三日 蒙古の雪原を掃蕩中の我が軍は五原を占領した△聖戰目的に批判的意見を述べ問題を起した齋藤隆夫氏は懲罰委員會に付せられることになつた△陸軍中將中村正雄氏は南寧東北方、九塘附近に壯烈なる戰死を遂げた。

四日 五原攻略の部隊は更に敵を急追、臨河の一角を占據した△衆議院本會議において櫻内藏相は支那に中央銀行設立の計畫ある旨を言明した。

八日 劃期的の稅革、大增稅案が衆議院

に上提△我が軍は南寧北方四十キロの武鳴縣城を抜いた。

九日 昨年滿ソ國境に武勳を樹てた小林、酒井兩部隊に對し軍司令官から感狀を授與された。

十日 陸軍第十七回論功行賞發表。殊勳甲は飯野少將以下十七名。

十一日 南支派遣軍發表。南寧作戰の目的達成せりと。

十三日 我が蒙古五原作戰は目的達成したので一と先づ撤兵の旨北支軍から發表。

十四日 上海の滬西越界路接收と虹口開枝二懸案は明快裡に解決された△浙東方面の我が軍は新行動を開始した。尙蠢動を再び始めた錢塘江南岸の敵に對しては大鐵槌を加ふべく皇軍は活動を開始した。

十五日 ノモンハン事件に際し武勳を樹てた酒井部隊以下十一部隊に對し感狀が授與された。

十八日 北支派遣軍は山東半島に進攻作戰を開始した。即ち既に文登を占領した。

十九日 北支軍は石島に敵前上陸なし魯東雪原の大殲滅戰が近づいた。

二十日 衆議院は百三億の老犬豫算の無修正承認に決定した。

二十二日 豫算案に衆議院を通過、貴族院の審議に移された△我が海鷲は廣西省柳州方面を猛爆撃敵軍事會議上を粉碎した。

二十三日 畏くも秩父宮殿下には中南支戦線御視察中のところ、太刀洗飛行場御到着なされた。

二十四日 米支新借款、通商協定が近く正式締結の運びとなつた。

二十六日 大本營陸軍部発表、一月中の戦果、敵屍七萬二千、捕虜四千六百、我が戦死千七百。

二十九日 桑原、大西兩少將の指揮せる聯合航空部隊と軍艦〇〇及び〇〇飛行機隊に授與されたる感状は本日畏くも上聞に達した△對支供與を目的とする米國輸出入銀行一億弗増資法案は兩院を修正通過。

【三】月

二日 昭和十四年陸軍軍事功勞者として地方民官五十六名、在郷軍人九十二名並びに四團體が陸軍省より表彰された。

四日 海南島の殘敵掃蕩開始。

五日 滿洲事變及び支那事變に關し死歿したる者で合祀未済のもの靖國神社の合祀のため四月二十三日招魂式を今回勅許あらせられた△新政府との國交調整のため特派大使を派遣することに決定。

六日 懲罰委員會は齋藤隆夫氏の除名を可決した。

七日 米國は重慶政府に對し二十萬弗の追加借款を許可した。

九日 戦死者以外の一般現存者に對して

論功行賞を本日上奏御裁可を仰いだ△米内首相は衆議院本會議に於いて支那新政府に對する態度、方針を闡明した。

十二日 米國は支那新中央政府に對して否認の意向である△汪精衛氏は重要宣言を發表した。

十三日 米内首相は昨夕汪氏の宣言に對して談話の形式で重大聲明を發表した。

十五日 新政府へ特派大使は阿部前首相に内定した△阪神地方の重要性に鑑み、大阪に阪神海軍部を創設することになつた△靖國神社春季臨時大祭の委員長並び委員は勅許を経て陸、海軍兩省より發表された△日英東京會談、天津銀問題解決近し。

十八日 支那派遣軍總司令官は我が占據地域内に在る軍管理工場全部を擧げて支那側に反還する旨發表した。

十九日 昨年滿ソ國境戰に偉勳を樹てた葉山歩兵小隊に對し先に軍司令官より感状を授與され、今日又畏くも上聞に達せられた。

二十日 支那中央政治會議、新中央政府樹立大綱決定。

二十一日 中央政治會議第二日は新國民政府の組織決定、又華北政務員會設置。

二十二日 陸海兩相九國條約に關し、同條約廢棄如何は作成上掣肘を受けず之に超越する旨表明△中國中央政治會議終了。

二十三日 汪精衛氏還都後の方針を放送した△中國新政府は日本全權大使答禮のため使節を日本に派遣する方針に決定。

二十六日 岡村寧次陸軍中將は輝かしき歸還をした。

二十七日 第二十一回支那事變論功行賞が發表された△畏き邊では陸軍戰役將兵、軍屬七千五百八十八名に對し恩賞の御沙汰。

三十日 新中國國民政府成立。還都式典を期し、和平と憲政實施の旨宣言△帝國政府は南京還都宣言に呼應し、重大聲明を發表した。

【四】月

一日 阿部特命全權大使親任式△陸軍の新軍備充實計劃、本年より六ヶ年計劃、本年度の着手の部、兵器本部、製紙所、航空工廠△陸軍兵器本部新設、初代本部長齋藤平太中將、次長小須田中將。

三日 英外務當局は、對重慶態度の不變更を確認する答辨を議員に行つた△我が陸軍は西安に大爆撃を敢行した。

四日 伊太利はさきに汪氏に對する通電の通り、速かに新政府を承認する意向を明かにした。

六日 國民政府は重慶側が締結した過去の對外條約の無効を正式に公布した。

七日 國民政府は全國各地軍隊に即時停戰命令を發した。

十一日 廣東北方翁英作戰に偉勳を樹てた西山、青村、久納、石川諸部隊に對し感状の授與が轟にあつたが、本日畏くも上聞に達せられた。

十二日 我が南支軍は廣東港開放の聲明を發表した△上海市參事會員改選の結果は從來通り英五、米二、日二と決定した。

十三日 陸軍では新軍備充實計劃に關聯して、各地重要都市における主要民間軍需工業者に對し、其の指導方針の徹底を圖ることになつた△阿部特命全權大使は新首都南京を目指して出發した。

十六日 北京に於いて北支經濟協議會が開かれ、北支當面問題たる金融物資各方面の經濟對策を興亞院華北連絡部主催の下に協議された。

十七日 湖北の江南作戰開始、九官山を中心とする大包圍戰が展開された。

二十日 廣東港開放は本日遂に實現した。

二十三日 山西省潞安南方に蠢動する敵中央軍の一大殲滅戰が開かれた△阿部大使は南京下關に到着した。

二十四日 阿部大使は汪兆銘氏と歴史的會見をした。

二十五日 論功行賞第二十二回の發表があつた。

二十六日 南京還都慶祝式典。

二十八日 支那派遣軍總司令官は「派遣軍將兵に告ぐ」の小冊子を發行した。

二十九日 陵陽、順安を攻略した我が軍は九華山系敵を包圍し江南一帯の大殲滅戰を開始した△陸軍省では畫壇一流人十二氏を北、中、南支へ派遣、後代に誇る聖戰繪卷を作成することになつた。

三十日 青陽に於いて戰勝の祝をした。

【五】月

一日 急變する國際情勢に對處すると共に新國民政府樹立といふ新事態に呼應して支那方面艦隊司令長官に嶋田繁太郎中將を起用した。又横須賀鎮守府司令長官に及川古志郎大將が親補せられた。

二日 法幣管理銀行が突如第三回外貨賣止の擧に出た爲め法幣相場は一擧に一片方急落を演じたことに就いて我が當局は成行を重視し、英に代る米の支援を警戒することになつた。

三日 比島議會が新移民制限法成立通過せしめたことに對し、米比當局の非友好態度を遺憾とする情報部長談を發表した△支那方面艦隊報道部は黃浦江上流を五月十五日以降に開放を斷行する旨を發表した。

四日 漢水東岸地區に蠢動する敵四十萬を撃滅する目的を以て攻撃を開始した。

五日 皇軍河南の軍事上要點沁陽を陥落せしめた。

六日 皇軍湖北の敵陣桐柏を突破、泚源、襄陽、棗陽も目睫の間に迫つた。

七日 閣議にて渡支制限を二十日より實施することになつた。

八日 中支軍は漢水以東廿師覆滅、白河河畔に敗敵追撃、今や南陽大平原に於ける機動擊滅戰に轉移した。

九日 地方長官會議第七日席上、陸海兩相は全力を擧げ軍備を充實し總力戰を新認識せよとの方針を闡明した△正午柴田部隊の先鋒は新甸北東二十キロの地點で信陽方面より進撃南下せる部隊と握手を交し、ここに我が完璧の包圍陣は成つた。

十日 皇軍は、白河、唐河兩河畔で第五戰區約十個師の大殲滅戰を展開、本日未明までにこの方面の掃蕩を完了した。

十七日 及川支那方面艦隊司令長官が四月二十七日に授與した三感状は本日畏くも上聞に達せられた△陸軍では大規模且つ組織的な科學者の參畫によつて世界に冠たる兵器製作の實現に邁進するため、陸軍技術關係者と部外の學者との第一回會合を開いた。

十九日 我が海軍は十九日より二十日にかけ四川省内の各飛行場を連爆した。

二十一日 新國民政府赴日答禮使專使公博副專使諸民誼等の諸氏が入京、直に天機御機謙奉伺に參内した△北支軍當局は北支

建設に阻害すべき行動をなす不良邦人に反省を促した。

二十二日 昨年滿ソ國境に勇戦力闘し赫々たる武功を樹てた、草葉砲兵中隊、吉田(寅)部隊の陸軍砲兵大尉昌來、村田(茂)歩兵部隊、園部速射砲小隊、石井(四)部隊に軍司令官より感状が授與せられ、本日畏くもそれ以上聞に達せられた。

二十四日 我が南支陸軍は、フランス國旗を濫用する敵自動車部隊に對して、佛印當局と折衝により、連續的爆彈の雨を降らせた。

二十五日 四月中における支那事變の主要作戦及び綜合戰果が發表された。

二十七日 海軍記念日に當つて、吉田海相は大平洋時代正に展開す、國民一段の奮起切要の旨の所信を披瀝す△我が海軍は重慶周邊の軍事施設に連續的に大空襲を繰返した。

二十八日 政府は軍事、外交の最高國策を協議するため四相會議を設置、本日その第一回會議を開催した△國民政府ではフランスの對支經濟開發國と重慶政權との間に締結された對支鐵道借款契約に關し、聲明を發表し、これを否認する態度を明かにした。

三十一日 政府は午後興亞院會議で日支國交開始に必要な條項を議題とし、慎重協議を遂げた結果、興亞院原案を承認することに意見の一致を見た。

一日 畏き邊では今事變に赫々たる武功を樹てた陸軍關係の戦死、戦傷死者二千七百二十八名、病死者二千六百二十五名に對して恩賞の御沙汰あらせられ、第二十三回行賞として賞勳局並びに陸軍から發表があつた△昭和十五年度練習艦隊は新銳艦香取、鹿島を以て編成せられ、同艦隊司令官に清水光美中將が親補せられた。

二日 良口墟附近に集結してゐた余漢謀軍は我が砲戰術に陥り、從北北方で六ヶ師を潰滅せられた。

三日 米内首相は記者團との會見に於いて事變處理方針不變及び官吏制度改革等に就いて意見を述ぶる處があつた。

五日 我が軍は漢水を渡河、襄陽、沙洋鎮を突破、又我が江上艦隊は陸軍と呼應して、漢水河口より數十哩の上流に進撃した△米國政府の工作機械禁輸實施につき帝國政府は抗議を提出すると共に日米貿易に變化なきやう實質的對米交渉を進めることになつた。

六日 華北政務委員會委員長王克敏氏は正式辭表を提出した。仍つて王揖唐氏が同委員長兼常務委員内務總署督辦となつた。

七日 上海佛租界管理權の米國委員説に

三浦總領事は佛米兩國領事を訪問真相を質したが、事實無根なることが明白となつた旨我が總領事館から發表があつた。

八日 長江北岸を猛進した我が軍は午後四時沙市に突進した。

九日 ノモンハンの國境確定。

十日 日泰定期の第一便「松風」號が出發した。

十一日 イタリア參戰により支那に於ける各交戰國軍の駐屯によつて發生することあるべき事態の防止に關して帝國政府は各交戰國の大使を外務省に招致して勸告する處があつた△午後五時宜昌城南端に我が軍は突入することに成功した。

十二日 畏き邊では興亞聖戰に散つた海軍の將兵、軍屬三百五名に對して恩賞の御沙汰あらせられ、事變關係死傷者論功行賞第二十四回分(海軍第十二回分)として賞勳局並に海軍省から發表あつた△日泰和親友好條約調印。

十三日 國民政府は歐洲戰局擴大に伴ひ褚民誼外交部長より重大聲明を發し、交戰國軍艦隊の中國國境外撤退を要請した。

十四日 我が軍の重慶爆撃の難を避けるため、外國大使館に對し楊子江南岸の一定地域に避難方を勸告した。

十五日 上海特別市長傅完耀氏は上海不

安を除去するため交戰國軍の完全撤退を要請する聲明を發した。

十七日 大元帥陛下には本日陸軍大學校に行幸、還幸の歸途大本營陸軍部に御立寄遊ばされ、諸官の勞を親しく憐はせられた。

十八日 政府は佛印に關し獨伊兩國に對して、佛印の現状の非友好的なる變革のなきやう切望した。

十九日 天津英租界問題及佛租界問題は解決を見るに至つた。

二十日 午後六時以後天津英佛租界に對する交通制限は解除された。

二十二日 英支國境香港北方寶安に上陸進撃を開始し、香港の援蔣ルートに大鐵槌を加へた。

二十三日 大本營陸軍部報道部は今次裏西作戦の經過と戰果につき發表し、その重大意義を明かにした。

二十五日 大本營海軍部及外務省から佛印における援蔣物資輸送情況監視のため監視員を現地に派遣することが發表になつた。又海軍は艦艇の一部を海防に派遣することになつた△佛印國境方面に新行動を開始した吾が先頭部隊は既に散州に到着した。

二十六日 滿洲國皇帝陛下には今朝横濱に御入港、午前十一時三十分東京驛御着、

畏くも天皇陛下には聖駕を東京驛に進め給ひ、親しく皇帝陛下を御迎へ遊ばされ驛頭に堅き御握手を交された。

二十八日 日蘭貿易の基本的交渉成立、重要物資輸入の途が開かれた。

二十九日 閑院參謀總長宮殿下には御多端の折から、事變に活動した全國主要新聞通信社の代表者を大本營陸軍部に召され有難き御言葉を賜つた△佛印國境方面に作戦中の皇軍は敵の最大據點鎮南關を占領、援蔣ルートを完全遮断することになつた△香港政廳は婦女子の香港及び九龍租借地より引揚を強制した△西原少將以下の佛印監視團一行は無事河内に到着した。

三十日 ハワイ出港以來行方を注目されて居た米國艦隊はハワイ海域に歸還した。

七月

一日 高橋部隊は午後一時卅分佛印國境の要衝龍州縣城を占領、佛印援蔣ルートを完全遮断した△揚子江上の海軍部隊六月中の機雷處分二百十七個△重慶側七中全會を峨眉山に開く△加陸相有田外相放送問題に就いて米内首相と會談した。

二日 我が佛印國境監視員櫻木海軍中佐一行は海防に到着した△首、外、陸、海四相は歐洲新情勢新應策を協議した△戰時貿易對策定例閣議にて決定。

三日 吾が海軍は浙贛線南昌東方鄭埠を

爆撃した△吾が佛援禁絶監視委員の海軍側は海防、チェンエン、陸軍側は老開、諒山、オパングに常駐所を開設△有田外相放送問題解決發表。

四日 海空軍は第廿次重慶爆撃を敢行した△北支方面海軍陸軍隊は瀘口(山東省、泊兒鎮西方)に上陸、蠢動する敵匪を掃蕩した△陸軍部隊は當陽西北峽関家寨附近に進出敵四千を撃破した。

五日 我が海軍は四川省の要衝綏江、自流井、貴溪驛(江西省)を爆撃した。△阿部大使、汪國民政府行政院長は國交調整正式交渉を開始した。

六日 大本營陸軍報道部發表。事變勃發以來六月中旬までの戰果、敵の遺棄屍體百五十八万七千六百。我が戦死八万五千八百。占據面積約百六十万平方呎(わが全土の約二倍半)、詳細戰果統計參照△奢侈品等製造販賣制限規則公布、七日より實施。

七日 支那事變三周年紀念日△我が私服憲兵十六名アメリカ軍警備地區内にて同國陸軍隊に抑留暴行さる。

八日 宜昌對岸の敵掃蕩戰に柴田、吉松、兩部隊長負傷△海空軍第廿一次重慶爆撃を敢行△クレギー英大使はビルマ及香港領域經由援蔣物資禁絶の我が申入れを全面的に拒否の旨を回答△アンリー佛大使は各外務次官を訪問援蔣物資禁絶に就いて打合せを

をなした。
 九日 我が陸空軍は、南嶺、荆門を痛撃
 △海軍は第廿二次重慶空爆、蔣介石行營を
 爆破。敵機二機を撃墜した△日支國交調整
 第三次會談、我が提案の基本事項に基き具
 體的交渉に入る△日英協定に基き天津英租
 界内現銀中英貨十萬磅相當額を分離す。
 十日 クレーギー英大使はビルマ、香港
 領域より援蔣禁絶につき補足的説明を求め
 た△重光駐英大使、バトラー外務次官と會
 談、英の反省を促した。
 十一日 六月中旬以來の晋西北作戦々果
 敵遺棄屍體四千四百十八、補虜三百七十二
 △ハリファックス英外相郭大使のビルマ經
 由援蔣物資禁絶對日讓歩抗議を二賦。
 十二日 廣州灣佛國租借地當局の援蔣物
 資輸送禁絶監視のため海軍側より圓山英勅
 大佐以下委員派遣發表。
 十三日 陸軍兵備の大改編、四軍算區制
 を設定。即ち北部、東部、中部、西部に軍
 司令部を置き、大、中將の軍司令官が親補
 されることになつた△陽子江下流方面陸軍
 部隊一月以來六ヶ月の戦果、敵遺棄屍體三
 萬五千百十六、補虜三千九百卅八。
 十四日 海空軍柳州首南丹週邊の貨物自
 動車千輛、倉庫郡を爆撃△陸軍富州(雲南
 省)を爆撃△黃大偉將軍汕頭にて綏靖總司
 令就任。

十五日 島田支那方面艦隊司令官は、
 十六日午前零時を期し浙江福建兩省沿岸封
 鎖作戦開始に關し、第三國船舶の同作戦區
 域出入を禁絶する旨宣言△我浙江、福建兩
 省沿岸封鎖作戦區域航行禁止宣言に對し英
 上海大使館より抗議的ステートメントを發
 表△國民政府上海工部局に抗日、反汪外人
 七名の追放を要求。
 十六日 我が海軍陸戰隊は甬江の河口鎮
 海前面の七里嶼、黃蟬島を攻略△我が南支
 艦隊は泉州を急襲、崇武及び深滬灣に陸戰
 隊を揚陸、永寧を占領△海空軍、第廿三次
 重慶を爆撃、一機を撃墜した△米内閣總
 辭職△ハル米國務長官ビルマ援蔣ルート閉
 鎖に反對聲明。
 十七日 鎮海方面作戦海軍部隊は鎮海要
 塞の大半を確保した△内閣組織の大命近衛
 文磨公に降下した△七月十八日以降三ヶ月
 間援蔣ルート完絶日英交渉妥結發表さる△
 ハル米國務長官の日英取極反對聲明。
 十八日 海軍陸戰隊は甬江を渡河、鎮海
 城頭に海軍旗を掲ぐ△陸空軍廣西省奉議、
 東蘭を爆撃。
 十九日 陸軍五臨、烏布浪口、烏拉、鄂
 搏を爆撃△日支國交調整第五回會議。
 二十日 陸軍善霸を爆撃。
 二十一日 南支方面艦隊福州東北三都澳
 灣に突入△近衛内閣閣僚決定。

二十二日 陸海空軍合川を猛爆△近衛内
 閣親任式。
 二十三日 海軍艦隊及び貴後を爆撃△近
 衛首相は同夜ラヂオ放送により新體制確立
 の所信を明示す。
 二十四日 陸空軍初の成都大空襲敢行敵
 機二臺を撃墜。
 二十五日 南支軍は佛印國境水口關を攻
 略封鎖を強化。
 二十六日 第七次日支國交調整。
 二十七日 廣東省東部の援蔣ルート汕尾
 媽宮に陸戰隊敵前上陸を敢行△宮中に大本
 營政府連絡會議を開催、政戰兩略の一元化
 に意見一致す△英國ロイテル通信社東京支
 局長コックスはじめ全國の外國諜報網を一
 齊に檢舉△英大使外相訪問獨伊關係強化説
 を打診。
 二十八日 海軍重慶周邊の要地万縣、南
 川を痛撃、また貴陽第三次爆撃を敢行。
 二十九日 海空軍の大編隊貴陽連續爆撃
 をなした△國民政府憲政實施委員會成立△
 東京憲兵隊本部に檢舉取調べ中のロイテル
 支局長コックスは飛降り自殺を遂ぐ。
 三十日 佛印援蔣禁絶監視委員長西原少
 將空路歸京△歐洲情勢當面の外交方策に就
 いて四相間に協議のことがあつた△キリス
 ト教會の監視△ハリファックス英外相重光
 大使と會見、英人檢舉事件に就いて申入れ。

三十一日 外務省須磨情報部長は謀報團
 檢舉による申入に對して相手とせぬ見解を
 表明した。

【八月】

一日 海南島馬嶺附近の敵匪を掃蕩△陸
 軍異動、關東軍司令官梅津美治郎、教育總
 監山用乙三兩中將親任△陸軍燃料所新設。
 二日 海空軍第廿五次重慶爆撃△三井、
 三菱支店長英國に於て逮捕さる。
 三日 陸空軍は四川空襲、海軍は吉安、
 臨江を襲撃。
 四日 海空軍吉安、新塗、鷹潭等を襲撃。
 北支方面本年初より七月までの沿岸封鎖に
 よる臨檢戎克總數一九、六六一隻。討匪戰
 果敵屍二二〇。
 六日 昨日建昌の大鐵橋を爆破したる海
 空軍は今日浙贛線鄧埠驛を爆破△救世軍幹
 部檢舉。
 七日 海軍は温州、崎頭村、破門、玉環
 縣城を攻撃△蔣昆明にて軍事會議△木炭配
 給切符制七大都市に實施決定。
 八日 海軍金華を爆撃。
 九日 海軍第廿六次重慶爆撃。
 十日 嶋田支那方面艦隊司令官は沿岸封
 鎖を強化擴大の旨第三國に通告△陸戰隊
 海門を攻撃△西原佛印監視團委員長トク
 總督と會談。
 十一日 海空軍第廿七次重慶爆撃。

十二日 海軍重慶西方自流井を爆撃。
 十三日 海軍自流井、瀘州を爆撃△北京
 駐屯英軍引揚△内閣情報部機構擴充決定。
 十四日 五月以降空軍の戦果敵機撃墜六
 十五、地上爆破五十七。
 十五日 英軍撤退後の共同防備委員會開
 催、英D地域を我方にB地域を米軍警備に
 動議成立△陸戰隊南支下川島を掃蕩△上海
 の英警備地區日米で分割接收の件發表。

支那事變勃發
以來の綜合戰果

支那事變勃發以來滿三周年、暴支膺懲の
 軍は著々戦火を収めて今や敵首都重慶も瀕
 死状態に陥り、東亞新秩序の聖業は實を結
 ばんとしてゐる。蘆溝橋の銃聲一發を導火
 線に、つはものゝ偉大なる足跡は北支より
 上海に及び、南京、徐州、漢口、廣東等々
 この間戦闘のない日は一日とてなく興亞の
 大業達成のため一億同胞父も子も兄弟も夫
 も共々に、あらゆる困苦を排しつゝ、廣大
 な戦線で闘ひ抜いて來たのである。北、中、
 南支に亘る全戦線の長さは實に蜿蜒四千六
 百キロ、輝く皇軍の占領地域は百六十万平
 方キロに及び、この老大な地域に兵を進め

て、重疊たる峻嶒やずた／＼に寸斷された
 道路、さてはクリク泥濘など、地形の障
 碍を克服し數倍或は十數倍の敵大軍を撃破
 した、わが皇軍の機動力は將に世界の驚異
 であるが、茲に事變三周年に當り皇軍の無
 敵鐵脚振りをふり返つて見るのは、頗る意
 義深いことであらう。以下の數字は陸軍當
 局が三年間の主要作戦についてわが精銳が
 敵を殲滅しつゝ進んだ距離と之に要した日
 數、平均速度等を丹念に調べ上げたもの
 で、脚から見た支那事變史とも云ふべき輝
 かしい鐵脚譜である。

京漢線南下

昭和十二年九月十四日拒馬河進發一十
 八日高碑店(此間五十五キロ)一廿三日保
 定(六十六キロ)一二十六日新樂(八十キ
 ロ)一十月八日正定(三十キロ)一十一日
 元氏趙州(四十五キロ)一十五日順德(九
 十キロ)一十七日邯鄲(五十五キロ)一十
 八日漳河(四十五キロ)
 土肥原、川岸兩兵團その他の諸部隊が蘆
 溝橋、郎坊、良郷の激戦から京漢線に沿つ
 て敵の據點保定へ破竹の進撃を續け拒馬河
 進發以來十日目には三十萬の大軍を擁した
 保定がもろく陥落、更に我に十倍する大軍
 を撃破しつゝ翌月十八日長驅漳河を陥れ
 た、この間四百六十キロ、一日平均十三・
 一キロの進撃。

南京攻略戦

上海方面よりの追撃 昭和十二年十一月七日南翔進發 同十五日崑山(五十キロ) 同廿五日無錫(七十キロ) 同二十九日常州(五十キロ) 同十二月二日丹陽(五十キロ) 同十二月二日南京(百十キロ) 陳誠を總指揮とする蔣直系軍三十個師に對し遂に攻撃の火蓋を切つた吉住、荻洲、重藤、藤田、山室の精銳諸兵團は敵が不落と頼んだトーチカ陣地と網の目のやうな大小無数のクリークを火を吐く近接戦によつて突破、十月二十六日大場鎮の陥落によつて戦局を決定的なものとした、南京への追撃戦に移つた諸兵團は膝を没する泥濘とクリーク、湖沼地帯を征服し戰意旺盛な敵軍を撃破しつゝ進んだ。この間の距離三百三十キロ。

抗州灣上陸兵團 進撃 十一月五日上陸 十日松江(四十キロ) 同十三日嘉善(三十キロ) 同廿四日湖州(八十キロ) 同二十九日廣德(八十キロ) 同十二月三日郎溪(四十キロ) 同十二月二日南京(百十二キロ)

敵前奇襲上陸を敢行した柳川兵團長の指揮する谷、牛島(貞)、末松の諸兵團は太湖の畔に沿つて「泥と兵隊」の猛進撃を續け敵の退路を斷つて南京南側の咽喉を扼した、この間四百キロ、南京攻略の兩方面の

諸兵團は何れも一日の平均速度十キロ、これを見ても如何に戦闘が激烈であつたかを窺ふことが出来る。

徐州會戰

北上兵團の進撃 昭和十三年五月五日作戦開始 同七日蒙城(九十キロ) 同十三日永城(五十キロ) 同十四日隴海線進出(五十キロ) 同十九日徐州(九十キロ)

徐州攻略を開始した中支軍は最高指揮官畑俊六大將が蚌埠に出陣して荻洲、吉住、藤田、佐藤の諸兵團が北上、北支方面からの寺内大將の指揮する磯谷、板垣、中島、土肥原の南下各兵團と呼應して進撃した、所謂「麥と兵隊」の進軍、しかし炎熱と悪疫に悩み泥水をすすつての行軍で荻洲兵團の如きは十數倍の敵中の突破、大迂迴して隴海線を遮斷し無敵進撃振りを謳はれた、踏破三百キロ、一日平均二十キロ。

武漢攻略戦

大別山北麓部隊 昭和十三年八月二十四日蘆州 同二十八日六安(九十キロ) 九月七日固始(百十キロ) 同十七日光州(五十キロ) 同二十日羅山(五十五キロ) 十月十二日信陽(六十五キロ) 同二十五日應山(八十キロ) 進撃距離四百六十キロ、一日平均八・七キロ。

長江南岸部隊 九月十一日瑞昌 十月二日富水(六十キロ) 十六日三溪口(二十

キロ) 二十三日郟城(七十キロ) 二十五日(武昌七十キロ)、進撃距離二百二十キロ、一日平均五・五キロ。

長江北岸部隊 十月十七日廣濟 二十一日滯水(六十キロ) 二十四日黃波(百二十キロ) 二十五日漢口(四十キロ)、進撃距離二百二十キロ、一日平均二十七・五キロ。

東久邇宮殿下を始め奉り荻洲、篠塚、藤田、藤江各兵團長指揮の諸部隊は蘆州から信陽街道を南下して大別山北麓を進撃、岡村、稻葉、吉住、本間、松浦、波田の諸兵團は九江方面から揚子江の南北兩方面から一齊に武漢へと進撃した、特に瑞昌、富水、三溪口に向つた波田兵團等各部隊は奇岩突兀たる峻峻に據る敵と背烈なる山嶽戦を續け難澁を極めた、戦史稀に見る快速進撃部隊は水滸、黃坡へと突進した漢口一番乗り

廣東攻略戦

昭和十三年十月十二日バイアス灣敵前上陸 十五日惠州(五十キロ) 十六日博羅(二十キロ) 十九日增城(五十キロ) 二十

十一日廣東(九十キロ)

援蔣動脈を粉碎すべく奇襲上陸を敢行した古莊大將を最高指揮官とする久納、三宅の兩兵團その他各部隊は熱砂と泥濘を蹴つて進撃、僅か十日間で廣東に入城した、炎熱下の踏破二百キロ、一日平均十九キロ。

宜昌作戦

引續いて廣大な戦域に残敵掃蕩戦と敵據點攻略が次々に行はれたが未だ記憶に新しい漢水附近の作戦には園部、山脇、田中、村上等の諸部隊が去る五月一日行動開始以來襄東、襄西兩地區に重慶防衛の敵第五戰區主力を覆滅、六月十日宜昌攻略迄田中部隊の如きは千二百キロを進撃、地形の不利を制して一日平均二十八キロの機動力を發揮するなど東亞新秩序の確立に並行して鐵の進撃は休みなく續けられてゐる。

なほ大本營陸軍報道部では昭和十二年七月より昭和十五年六月中旬に至る事變以來三ヶ年の綜合戦果を左の如く發表した。敵の損害は死傷、逃亡、歸順等を含める時は少くも三百數十萬と推算され、この間に於て我方も尊き犠牲者八萬五千八百名を出してゐる。

敵の遺棄死體

一、五八七、六〇〇 敵の遺棄死體は私の目撃せるもののみであり然らざるものを計上するときは敵に

與へた損害(死傷、逃亡、歸順等)總計少くも三百數十萬と判斷せらるる。

我戰死

八五、八〇〇

鹵獲品

重砲、野山砲 一、三九八
洋砲 六、八三二
迫撃砲 一、八五九
速射砲、高射砲等 三五九
重機關銃 四、一五六
輕機關銃 一二、三五二
小銃 三五七、七〇一
戰車、裝甲車、自動貨車等 八九八
裝甲列車、機關車、客貨車等 二、三三一
艦 三一〇

鹵獲品は判明せる主要なるもののみを示しこの外彈藥、器材、被服等枚舉に遑あらず(以上は蘇滿國境分を含まず)
△我戰線延長 約四千六百料
△占據面積 約百六十萬平方料
我全土の約二倍半弱(約二・四倍)占據地以外の支那本土との比約百分の五十一、支那全土との比約百分の十六。

陸軍航空部隊の綜合戦果(自昭和十二年七月上旬至同一年六月下旬)

①支那事變における敵機損害
地上爆破 一六八機
②滿蒙における蘇聯機損害 五六四機

地上爆破 一、三四〇機
合計 一、九三四機

我方の損害機數

支那事變 五七機
滿蒙國境 一三七機
合計 一九四機

海軍

昭和十二年八月十三日上海に戦禍が及んでから我海軍部隊の幾多の將兵は陸軍部隊と緊密に協力して凡ゆる障害をも意とせず血と涙の勞苦を忍んで聖戰目的達成の爲勇戰奮闘を重ねて來た。東亞海の護りの猛爆は既に敵の重要軍事施設を悉く灰燼に歸し敗戦の抗日敵軍も日に其の命脈を斷たれ連衡を失ひ没落の一途を辿りつつある。今その作戦々果の概要を見るに
(一) 敵船舶交通遮斷
(イ) 全支沿岸 二、八五〇哩
揚子江(岳州迄) 八〇〇哩
(ロ) 其他 珠江、太湖、鄱陽湖、射陽河、洞庭湖、湘湖、高郵湖等多數の水路
(二) 航行遮斷の強化
(イ) 沿岸諸港灣の閉塞
温州、福州、泉州、銅山港、詔安、汕頭、興化、三都澳、沙埕港、海門、湄州

(口) 沿岸主要地諸島嶼の占據

海南島、汕頭、舟山叢島、中山縣、欽州灣(南寧作戦)

(三) 航空部隊の成果

海軍航空部隊は各地攻略並に掃蕩戦に協力せる外支那奥地の攻撃を敢行した。奥地攻撃の主要なるものは蒙自、昆明、瀘州、成都、遂寧、西安、蘭州及重慶に對するもので敵空軍の再起を不能ならしむると共に諸軍事施設を徹底的に潰滅し特

に抗日首都重慶に對する攻撃は回を重ねること二十餘回に及んでゐる。

十四年 一、五八 二、〇三〇
果計 三、八六 九二 四、七九

せる敵機雷並に敵飛行機に與へたる損害は左表の通りである。

一、處分敵機雷數

處分敵機雷數	十二年	十三年	十四年	果計
揚子江方面	二、三三	四、七	二、七九	一、〇八
珠江、バイアス				三、五
汕頭方面				二、五
計	二、三三	四、七	二、七九	一、〇八

(附) 我飛行機損害

擊破敵飛行機

本年度海鷲重慶爆撃記録 (中支艦隊報道部發表による)

回数	日時	指揮官	戦果	第九次	第十次	第十一次	第十二次	第十三次	第十四次	第十五次	第十六次	第十七次	第十八次	第十九次
第一次	四、二二夜	島田	悪天候に満を持してゐた海鷲爆撃、敵大混戦	六、一〇 午後 樋端、小川東師範地区、浮圖關軍需工場、十六機撃墜	六、一一午後 菊池 化龍橋、浮圖關爆撃、八機撃墜	六、一二午後 山本 近郊に集結した敵密集部隊、トラック群を撃碎、四機撃墜	六、一六午後 栗野原 川東師範地区爆撃、國民政府行政院炎上	六、一七夜 樋端 白市驛、廣陽兩飛行場爆撃、一機撃墜	六、二四午後 佐多 諸軍事施設を猛爆、敵の機影なし	六、二五午後 樋端 川東師範地区白市驛飛行場爆撃、地上十數機、三機撃墜	六、二六午後 栗野原 嘉陵江南岸の兵工廠、銅元局銅陵飛行場三機撃墜	六、二七午後 飛畑 浮圖關の軍事施設爆撃	六、二八午後 足立 白來水(貯水池)神泉渡の軍事施設爆撃、二機爆撃	六、二九午後 樋端 白市驛飛行場爆撃、二機撃墜

北支艦隊報道部發表 北支沿岸千裡に近き海上封鎖並に沿岸の匪軍討伐に寒暑風浪を冒し日夜人知れぬ奮闘を續けてゐる、北支艦隊の本年初頭以來七月迄の戦果左の如し

一、封鎖艦艇の臨檢したる戎克總數 一九、六六一隻

二、右の内抗日匪共産軍と相通し軍需品輸送に従事せる事判明し積荷と共に没収せるもの 四五五隻

三、江岸地區に於ける陸戦部隊の大小匪團討伐回数 七八二回

四、右討匪戦の戦果

敵遺棄死體 二〇二

捕虜 一五七

鹵獲品 一、六六五

小銃 一、〇四五

同彈藥 一四一

拳銃 五一〇

同彈藥 八五〇

手榴彈

軍馬

青龍刀

一恤兵、獻金

一四 百九十三圓五十三錢に達し恤兵金などが幾分減少歩調にあるのに反し國防献金はグツとはね上り、ノモンハン事件以來統後國民の胸に染めぬかれた機械化國防熱の上昇を如實に物語つてゐる。

献品の方は毛布六十四萬九千六百十五枚を始め日本刀千九百九十四振、ピストル一萬一千三挺などがあり、更に陸軍學藝技術獎勵金は三百六十五萬二千二百十八圓廿一錢に達する等

統後の赤誠は、聖戰四年を閲するも衰へるところか益々沸き立つてゐる。

海軍

支那事變勃發以來滿三年、今日三周年記念日を迎へるが、この間我が無敵海軍の忠烈な働きに對する國民の熱誠の現れ國防献金、恤兵金並に慰問袋の集計は莫大な數字に上り海軍の前線將兵は勿論海軍省當局ではこの統後國民の不斷の後援に感激してゐる

十五件)恤兵金一千九百六十四萬二千五百六十九圓二十九錢(三萬八千七百四十四件)學藝技術獎勵金百六十二萬七千三百五圓五十六錢(百一件)合計五千二百二十萬三千四圓四十五錢となつてゐる
又恤兵品としては慰問袋百三十一萬二千五百一十一個その他新聞、雜誌、食料品、日用品、御守等八百九十九萬三千七百九十五點、合計千三萬六點を算算へてゐる

支那事變論功行賞

- 陸軍
 - 第十三回 四、一八四(昭和十四年九月十日)
 - 第十四回 四、〇〇〇(同 年十月二日)
 - 第十五回 七、八五四(同 年十月六日)
 - 第十六回 二、四九七(同 年十月五日)
 - 第十七回 三、一五〇(昭和十五年二月十日)
 - 第十八回 七、〇〇〇(同 年三月二十七日)
 - 第十九回 三、九五〇(同 年四月二十五日)
 - 第二十回 五、三三三(同 年六月一日)
- 海軍
 - 第十回 二、九(昭和十四年十月三日)
 - 第十一回 二、〇八(昭和十五年二月二十五日)
 - 第十二回 三、〇五(同 年六月七日)

事變公債發行

四億圓の賣出要項

政府は来る昭和十五年四月廿二日本年度第一回賣出公債として支那事變公債を大蔵省預金部引受に依り一億五千萬圓、日本銀行引受に依り二億五千萬圓、合計四億圓を發行し日本銀行引受額の内一部を全國の各郵便局より賣出すことに決定した、郵便局から賣出す小額國債は前同と同様に紀元二千六百年の記念マークを附した割引國債と利札付國債とであつて四月廿二日より五月三日迄賣出すのであるが、右國債の發行及要項は左の通りである。

(一)支那事變國庫債券

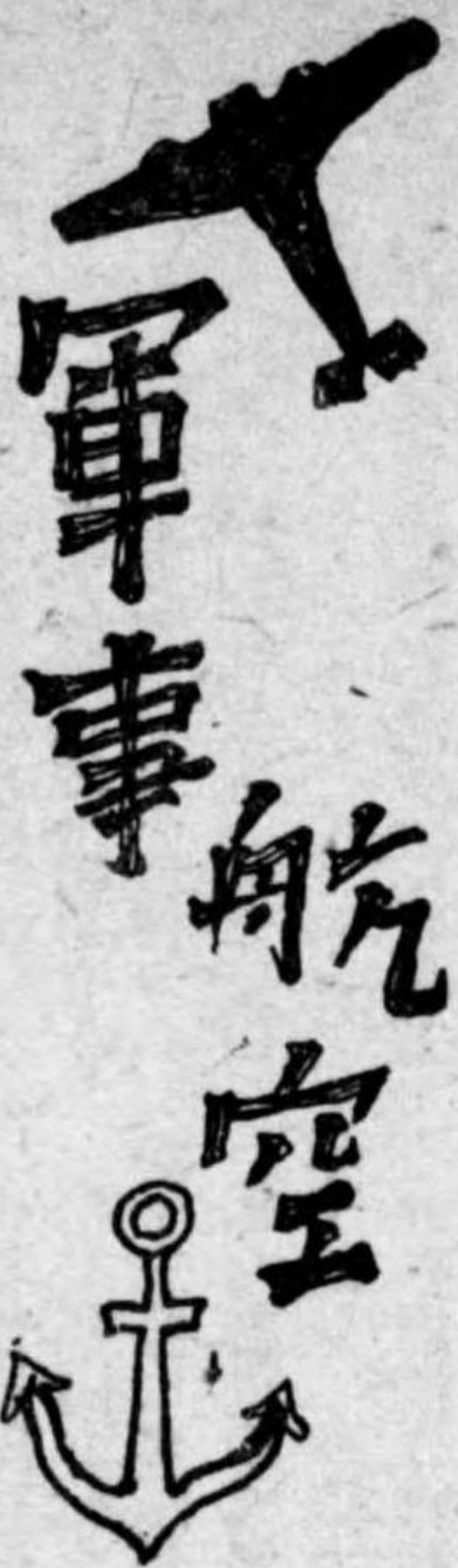
- 一、國債名稱 支那事變國庫債券(つ號)
- 二、發行額 額面三億八千三百萬圓
- 三、發行日 昭和十五年四月廿二日
- 四、償還期限 昭和三十一年六月一日迄
- 五、發行價格 額面百圓に付九十八圓
- 六、額面金額種類 二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓、一萬圓及十萬圓の八種(但し右の内二十五圓乃至千圓の五種に限り之を郵便局より賣出すものとす)
- 七、利率 年三分五厘
- 八、利子支拂期 六月十日及十二月一日の二回
- 九、初期利子 (昭和十五年六月一日渡)

額面百圓に付三十八錢

- 一〇、發行方法 大蔵省預金部引受 額面一億五千萬圓
- 日本銀行引受 額面二億三千三百萬圓 内一部を全國の各郵便局より賣出すものとす
- 一一、利廻歩合 複利三分六厘五毛、單利三分六厘八毛
- 一二、郵便局賣出價格 廿五圓券廿四圓五十錢、五十圓券四十九圓、百圓券九十八圓、五百圓券四百九十圓、千圓券九百八十圓
- 一三、郵便局賣出期間 自昭和十五年四月廿二日、至同年五月三日

(二)支那事變割引國庫債券

- 一、國債名稱 支那事變割引國庫債券(第六回)
- 二、發行額 額面千七百萬圓
- 三、發行日 昭和十五年四月廿二日
- 四、償還期限 昭和二十五年六月八日
- 五、發行方法 日本銀行は於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
- 六、額面金額種類及郵便局賣出價格 十圓券(七圓) 二十圓券(十四圓)
- 七、郵便局賣出期間 自昭和十五年四月廿二日、至同年五月三日



陸軍

四軍管區設定

陸軍では新に軍司令部、師團司令部の二軍令を設定し、昭和十五年七月十三日附官報でこれを公示し、八月一日より實施されるが、これにより従来の防衛司令部令並に朝鮮軍司令部條例、臺灣軍司令部條例は廢止されることとなつた、この結果新に日本内地において北部、東部、中部、西部の四軍管區が設定されることとなり、國土防衛、特に防空の完璧を期し、近代戰の特質に即應せしめると共に外地兵備の基地たる如く所要の改編が加へられたわけで、これは陸軍の修正軍備充實計畫に基づく東亞新情勢に對處する兵備體系の劃期的變改である。

即ち従来の東部、中部、西部の三防衛司令部はそのまゝ新兵備體系に基づく軍管區に吸收改變せられ、防衛司令部は軍司令部となるわけであるがこのほか新に北

軍事・航空——軍事

海道に北部軍管區並に北部軍司令部が設定され、大體従來第八師團管區以北北海道が北部軍管區に包含されることとなつた、なほ東部(東京市)中部(大阪市)の新軍司令部の所在地は従來通りであるが西部は従來の小倉市が福岡市に移されることとなつた、なほこれ等の軍管區の管轄區域は従來の防衛司令部のそれぞれに同様のである

しかして新たに設定された軍司令部によれば軍司令部は陸軍大將又は陸軍中將をもつてこれに親補し、天皇に直隸し、部下陸軍諸部隊を統率し、軍事にかゝる諸件を統理することとなつてゐる、軍司令部はその管理にかゝる各部隊の動員計畫を掌り、且つその隷下にある動員管理官の動員業務を監督し必要なる指示を與へるものであり、また別に部下師團及び特に定むる部隊の教育を統監しその他の部下軍隊の練成につき責任を任ずるものである。

また新たな師團司令部によれば「師團長に陸軍中將をもつてこれに親補し司令部に隸し部下陸軍諸部隊を統率し軍司令部の旨を承け軍事に係る諸件を統理す」といふのであつて、新たに軍司令部に對する隷屬關係が生じこれが規定され

一府縣一聯隊區制

陸軍では別項全國を四軍管區に分ち兵備體系の劃期的改變を行つたが、一方地方行政との連繫の緊密化並に一府縣一聯隊區制の趣旨に副ひ、地方情勢に適切なる兵備行政を目的として新たに横濱、大津、豊原市に聯隊區司令部を設置することとなつた、しかしてまた従來府縣廳所在地と異なる新發田、松本、丸龜、都城、久留米、大村、高崎の各聯隊區司令部を新たに縣廳所在地たる新潟、長野、高松、宮崎、佐賀、長崎、前橋の各地に移轉せしめることとなつた。

新軍令

七月十三日官報を以て公布された軍司令部令並に師團司令部令の内容左の如し

軍司令部令

第一條 軍司令部は陸軍大將または陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隸し部下陸軍諸部隊を統率し軍事に係る諸件を統理す

第二條 軍司令官はその管理に係る各部隊の動員計劃を掌り且隷下にある動員管理官の動員業務を監督し必要な指示を與ふるものとす

第三條 軍司令官は師團及び特に定むる部隊の教育を統監しその他の部下軍隊の練成に附その責に任ず

第四條 軍司令官は軍管區の防衛に任ず、但し近衛師團長の行ふ禁闕守衛勤務を防ぐることなし軍司令官は防衛のためその軍管區内にある隷下外部隊を區處することを得

第五條 軍司令官は防衛に關する演習のためその軍管區内にある隷下外部隊を使用することを得

第六條 軍司令官は地方長官より地方の靜謐を維持するため兵力の請求を受けたるときは事急なれば直ちにこれに應ずることを得、その事地方長官の請求を待つといとまなきときは兵力を以つて便宜處置することを得

第七條 第四條及び前條の規定により兵力を使用したる場合においては直ちにこれを陸軍大臣、參謀總長に報告しかつ關係所管長に通報すべし

第八條 疫疾その他非常の場合に際し軍司令官一時その部下軍隊を移動せんとするに當り急を要するときはこれを實行したる後前條に準じ報告通報すべし

第九條 軍司令官は部下諸部隊の軍紀、風紀、内務、兵器、經理、衛生及び馬事に關する事項を統監す

第十條 師團長は部下諸部隊の軍紀、風紀、内務、兵器、經理、衛生及馬事に關する事項を統監す

第十一條 師團長は軍政及人事に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の命を承けるものとす

第十二條 師團長は毎年概ね軍隊教育期の終に於て師團の状況を軍司令官に報告すべし

第十三條 師團司令部に左の各部を置く (一)參謀部(二)副官部(三)兵器部(四)經理部(五)軍醫部(六)獸醫部(七)法務部

第十四條 參謀部は師團長を輔佐し、且師團司令部内の事務整理の責に任ず

第十五條 司令部附將校は軍司令官の命を承け各擔任の事務を掌る

第十六條 准士官、下士官及判任文官は上官の命を承け事務に従事す

第十七條 兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部及法務部における各官の職責に關しては別に定むる所に依る

第十八條 司令部附將校及各部長より軍司令官に具申すべき事項は豫め參謀長に開陳しその承認を承くるものとす

第十九條 司令部附將校及各部長より師團

第二十條 軍司令官は軍政及人事に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の命を承けるものとす

第二十一條 軍司令官は毎年概ね軍隊教育期の終において軍事一般の景況及意見を部下各師團の狀況報告と共に奏上しかつ陸軍大臣、參謀總長及教育總監に報告すべし

第二十二條 軍司令部に左の各部を置く (一)參謀部(二)副官部(三)兵器部(四)經理部(五)軍醫部(六)獸醫部(七)法務部

第二十三條 參謀部は軍司令官を輔佐し且軍司令部内の事務整理の責に任ず

第二十四條 參謀部は軍司令官の命を承けるものとす

第二十五條 參謀部は軍司令官の命を承けるものとす

第二十六條 司令部附將校は副團長の命を受け各擔任の事務を掌る

第二十七條 准士官、下士官及判任文官は上官の命を受け事務に従事す

第二十八條 兵器部、經理部、軍醫部、獸醫部及法務部における各官の職責に關しては別に定むる所に依る

第二十九條 司令部附將校及各部長より師團

第三十條 司令部附將校及各部長より師團

第三十一條 司令部附將校及各部長より師團

第三十二條 司令部附將校及各部長より師團

第三十三條 司令部附將校及各部長より師團

第三十四條 司令部附將校及各部長より師團

第三十五條 司令部附將校及各部長より師團

第三十六條 司令部附將校及各部長より師團

第三十七條 司令部附將校及各部長より師團

第三十八條 司令部附將校及各部長より師團

第三十九條 司令部附將校及各部長より師團

第四十條 司令部附將校及各部長より師團

第四十一條 司令部附將校及各部長より師團

第四十二條 司令部附將校及各部長より師團

陸軍管區表

(昭和十六年四月一日實施)

東	師管	聯隊區	管轄區域
東	麻布	東京府	麴町區、神田區、日本橋區、京橋區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區、小石川區、品川區、目黒區、大森區、荏原區、蒲田區、世田谷區、澁谷區、淀橋區、中野區、杉並區、八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡、大島、八丈島、小笠原島
東	甲府	山梨縣	
東	橫濱	神奈川縣	
東	本郷	東京府	本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豐島區、瀧野川區、荒川

海軍

第一海軍區

陸上區 畫
 樺太、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡、秋田、山形、長野、愛知、岐阜、三重

第二海軍區

陸上區 畫
 奈良、和歌山、大阪、岡山、廣島、山口、兵庫(美方郡及城崎郡ヲ除ク)宮崎、徳島、高知、愛媛、香川、大分、福岡(遠賀郡宗像郡界以東ノ海ニ面スル郡及市)

第三海軍區

海上區 畫
 和歌山、大阪、岡山、廣島、山口、兵庫(日本海ヲ除ク)、鳥取、島根、徳島、高知、愛媛、香川、大分、宮崎(有明灣ヲ除ク)、福岡(遠賀郡、宗像郡界以東ノ海上)

陸上區 畫
 鹿兒島、佐賀、長崎、熊本、沖繩、朝鮮、臺灣、福岡(第二海軍區ニ屬スルモノヲ除ク)

第四海軍區

陸上區 畫
 山形、新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、兵庫(美方郡及城崎郡)、鳥取、島根

要港部

山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫(日本海)、鳥取、島根ノ海上
 馬公、旅順、舞鶴、鎮海、大湊

海軍武官俸給

大將	六、六〇〇	各科中將	五、八〇〇	五十歲	各科特務中尉	二、七〇〇	機關中尉	二、七〇〇
少將	五、〇〇〇	各科大佐	四、二五〇	四十九歲	各科中尉	一、一〇〇	機關中尉	一、一〇〇
中佐	三、三〇〇	各科少佐	二、三〇〇	四十八歲	各科中尉	一、一〇〇	機關中尉	一、一〇〇
大尉	一、九〇〇	同	二級	四十七歲	各科中尉	一、一〇〇	機關中尉	一、一〇〇
少尉	一、〇〇〇	同	二級	四十五歲	各科中尉	一、一〇〇	機關中尉	一、一〇〇
少尉	一、〇〇〇	同	二級	四十五歲	各科中尉	一、一〇〇	機關中尉	一、一〇〇

海軍現役將校定限年齡

大將	六十五歲	中將	六十歲	少將	六十歲	大佐	五十八歲	中佐	五十六歲	少佐	五十四歲	大尉	五十二歲	少尉	五十歲
----	------	----	-----	----	-----	----	------	----	------	----	------	----	------	----	-----

四十二歲 軍醫中少尉 藥劑中少尉
 主計中少尉 造船中少尉
 造兵中少尉 造機中少尉
 水路中少尉

四十歲 中少尉 機關中少尉

帝國艦船一覽

(昭和十三年九月末現在)

艦名	排水量	竣工	速度	備砲	造船所
金剛	二九、三〇〇	大正三	三六・〇	三・七糧高角八	英國 ユイツカース社
榛名	二九、三〇〇	四二・〇	同	同	神戶川崎造船所
霧島	二九、三〇〇	四三・〇	同	同	三菱長崎造船所
扶桑	二九、三〇〇	四三・五	同	三・七糧高角八	吳 工廠
山城	二九、三〇〇	四三・五	同	三・七糧高角八	橫須賀工廠
伊勢	二九、三〇〇	四三・〇	同	三・七糧高角八	神戶川崎造船所
日向	二九、三〇〇	四三・〇	同	三・七糧高角八	三菱長崎造船所
長門	三三、七〇〇	九三・〇	同	四・〇糧八、一四糧三〇	吳 工廠
陸奥	三三、七〇〇	一〇三・〇	同	三・七糧高角八	橫須賀工廠
戰艦	計九隻	排水量計(基準)	一、一七、〇四〇		
練習艦	比叡 一九、五〇〇	大正三	一八・〇	三・七糧高角四、一五糧一六	橫須賀工廠
練習艦	計一隻	排水量(基準)計	一九、五〇〇		
古鷹	七、一〇〇	一五三・〇	同	三糧高角四	三菱長崎造船所
加古	七、一〇〇	一五三・〇	同	三糧高角四	神戶川崎造船所

軍事・航空——軍事

巡洋艦

長良	五、一七〇	二、三〇〇	同	佐世保工廠
名取	五、一六〇	二、三〇〇	同	三菱長崎造船所
鬼怒	五、一七〇	二、三〇〇	同	神戶川崎造船所
由良	五、一七〇	二、三〇〇	同	佐世保工廠
夕張	二、八九〇	三、三〇〇	同	佐世保工廠
平鈴	五、一七〇	三、三〇〇	同	浦賀船渠會社
川内	五、一五五	三、三〇〇	同	三菱長崎造船所
阿武隈	五、一七〇	三、三〇〇	同	浦賀船渠會社
神通	五、一五五	三、三〇〇	同	神戶川崎造船所
那珂	五、一五五	三、三〇〇	同	橫濱船渠會社
最上	八、五〇〇	二、五〇〇	同	吳工廠
三隈	八、五〇〇	二、五〇〇	同	三菱長崎造船所
鈴谷	八、五〇〇	二、五〇〇	同	橫須賀工廠
熊野	八、五〇〇	二、五〇〇	同	神戶川崎造船所
利根	八、五〇〇	二、五〇〇	同	三菱長崎造船所
筑摩	八、五〇〇	二、五〇〇	同	三菱長崎造船所
二等巡洋艦計二十五隻(内未成二隻)				
淺間	九、二〇〇	二、三〇〇	同	英國アームストロング社
八雲	九、〇〇〇	二、三〇〇	同	獨逸 ユアルカン社
吾妻	八、六〇〇	二、三〇〇	同	佛國ロワール社
出雲	九、一八〇	二、三〇〇	同	英國アームストロング社
磐手	九、一八〇	二、三〇〇	同	同
對馬	三、二〇〇	二、三〇〇	同	吳工廠
春日	七、〇〇〇	二、三〇〇	同	伊國 アンサルド社

航空母艦

海防艦 計七隻				
鳳翔	七、四七〇	二、五〇〇	同	淺野造船所
赤城	三、六〇〇	二、六〇〇	同	吳工廠
加賀	三、六〇〇	二、六〇〇	同	橫須賀工廠
龍驤	七、一〇〇	二、六〇〇	同	橫須賀工廠
蒼龍	一〇、〇〇〇	二、六〇〇	同	吳工廠
飛龍	一〇、〇〇〇	二、六〇〇	同	橫須賀工廠
航空母艦 計六隻(内未成一隻)				
韓崎	九、五〇〇	二、三〇〇	同	英國ホーソン
駒橋	一、三五〇	二、三〇〇	同	佐世保工廠
迅鯨	五、一六〇	二、三〇〇	同	三菱長崎造船所
長鯨	五、一六〇	二、三〇〇	同	同
大鯨	一〇、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
劍崎	二、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
高崎	二、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
潜水母艦 計七隻(内未成二隻)				
能登呂	四、〇〇〇	二、三〇〇	同	神戶川崎造船所
神威	一、七〇〇	二、三〇〇	同	同
千歲	九、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
千代田	九、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
瑞穂	九、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
水上機母艦 計五隻(内未成二隻)				
常磐	九、三〇〇	二、三〇〇	同	英國アームストロング社

潜水母艦

鳥風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	舞鶴工廠
秋風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	三菱長崎造船所
夕風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	舞鶴工廠
瀧風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	三菱長崎造船所
太刀風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	舞鶴工廠
帆風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
野風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
沼風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
波風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
神風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
春風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
朝風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
旗風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
松風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
朝風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
夕風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
追風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
疾風	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
皐月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
如月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
睦月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
文月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
彌生	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
卯月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
菊月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
水無月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同
長月	一、二五〇	九、三〇〇	三、七〇〇	同

水上機母艦

神威	一、七〇〇	二、三〇〇	同	神戶川崎造船所
千歲	九、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
千代田	九、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
瑞穂	九、〇〇〇	二、三〇〇	同	同
水上機母艦 計五隻(内未成二隻)				
常磐	九、三〇〇	二、三〇〇	同	英國アームストロング社

敷設艦

勝利	一、四〇〇	大正六	二、三〇〇	八、七〇〇	吳工廠
白鷹	一、三〇〇	昭和四	一、六〇〇	三、七〇〇	石川島造船所
嚴島	一、九〇〇	四	一、六〇〇	四、三〇〇	浦賀船渠會社
八重山	一、三〇〇	七	一、〇〇〇	三、七〇〇	吳工廠
沖島	四、四〇〇	一	一、〇〇〇	四、四〇〇	播磨造船所
敷設艦 計六隻					
淀	一、三〇〇	明治四	一、三〇〇	八、七〇〇	神戶川崎造船所
鳥羽	二、二〇〇	四	一、五〇〇	短八、七〇〇	佐世保工廠
嵯峨	六、八〇〇	大正元	一、五〇〇	三、七〇〇	同
安宅	七、五〇〇	二	一、六〇〇	三、七〇〇	同
比良	三、〇〇〇	三	一、六〇〇	八、七〇〇	同
勢多	三、〇〇〇	三	一、六〇〇	八、七〇〇	同
堅田	三、〇〇〇	三	一、六〇〇	八、七〇〇	同
保津	三、〇〇〇	三	一、六〇〇	八、七〇〇	同
熱海	一、七〇〇	昭和四	一、六〇〇	短八、七〇〇	同
二見	一、七〇〇	五	一、六〇〇	同	同
砲艦 計十隻					
排水量計(基準)				四、五〇〇	

砲艦

艦名排水量	竣工	速力	備	砲	製造所
(基準)					
澤風	一、三三五	大正九	一三・〇	二、三〇〇	三菱長崎造船所
峯風	一、三三五	九	一三・〇	同	舞鶴工廠
矢風	一、三三五	九	一三・〇	同	三菱長崎造船所
沖風	一、三三五	九	一三・〇	同	舞鶴工廠
羽風	一、三三五	九	一三・〇	同	三菱長崎造船所

軍事・航空——軍事

アルミラントグラウ	巡	三、〇〇〇	二四・〇	一五—二	哥	國	驅逐艦	二隻	砲	二隻	
コロネルボログネジイ	同	同	同	同	同	同	河用砲艦	七隻	砲	二隻	
驅逐艦	三隻	同	同	同	同	同	沿岸警備艦	三隻	砲	二隻	
潜水艦	四隻	給油艦	七隻	運送艦	一隻	河用砲艦	五隻	沿岸警備艦	三隻	砲	二隻
潜水母艦	一隻	運送艦	一隻	運送艦	一隻	河用砲艦	五隻	沿岸警備艦	三隻	砲	二隻

列國海軍艦艇製造費(兵器費を含む)累年支出一覽表

(昭和十三年九月三十日割)

年度	國別	日	米	英	佛	伊
大正十一年		一、三、七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
昭和二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同五十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇

備考
 一、我が國のものは附屬費を加算せり
 二、米國のものは同國豫算教書に依る
 三、英國のものは同國政府刊行の海軍豫算書に依る
 四、大正十五年迄は下記の率に換算し單位を「千圓」とせり
 一弗＝二、〇〇〇 一磅＝九、七五
 一法＝〇、三三 一利＝〇、三三
 五、印は豫算額、△印は追加豫算を示す
 六、*印は艦艇建造費の外に改造費を含む
 七、×印は職工費を含ませず
 八、◎印は前年度繰越高三七、八一七、〇〇〇弗を含む
 九、○印は前年度繰越高二、四九八、〇〇〇弗を含む。○印は尙此の外別に

年度	國別	日	米	英	佛	伊
同八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同二十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同三十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十一年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十二年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十三年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十四年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十五年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十六年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十七年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十八年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同四十九年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇
同五十年		一、〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、八、五、〇〇

産支出するを以て實費に於ては約九〇、〇〇〇、〇〇〇弗となる
 一〇、*印は産業復興費を除きたるものを示す
 一一、□印は總額一五〇、〇〇〇磅の追加豫算ありたるも本費に振當額不明
 一二、米國十一年度分は産業復興費を含む

列國主力艦一覽(昭和十四年版海軍要覽見)

艦名	排水量(基準)	速力	主砲	戰艦	戰艦
扶桑	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	ニユーヨーク	三六糎一〇門
山城	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	オクラーホマ	三六糎一〇門
伊勢	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	ペンシルバニア	三六糎一〇門
日向	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	アリゾナ	三六糎一〇門
長門	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	ミシシッピ	三六糎一〇門
陸奥	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	アイダホ	三六糎一〇門
金剛	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	ニューメキシコ	三六糎一〇門
榛名	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	テネッシー	三六糎一〇門
霧島	二九、三〇〇	三三・五	三六糎一二門	カリフォルニア	三六糎一〇門
既成九隻	二七、〇七〇噸	三三・〇	三六糎八門	メリーランド	三六糎一〇門
建造中ナシ				ウエストヴァージニア	三六糎一〇門
同				ノースカロリナ	三六糎一〇門
同				ワシントン	三六糎一〇門
同				インディアナ	三六糎一〇門
同				マサチューセツト	三六糎一〇門
同				アーカンサス	三六糎一〇門
同				テキサス	三六糎一〇門

軍事・航空——軍事

既成十五隻 建造中(七、〇〇〇) 未起工四隻、アーサンス以下アイダホ迄ノ十隻ハ改造済ナリ上記ノ他ロンドン條約ノ結果戦艦ヨリ標的艦又ハ練習艦ニ改造セル左記二隻ヲ有ス

ユタ 三、〇〇〇
ワイオミング 三、〇〇〇
ニ、ニ 三十種 六門

【英 國】

艦	戦
クイーンエリザベス	三、一〇〇
ワイスバイト	三、〇〇〇
バーハム	三、一〇〇
ヴァリアント	三、〇〇〇
マラヤ	三、〇〇〇
リヴェンジー	三、〇〇〇
ローヤルサバリン	三、〇〇〇
ローヤルオーク	三、〇〇〇
レゾリューション	三、〇〇〇
ラミリーズ	三、〇〇〇
ネルソン	三、〇〇〇
ロドネ	三、〇〇〇
リナウルス	三、〇〇〇
フリッポ	三、〇〇〇
キングジョージ	三、〇〇〇
プリンス・オブ・ウェールズ	三、〇〇〇
アンソン	三、〇〇〇
ビリーチ	三、〇〇〇
ゼリオン	三、〇〇〇
ラメイオン	三、〇〇〇
テメレーヤ	三、〇〇〇

既成十五隻 (四、七〇〇噸) 建造中五隻 未起工二隻 上記の外倫敦條約の結果戦艦ヨリ砲術練習艦に改造せられシアアン・デューク一隻を有す

【伊 國】

艦	戦
ジュリオ・チェザレ	三、六三三
コンテ・ディカヴール	三、六三三
カイオ・ドワイリオ	三、五五五
アンドレア・ドリア	三、五五五
リットトリオ	三、〇〇〇
ビットトリオベネット	三、〇〇〇
ロペマ	三、〇〇〇
インペロ	三、〇〇〇

【佛 國】

艦	戦
クールベ	三、一八九
パリス	三、一八九
プロヴァンス	三、一八九
ブルターニュ	三、一八九
ダンケルク	三、一八九
ストラスブルグ	三、一八九
リシュリュ	三、〇〇〇
チアンパール	三、〇〇〇

【獨 逸】

艦	戦
既成六隻 (二七、四四五)	建造中三隻 (六、五〇〇)

列國航空母艦一覽

【日 本】

艦名	排水力量噸	速力節
加賀	二六、九〇〇	二五・〇
赤城	二六、九〇〇	二五・〇
鳳城	二六、九〇〇	二五・〇
龍城	二六、九〇〇	二五・〇
蒼龍	二六、九〇〇	二五・〇
飛龍	二六、九〇〇	二五・〇
能登呂	一四、〇五〇	二五・〇
千歳	一七、七〇〇	二五・〇
千代田	九、〇〇〇	二五・〇
瑞穂	九、〇〇〇	二五・〇
【米 國】		
レキシントン	三三、〇〇〇	二七・〇
サラトガ	三三、〇〇〇	二七・〇

【ソ 聯】

艦名	排水力量噸	速力節	戦艦
ドイツランド	一〇、〇〇〇	二八・〇	二八種 六門
アドミラル・シェーア	一〇、〇〇〇	二八・〇	同
アドミラル・グラフ・シュペー	一〇、〇〇〇	二八・〇	同
グナイゼナウ	一〇、〇〇〇	二八・〇	二八種 九門
ジヤルンホルスト	一〇、〇〇〇	二八・〇	二八種 九門
ビスマーク	一〇、〇〇〇	二八・〇	二八種 九門
【英 國】			
レンジヤー	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ヨークタウン	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
エンタープライズ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ワアスプ(建造中)	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ラングレー	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ライト	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
テンプル	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ペリカン	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ラッパウイング	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
スワイン	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ガンネット	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
アボネット	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ヘラット	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
オスロ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
【伊 國】			
ヴェーリアス	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ガルス	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
アイーダ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ハリーム	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
カレツヂ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
グロリア	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
アークロイヤル	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
イルストリア	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ビクトリア	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
フォミタ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
インドミタ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
【佛 國】			
アルバトロス	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ベガサ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
【獨 逸】			
コンマンダンテ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
ベアレン	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門
【伊 國】			
ギウス・ミラグラ	一四、五〇〇	二五・〇	二五種 六門

【獨 國】 名(建造中) 一九二〇 三〇〇 同 【蘇 國】 (同) 一九二〇 三〇〇 スターリン 註 ▲印ハ水上機母艦ヲ示ス 九,〇〇〇 三〇〇

列國海軍既成艦艇概要 (基準排水量)

(昭和十三年九月三十日調)

艦種	日本		米 國		英 國		佛 國		伊 國		獨 國		ソ 聯		支 那	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
主戰艦	九	二七,〇〇〇	一五	四四,三〇〇	一五	四七,七〇〇	六	一七,四四五	四	九,〇三四	四	五,〇〇〇	四	三,七六六		
戰艦																
航空母艦	△ 五	六,四〇〇	△ 二	一〇,〇〇〇	△ 七	一七,三〇〇	△ 一	一〇,〇〇〇	△ 一	四,八八〇						
巡洋艦	三	一〇,八〇〇	七	一六,一〇〇	一五	一五,一〇〇	七	一〇,〇〇〇	八	七,三三三						
驅逐艦	三	一四,〇五六	一五	一三〇,五〇〇	四	二七,六一〇	三	八四,五〇三	一五	八三,八八八	一六	三五,四〇〇	三	二五,〇〇〇	一	四,三〇〇
潛水艦	六〇	六,九四四	八八	八〇,七三三	五	五,七三三	七	七四,六三六	八〇	六,三三七	三	一三,四四四	約 一七〇	一八九,九六六		
合計	△ 三三	八〇〇,五七七	△ 三三	一,三二一,五〇〇	△ 二九	一,二九三,八三三	△ 一五	五〇〇,七三三	△ 一〇	一〇〇,〇〇〇	△ 一〇	一〇〇,〇〇〇	△ 一〇	一〇〇,〇〇〇	△ 一	二五,九六〇

備考 (一)△ハ水上機母艦ヲ示ス。(二)米國ニハ本表ニ示セル以外ニ掃海艦ニシテ補助航空母艦トシテ使用中ノモノ十隻アリ。(三)米驅逐艦中ニハ輕敷設艦四隻、六四〇噸ヲ含ム。(四)支那海軍艦艇ハ事變前ノモノヲ示シ現在ハ既ニ全部擄奪セラレ或ハ自沈シテ存在セズ。(内B級巡洋艦二隻及驅逐艦一隻ハ我が海軍ニテ引揚ノ上修理中或ハ使用中)

列國海軍現有勢力表

名 國	艦 種	既 成 艦		建 造 中 及 未 起 工		名 國	艦 種	既 成 艦		建 造 中 及 未 起 工	
		隻數	噸數	隻數	噸數			隻數	噸數	隻數	噸數
佛	主戰艦 航空母艦 巡洋艦 驅逐艦 潛水艦	一七	一〇六,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	蘇	主戰艦 航空母艦 巡洋艦 驅逐艦 潛水艦	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
英	主戰艦 航空母艦 巡洋艦 驅逐艦 潛水艦	一四	一〇六,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	獨	主戰艦 航空母艦 巡洋艦 驅逐艦 潛水艦	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
米	主戰艦 航空母艦 巡洋艦 驅逐艦 潛水艦	一五	一〇六,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇	伊	主戰艦 航空母艦 巡洋艦 驅逐艦 潛水艦	一	一〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇

備考 (一)既成艦中ニハ艦齡超過ノモノヲ含ム
(二)昭和十三年中ニ竣工トシテ計上セルモノニハ推定ヲ含ム
(三)括弧内ノ數字ハ推定ヲ含ム
(四)米國驅逐艦中ニハ輕敷設艦トシテ使用セラル、モノ八隻ヲ含ム
(五)伊國一九三八年計畫ニ付テハ未評ノ點アリ

觀艦式一覽表

Table with columns: 年・月日 (Year/Month/Day), 場所 (Location), 名 (Name), 稱 (Title), 隻數 (Number of Ships), 噸數 (Displacement), 航空機 (Aircraft). Lists various naval review events from 1911 to 1926.

華府・倫敦兩條約廢棄經緯

過去十五年間、帝國海軍軍備を拘束し來つた華府及倫敦兩海軍軍縮條約も昭和十一年十二月三十一日失効、今や二三ヶ國の一部協定を除き全世界は海軍力制限に關し全くの無條約時代となつた。抑々軍縮比率條約は偶然の現有兵力を基礎として制定せられた

華府條約制限一覽

Table showing naval limits under the Washington Treaty. Columns: 國別 (Country), 主力艦合計 (Total Main Battle Ships), 總排水量(噸) (Total Displacement in tons), 航空母艦合計 (Total Aircraft Carriers), 總排水量(噸) (Total Displacement in tons).

倫敦條約海軍制限一覽

隻を限り建艦することを得。(二)協約により廢棄せらるべき主力艦を之に轉用することを得。△備砲 (一)口径八吋を超ゆるを得ず (二)口径六吋を超ゆる備砲ある時は五吋を超ゆる砲數合計十門以内とす。但し噸數二七、〇〇〇噸以上の航空母艦に於ては八門以内とす。(三)航空機防禦用及口径五吋以下の備砲は無制限。△其他の補助艦 合計總排水量制限なし。△各艦基準排水量一〇、〇〇〇噸を超ゆるを得ず。備砲口径八吋を超ゆるを得ず。△條約有効期限 昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄とす

華府條約制限一覽

Table showing naval limits under the London Treaty. Columns: 國別 (Country), 主力艦合計 (Total Main Battle Ships), 總排水量(噸) (Total Displacement in tons), 航空母艦合計 (Total Aircraft Carriers), 總排水量(噸) (Total Displacement in tons).

Table comparing naval capabilities of Japan, Britain, and the US. Columns: 日 (Japan), 英 (Britain), 佛 (France), 米 (USA). Rows: 現存艦中 (Existing ships), 廢棄艦 (Sunk ships), 航空母艦 (Aircraft carriers), 巡洋艦 (Cruisers).

ものである點に於て、既に現情に即せざる不合理なる條約と化したることを指摘して我國は極力斯る列國の差別的觀念を是正すべく一九三四年の倫敦豫備交渉及び一九三五年の倫敦軍縮會議に於て帝國の公正妥當なる主張を爲したるも竟に列國の諒解する處とならず、已むを得ず昭和十一年一月十五日帝國は會議より脱退した。斯くて同會議は日本の脱退後、更に伊太利の脱退に遇ひ、結局英・米・佛三國會議となり、海軍兵力の質的制限及建艦通報並に情報交換等を規定したが、帝國は既に我が主張の原則が容れられず會議を脱退したる以上、爾今此の規定に何等拘束されるものにあらずとの旨を當時明白に聲明せり。従つて帝國に關する限り軍縮條約の制限は何等存在せざるに至り、純然たる無條約状態に還つたのである。茲に十五年に亘る不公正なる桎梏となつてゐる華府、倫敦兩條約海軍制限一覽表を參考資料として敢て止め置く所以である。

最近の英國海軍建艦狀況 (一四・六・三〇)

艦名	噸數	計畫年度	進水期日	艦水潜		艦逐驅		艦洋巡		隻數	噸數	計畫年度
				未命名	同	未命名	同	未命名	同			
King George V	35,000	1936	1936-12	未命名	同	Belfast	同	同	2	10,000	1936	
Prince of Wales	同	同	1936-11	未命名	同	Dido	同	同	3	5,450	同	
Duke of York	同	同	1937	未命名	同	同	同	同	7	?	1936-1937年	
Jellicoe	同	同	1937	未命名	同	Fiji	同	同	5	8,000	1937	
Beatty	同	同	同	未命名	同	Cevlon	同	同	4	?	1936	
Lion	40,000	同	同	未命名	同	同	同	同	4	?	1936	
T. meraire	同	同	同	未命名	同	同	同	同	4	?	1936	
Illustrious	33,000	同	1937-11	未命名	同	同	同	同	8	1,600	同	
Victorious	同	同	同	未命名	同	同	同	同	8	1,600	同	
Formidable	同	同	同	未命名	同	同	同	同	8	1,600	同	
Indenitable	同	同	同	未命名	同	同	同	同	8	1,600	同	
Implacable	同	同	同	未命名	同	同	同	同	8	1,600	同	

航空

國名	年 度	操 縱 者	機 體	發 動 機	發 着 地	飛行距離(浬)							
伊 國	大正 九・五	マシエロ中尉	ズグア S.P.A. A 二四〇馬力	ローマ	東京	一六、七〇〇							
佛 國	大正 三・六	ド・アジール大尉	プレグー 一九二型	ロレンノ	四五	二二、五〇〇							
英 國	大正 三・八	マクドナルド中尉	ヴアルチエフ	水陸兩用	ネビアライオン	四五〇馬力							
米 國	大正 三・八	マーチン少佐、スミス中尉	ダグラス・リバイ	四〇〇馬力	シヤトル	日本	四六、五六〇						
伊 國	大正 三・二〇	ザンニ中尉	フォツカー	水陸兩用	ネビアライオン	四	一七、二六七						
伊 國	大正 四・九	カンパニニ中佐	サポイア	飛行艇	ローレン	四五〇馬力	五六、〇〇〇						
蘇 聯 邦	大正 四・九	クロモウ氏	R 型	リバイ	四〇〇馬力	モスコ	一〇、八五〇						
丁 抹 國	大正 五・六	ホート	ブツト	大尉	フォツカー	C 複葉	ローレン	四〇〇馬力	三、七〇〇				
波 蘭 國	大正 五・九	オルリン	スキ	中尉	プレグー	一九 A 二型	ローレン	四五〇馬力	二〇、二八〇				
米 國	昭和 二・八	シエリー氏	スチンソン	複葉	ライト	二二〇馬力	デトロイト	紐育	英國	二五、三八〇			
コ 國	昭和 二・九	シエリスカラ氏	マデー	タウエル	氏	N 一六型	ローレン	四五〇馬力	一五、四〇〇				
蘇 聯 邦	昭和 二・九	シエスタコフ	外一名	AM・RT 三型	〇馬力	アレグー	一九型	イスバノ	六〇〇馬力	モスコ	シベリア	東京	九、一〇〇
佛 國	昭和 二・〇	コスト氏、ルブリー氏	フエヤ	チャイルド	型	ワスプ	四三〇馬力	紐育	立川	一八、〇一五			
米 國	昭和 三・七	フエネヘルト男	ムンカー	W 三三型	同	エル	二五〇馬力	伯林	東京	一五、二〇〇			
獨 逸	昭和 三・〇	レンゲリツヒ氏	ツエツ	ペリン	伯號	(航空船)	マイ	バツハ	米國	獨逸	霞ヶ浦	三三、六三二	
獨 逸	昭和 四・八	博士	Δ・L 二	五五〇馬力	フォツカー	機	三發動機	裝備	英國	佛國	支那	立川	一七、〇〇〇
米 國	昭和 五・四	ウアン・リア・ブラツク	ファイ	アット	輕飛行機	同	八〇馬力	伊太利	モスコ	追濱	立川	一九、〇〇〇	
伊 國	昭和 五・七	ニニ少尉	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

英國	昭和五・二	ブルース夫人	ブラック、パーシ、デブシー二型一二〇馬力	英國 カラチ 立川	一六、五三〇
佛國	昭和六・四	メンシユ氏	ファルマン四五〇馬力アルサ號	巴里 印度 東京 巴里	一六、六〇〇
英國	昭和六・八	アミー・ジョンソン嬢	デハピランド・プスモス輕飛行機ジブ	倫敦 シベリア 立川	一一、〇〇〇
米國	昭和六・八	ヒュー・ハンドン氏	ベランカ單葉機ワスプ四二〇馬力	紐育 モスコ ハバロフ	航空法、要塞地帯法違反で罰金に處さる
新西蘭	昭和六・八	エフ・シー・チチエスタ	モス水上機八〇馬力	ニユージランド シドニ	機體大破、負傷す
米國	昭和六・八	チャールズ・リンドバ	ロックヒード・シリウス單葉機(艇舟附)ライトサイクロン五二五馬力	州 上海 鹿兒島 紀	計吐夷、紗那東沸に不時着
獨逸	昭和六・八	エツツドルフ嬢	ユニカース・ユニオール五〇型ゲーネ	室 霞ヶ浦	
米國	昭和六・二〇	バンクボーン及ハー	ベランカ單葉機J型ワスプ四二五馬力	獨逸 カナダ 米國 千島	
獨逸	昭和七・七	フォン・グロナウ氏	ドルニエ・ワール飛行艇	獨逸 支那	
佛國	昭和八・四	マリイズ・イルズ嬢	ファルマン一九〇型ノーム・ロイン三	巴里 東京	一七、五〇〇
芬蘭國	昭和八・六	ヴァイノ・ブレマー太尉	ユニカース(アームストロング・シド	芬蘭 東京	一八、五〇〇
佛國	昭和九・三	マリイズ・イルズ嬢	プレゲ一二七—三型イヌバノスキザ六	巴里 東京(再度)	一六、〇〇〇
佛國	昭和二・二	アンドレ・ジャビー氏	コルドロン・シムーン・ルノー・ベン	巴里 印度 佐賀縣	
佛國	昭和三・五	ドレー・ミケレツチ氏	コルドロン・シムーン(ルノー二二〇馬力)	巴里 印度 高知縣	

國際航空聯合會 (F.A.I.) 公認記錄 (昭和十五年七月一日調)

種別	航線	距離	高度	速度
陸上機	ヘルベルグ・ツクルス大尉	一、五二〇杼四二一	一七、〇八三米	六一〇杼九五〇
陸上輕飛行機	アルフレッド・ヘンケ氏	RR・ケレツト	M・ベツチ(伊)	H・ヴルステル(獨)
水上機	ガブレンツ男	A五、九九杼三〇〇	N・ドミトリウイチ(蘇)	J・ウイットマン(米)
水上輕飛行機	ヘールグ氏	九、六五二杼〇〇一	N・D・マウロ中佐	F・アゼツロ(伊)
水上機	コルシユケ氏(操機)	ID・C・T・ベネツト	六、六四九米	二二八杼〇一七
水上輕飛行機	コルシユケ氏(通機)	E・デウツト(米)	カルクスタイン(獨)	H・カルクスタイン(獨)
水陸兩用機	アラネツト氏(操機)	F・M三〇杼八六〇	七、六〇五米	三七〇杼八一四
自由氣球	パリベツト氏(操機)	三、〇五二杼七〇〇	AO・WA・ステヴエンス(米)	A・P・ドセブエルス(米)

軍事・航空——民間

航空船	六、三八四軒五〇〇	エツケ1ナ(獨)
グライダー	三六時間三五分	K・シユミツト(獨)
ヘリコプター	一時間二〇分	E・ロールフス(獨)
婦人記録	五、九〇八軒六一〇	PV・グリソンドウボワ
模型飛行機	一時間二六分	V・ボイコフ(蘇)
	六、六六軒〇八三	N・トライウンチエンコフ(蘇)
	六、八三八米	E・チルレル(獨)
	三、四二七米	K・ボーデ(獨)
	一、四三〇米	M・イルツ(佛)
	一、二二軒五三三	E・ロールフス(獨)
	四、七〇軒三六五	J・コチラン(米)
	六、九軒一二〇	A・ボンダレンコ(蘇)

各國別公認記録保持數 (昭和十五年四月現在)

日	獨	伊	英	米	佛	蘇	波	白	智
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

民間飛行操縦士長距離飛行記録

年月日	操縦士	航空路	使用機	飛行距離
大正四、七	河内一彦	安邊	東風	一六、一六
昭和五、八	東善作	東京モスコ	初風	一六、九四
昭和五、八	吉原清治	東京モスコ	トラベル	一六、九四
昭和六、八	熊川良太郎	東京モスコ	エア	一六、九四
昭和九、七	熊川良太郎	東京モスコ	エア	一六、九四
昭和二〇、四	阿野勝太郎	東京モスコ	エア	一六、九四

日本帝國航空保持記録

連續長距離飛行 東京—倫敦間 (一九三七年四月六日—九日)

速度 一六二軒八五四 九四時間一七分五六秒

飯沼正明 塚越賢爾

三菱「かりがね型」神風 單葉壽五五〇馬力

世界一周飛行 東京—北米—南米—アフリカ—歐洲—亞細亞 (一九三九年八月二六日東京發—一〇月二〇日)

全航程 五二、八六〇軒 一九四時間

親善使節 大原(武夫)大毎(東日)

機長 中尾純利 佐藤信員

吉田重雄 八百川長作

下川一

昭和〇、三	新野百三郎	東京—臺北	式三	一、〇〇〇馬力	往航	五、〇〇〇
昭和三、四	飯沼賢爾	東京—河内	神風	往航距離	一五、三〇	
昭和三、四	塚越賢爾	東京—倫敦	「往復」	往航距離	一五、三〇	
昭和三、四	加藤敏雄	柏林—東京	ハインケル	一五、〇〇〇		
昭和三、五	藤田雄藏	木更津—銚子	航空研究所	二、六五二		
昭和三、五	高橋次郎	木更津—平塚	長距離機	二、六五二		
昭和三、五	關根近吉	木更津—平塚	水冷式VM型	三、三三三		
昭和四、一	上野純利	東京—暹羅	ハインケル	往航	七、〇〇〇	
昭和四、一	長岡信貞	東京—盤谷	「乃木號」	復航	七、〇〇〇	
昭和四、一	松井勝吾	東京—盤谷	そよかぜ號	復航	七、〇〇〇	
昭和四、四	岡本虎次郎	東京—盤谷	そよかぜ號	復航	七、〇〇〇	
昭和四、四	楠本誠一郎	東京—盤谷	そよかぜ號	復航	七、〇〇〇	
昭和四、八	吉田純利	東京—北米	ハインケル	往航	七、〇〇〇	
昭和四、八	中尾純利	東京—北米	ハインケル	往航	七、〇〇〇	
昭和四、八	吉田純利	東京—北米	ハインケル	往航	七、〇〇〇	
昭和四、八	佐伯弘	東京—北米	ハインケル	往航	七、〇〇〇	

連續長距離飛行 (昭和十五年八月現在)

倫敦—ウエリントン	A・E・クラウストン、V・リケツツ(英)	時速一八〇軒二六〇	一〇四時間二〇分
倫敦—ケープタウン	A・E・クウストン、K・グリーン(英)	二一四軒〇八三	四五時間六分
ロサンゼルス—紐育	D・W・トムリンソン、H・B・スニード(米)	三五六軒三六五	一一〇時間五分四五秒
東京—倫敦	飯沼正明、塚越賢爾(日)	一六二軒八五四	九四時間一七分五六秒
東京—倫敦	H・T・メリル、J・S・ラムベ(米)	二七二軒三四五	二〇時間二九分
羅馬—リオデジヤネイロ	A・ピセオ、A・パラダイシ(伊)	二二一軒九六六	四一時間三二分
伯林—東京	A・ヘンケ、R・フライヘル(獨)	二五五軒四九二	九四時間五六分一二秒
伯林—東京	A・ヘンケ、R・フライヘル(獨)	一九二軒三〇八	四六時間一八分一九秒
東京—北米	中尾純利以下六名		一九四時間
アフリカ—歐洲—アジア			

航空章受賞者

逕信省航空局では操縦士、機關士等乗務員表彰規程に基き四千時間以上の航空經歷者に航空章を授與して之を表彰す。

【第一回】(昭和十一年度) 一等飛行機操縦士 新野百三郎、河内一彦 一等飛行機操縦士 桑島稔、小川憲爾、熊川良太郎、羽太文

【第二回】(昭和十二年度六月一日) 夫、張徳昌、大藏清三、石上全尙 一等飛行機操縦士、二等航空士 國技賞、同勝井勝吾、同鳥居清次、同平松牛郎、

軍事・航空——民間 一四五

同鈴木友茂、同藤田三郎、同宮本正義、同豊島晃、一等操縦士一等航空士大森正男、同加賀要助、同森田勝人

【第三回】(昭和十三年度) 一等飛行機操縦士 荻野了、同龜井五郎、同海野昌男、同大里正義、同中尾純利、同飯沼正明、機關士塚越賢爾、同石川金吾、同岡本虎男

【第四回】(昭和十四年度) 一等飛行機操縦士 米澤峰藏、中島忠英、安部藤平、齋藤羊五、伏見善一、柴田熊雄、都築徳三郎、美濃勇一、機關士 島崎清、伊藤静次

航空燈臺所在地

(昭和十五年八月現在)

東京飛行場、戸塚、辻堂、平塚、國府津、真鶴、御殿場、矢倉山、神山、鞍掛山、十國峠、巢雲山、沼津、田子浦、三保、久能、焼津、金谷、袋井、濱松、豊橋、御油、幡豆、知多本宮山、名古屋新聞社、明野飛行場、千世崎、關、笠取山、加太、靈山寺山、柘植、上野、大原、笠置、京都丸物、木津、生駒山、大阪第二飛行場、大阪朝日、神戸大丸、須磨、室津、玉津、早島、福岡松屋、大牟田、川内、新潟新聞社、大連、魏子窩、札幌、龍王山

本邦民間飛行場

(昭和十五年八月現在)

△公共飛行場 東京(陸)、名古屋(陸、水)、大阪(水、陸)、廣島(陸)、福岡第一(陸、水)、福岡第二(水)、蔚山(陸)、大邱(陸)、京城(陸)、新義州(陸)、大連(陸)、仙臺(陸)、青森(陸)、札幌(陸)、新潟(陸)、松江(水)、富山(陸)、都城(陸)、那覇(陸)、臺北(陸)、室蘭(陸)、臺中(陸)、臺南(陸)、臺東(陸)、大阪第二(陸)、長野、金澤、米子
△非公用飛行場 中島大井(東京)(水)、川西鳴尾(兵庫)(水)、城崎(兵庫)(水)、東雲原(秋田)(陸)、堺大濱(堺市)(水)、高知(高知)(水)、宮島(水)、館山寺(水)、桐生愛國(陸)、衣ヶ原(陸)、大津(滋賀)(水)、中越(新潟)(陸)、山梨(山梨)(陸)、滋賀(水)、埼玉(陸)、阪神(陸)

航空無線電信局所在地

箱根(静岡縣田方郡三島町)、八丈島(東京府八丈島)、龜山(三重縣鈴鹿郡龜山町)、福岡(福岡縣糟屋郡多々良村名島)、嚴原(長崎縣嚴原町)、富江(長崎縣富江村)、鹿兒島(鹿兒島市山下町)、那覇(那覇市天妃町)、蔚山(朝鮮尙南道蔚山面)、京城(朝鮮京畿道京城府)、新義州(朝鮮)、大連(大連

市)、臺北(臺北市京町)、羽田(東京市蒲田區)、攝津(大阪第二飛行場)、仙台(仙台飛行場)、青森(青森飛行場)、札幌(札幌飛行場)、米子(米子飛行場)大邱(慶尙北道達城郡)、清津(咸鏡北道清津府)

帝國飛行協會(東京市芝區田村町一ノ三) 同會は大正二年四月日本航空協會と合併、航空に關する諸般の進歩發達を獎勵し、且つ其の趣味、知識の普及と會員相互研究の便利とを圖るを以て目的とす。

會長 梨本宮守正王殿下
副會長 長 男爵 阪谷芳郎
副會長 田中館愛橘 同橋本圭三郎
總務理事 堀丈夫 財務理事 佐藤吉郎

民間定期航空輸送

大日本航空株式會社 總裁 中川健藏 副總裁 齋藤武夫
東京—札幌線(毎日) 東京—大連線(東京—大阪(毎日) 東京—新潟線(毎日) 大阪—松江線(每週七往復) 大阪—高知線(毎日) 福岡—臺北線(毎日) 臺灣島内線(每週七往復) 臺南—馬公線(毎日) 往復) 東京—新京急行線(毎日往復) 京城—大連急行線(毎日) (業務開始昭和四年四月) 東京—京城—青島—北京線(毎日) 福岡—南京線(毎日) 京城—清津線(毎日) 大阪—富山—長野線(毎日) 大

大日本航空株式會社

大日本航空株式會社(東京市芝區田村町一ノ三飛行館内)

昭和十三年十二月一日資本金二千五百五十萬圓を以て創立同年同日から定期航空を開始。(舊日本航空輸送株式會社(資本金一千萬圓)と國際航空株式會社(資本金五百萬圓)と各解散し共同出資成立せるもの) 旅客貨物及び郵便物の輸送業。

【航空路】

札幌—青森—仙臺—東京—名古屋—大阪—福岡—大邱—京城—平壤—新義州—大連—東京—長野—新潟—東京—長野—富山—金澤—大阪—鳥取—松江—大阪—徳島—高知—横濱—サイパン—パラオ—福岡—青島—天津—北京—福岡—上海—南京—京城—咸興—清津—福岡—那覇—臺北—臺北—臺中—臺南—屏東—臺東—花蓮港—宜蘭—臺北—臺南—馬公
急行線 東京—福岡—京城—奉天—新京—京城—大連
【旅客賃金】
札幌—青森二〇圓、青森—仙臺一七圓、

仙臺—東京一八圓、東京—名古屋一七圓、名古屋—大阪八圓、大阪—福岡三〇圓、福岡—京城四〇圓、大邱—京城一六圓、青島—天津五〇圓、天津—北京十五圓、京城—平壤一二圓、平壤—新義州一〇圓、新義州—大連二〇圓、福岡—那覇六〇圓、那覇—臺北五〇圓、臺北—臺中八圓、臺中—臺南九圓、臺南—屏東五圓、屏東—臺東一三圓、臺東—花蓮港一〇圓、花蓮港—宜蘭一〇圓、宜蘭—臺北六圓、京城—咸興一八圓、咸興—清津一八圓、福岡—青島八五圓、青島—天津五〇圓、天津—北京一五圓、福岡—上海八五圓、上海—南京二五圓、横濱—サイパン二百三十五圓、サイパン—パラオ百四十圓
急行便賃金 東京—福岡六五圓、福岡—京城四〇圓、京城—奉天四四圓、奉天—新京二一圓、京城—大連四五圓、臺北—廣東百十圓
【遊覽飛行】
各地飛行場にて申込に應ず
ダグラスDC3型—一時間一、一〇〇圓
ダグラスDC1型—一時間一、一〇〇圓
【貸切飛行】ダグラスDC1型—一時間一、一〇〇圓(十四人乗)、ロックヒード機六五〇圓、中島AT—一時間四〇〇圓(八人乗)、フォッカー三M旅客機(八人乗)一時間二五〇圓、フォッカー一(八人乗)一時間二五〇圓、フォッカー一(六人乗)一時間一〇〇圓

一七〇圓、エアスピード・エンボイ(八人乗)一時間二五〇圓、ビーチクラフト(三人乗)一時間一〇〇圓、ダグラスD O-2型六五〇圓
【貨物賃金】
飛行距離一、〇〇〇軒迄一軒に付き一圓それ以上五〇〇軒毎に五〇錢増
【速達郵便と航空郵便】
速達郵便
有封書状と葉書は普通料金の外八錢の速達料金を増貼し表面に「速達」と朱書してポスト又は郵便局に差出すと、北は北海道から南は九州、沖縄に至る内地相互間並に臺灣島内相互間及び南洋群島内相互間發着のものに限り列車便、自動車便は勿論航空便を利用して最も迅速な速達扱となります。
航空郵便
一、内地相互間—有封書状と葉書を除く其他の印刷書状、新聞、雜誌、書籍及小包等は速達便でも航空遞送しないことになつてゐますが、特に航空遞送を御希望の際は速達料金と航空料金を増貼し表面に「速達、航空」と朱書してお差出しにすれば前記同様速達されます。
二、内地と内地以外相互間、内地以外相互間の従来通り普通料金の外、航空料金を増貼し「航空」と朱書してお差出して下さい。
三、詳細は最寄の郵便局でお尋ね下さい。

航空取扱料金

(速達郵便及び航空郵便は集配郵便局では時間外でも受け付けます)

種別	重量	内 國 郵 便				外 國 郵 便			
		内地相 互間	南洋 群島 又相 互間	内地 又相 互間	朝鮮 又相 互間	内地 又相 互間	朝鮮 又相 互間	本邦 又相 互間	朝鮮 又相 互間
有封書状	三瓦迄毎に	三	三	三	三	三	三	三	三
印刷書状	六〇瓦迄毎に	二	二	二	二	二	二	二	二
通常葉書	六〇瓦迄毎に	二	二	二	二	二	二	二	二
往復葉書	(往復又は返 信の際各)	二	二	二	二	二	二	二	二
封緘葉書		二	二	二	二	二	二	二	二
新聞、雜誌、 印刷物、業務 用書類、農務 用品、種子	六〇瓦迄毎に	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
書籍	三瓦迄毎に	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
表記箱物	二五瓦迄 以上五〇瓦迄毎に	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
小箱物	一五瓦迄 以上五〇瓦迄毎に	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
重量二瓦迄	以上五〇瓦迄毎に	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

◎中華民國宛格表記書状は北支方面宛のものに限り航空扱として出せま。＊滿洲國宛に限る。

東京航空株式會社

【本社】 東京市蒲田區仲蒲田三ノ一
【飛行場】 東京市蒲田區羽田、東京飛行場

東京	下田	清水
發	發	發
午前	午前	午後
九時〇〇分	九時〇〇分	一時〇〇分

【使用機】 キリン號飛行艇(十九人乗)
AB四型旅客機(六人乗)
一四式旅客機(四人乗)
KR一型旅客機(三人乗)
その他遊覽、宣傳、空中寫眞、貸切飛行も行ふ。

日本海航空株式會社

【本社】 兵庫縣城崎郡城崎町湯島
旅客航空輸送及定期航空、遊覽飛行

安藤飛行機研究所

【本社】 愛知縣知多郡村日長
名古屋——二見間
航空運送、遊覽飛行

民間航空機及發動機

氣球製作所

▲三菱重工株式會社(機、發) 本社東京市麴町區丸ノ内二ノ四△名古屋航空機製作所名古屋市南區大江町七△東京機器製作所大井工場 東京市品川區大井森前町
▲中島飛行機株式會社(機、發) 本社群馬縣太田町△太田工場 同上 東京工場(發)東京市杉並區宿町△東京事務所東京

市麴町區丸ノ内三ノ四有樂館内
▲川崎造船所飛行機工場(機、發) 本社神戸市湊區東川崎町△工場 神戸市林田區和田山通△分工場 岐阜縣稻葉郡蘇原村
▲川西航空株式會社(機、發) 兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾大東一△東京事務所 東京市丸ノ内二ノ一二仲一三號館
▲愛知時計電氣株式會社(機、發) 名古屋市南區千代字船方
▲日本飛行機株式會社(機、發) 本社東京市麴町區丸ノ内一東京海上ビル新館△工場 横濱市磯子區富岡町昭和町
▲東京石川島造船所(發) 東京市京橋區佃島
▲立川飛行機株式會社(機) 本社東京市麴町區丸ノ内東京海上ビル新館△工場東京府下立川町
▲東京瓦斯電氣工業株式會社(發) 東京市大森區入新井一ノ一〇〇
▲渡邊鐵工場(機) 福岡市外雜餉隈△出張所 東京市麴町區丸ノ内東七號館△佐世保市小佐世保免一九六一ノ二
▲東京航空株式會社(機修理) 本社東京市蒲田區仲蒲田三ノ一△分工場東京市蒲田區羽田東京飛行場
▲立川工作所(點火栓及機) 東京市京橋區銀座西五ノ二共同建物ブル内

日本航空輸送研究所

【本部】 堺市大濱南町新公園
【出張所】 大阪(木津川尻大阪飛行場)高松 松山、別府、大分、白濱
大阪—高松—松山—別府線(毎日就航)
大阪—白濱線(不定期線)
【旅客賃金】 大阪—高松間十二圓、高松—松山間十圓、松山—別府間十圓、大阪—白濱間十二圓、大阪—松山間十八圓、大阪—別府間廿五圓
【貨物賃金】 四瓦まで一圓(四瓦以上一瓦を増す毎に二十錢)

軍事・航空——民間

新支那

東亞新秩序建設への動き

汪精衛氏の和平建國 歴史的な重大宣言

青島會談以來中央政府樹立に邁進し來つた中國國民黨中央執行委員會主席汪精衛氏は總理逝去十五周年記念日たる三月十二日午後五時を期して和平建國運動結實の歴史的な第一聲を放つた。今次汪精衛主席の和平宣言は中央政府の母胎たる、中央政治會議の開催を前にして、汪主席領導下の和平運動の趣旨並びに日支國交關係調整交渉によつて確立された和平方案の要旨を中外に闡明したもので、和平方案の確立は一昨年十二月廿二日日本側より提出された所謂近衛聲明に則り中國の獨立生存を毀損することなく又第三國の正當なる權益を損傷することなく、而して之に基いて今後經濟提携をなすと共に各國の技術と資本を吸収して中國の建設を完成し以て兩國手を携へて東亞の柱石とならば世界の和平も亦招來される

「中日兩國は如何なる方面よりするも宜しく提携協力して進み共に兩國前途の發展を計るべきなり」「中日兩國は亞細亞民族獨立運動の原動力たるべし」とは中華民國建設の創業に當れる孫先生の言にして同胞同志皆共に含味すべき言葉なり、不幸にして中日兩國の關係は數年來之が調整を失ひ遂に戰火勃發して爭亂年を運ぬるに至れるが、一昨年十一月三日日本近衛内閣は聲明を發表して「日本の中國に望む所は東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り」と述べ、且つラヂオ放送によりその趣旨を敷衍して「日本の眞に希望する所は中國の滅亡に非ずして中國の興隆に在り中國の征服に非ずして中國との協力に在り」と云ひ亦「實に中國の民族的情熱を認識し中國の獨立國家としての完成を必要とするこ

もので、和平建國運動の積極性を強調し更に同宣言の後段に於ては國民政府及び國民黨の一員として今事變發生以來の苦衷を吐露して中外に響へてゐる點は頗る心を打たれるものがあつた。東亞新秩序建設への第一歩である。

ある。東亞新秩序建設への動き

宣言全文

と、日本程切實なるものなし」と云ひ、次いで十二月二十二日發表せる聲明に於いては中國に求むる所のものとして善隣友好、共同防共及び經濟提携を列擧し且つ、日本は中國の主權を尊重するはもとより、進んで中國の獨立完成の爲に、必要とする治外法權を撤廢し且つ租界の返還に對して積極的なる考慮を拂ふに吝かならざる旨を述べたり、日本政府より右の聲明ありたる後中國側に於いては明かに抗戰繼續の必要な事和平回復の必要なことを覺り更に中日兩國は單に目前の戰火を終焉するのみを以つて満足せず進んで根本的に過去に於ける紛争の原因を除去し新たに將來の親善關係を樹立すべきものなる事を痛感せり、茲に於て和平運動は漸次全國に普及し昨年八月、中國國民黨第六次全國代表大會の宣言中に於いて爾今抗戰建國のローガンを和平建國に改むる事並びに反共を以て和平建國上必至の工作となすべきことを鄭重に宣布すると共に個人獨裁が國家を誤り憲政の實施は最早遷延を許さざる實狀なるに鑑み成るべく速かに訓政を終結せしめ憲政を開始し第五次全國代表大會に於て議決せる所を實行に移すべき旨を又鄭重に宣布せり、數ヶ月來日本朝野と誠意を披瀝し善隣友好、共同防共及び經濟提携の原則に基づき之が具體化を圖り勉めて双方何れもその利

益を享けんことを期し、一方國內各既成政權各既成政黨及び賢能達識の人心を盡して時局收拾の辦法を討議せる結果一致せる決意の下に共同して努力することとなり、茲に中央政治會議を組織し之に基づきて中央政府の誕生を見んとするに至れり、今より後舉國民人は統一あり且つ有力なる此の中央政府の指導下に在りて外に對しては國交を調整し、内に對しては憲政を實施して年來の紛争と戰火とを掃除し以て和平と幸福とに充つる新天地を出現せしむべき也對内問題たる憲政の實施に就いては吾人は既に時勢に適應したる政綱政策を樹て最短期間内にその使命を達成せん事を期しあり、對外問題たる國交の調整に就いては吾人の談合される各種の具體方案を全部公開することとは素より之を他日に歸せざるべからざるも右方案が決して近衛聲明の範圍を逸脱せるものに非ず、且つ決してその原則に抵觸せるものに非ざる事は、吾人の敢て責任をもつて國民に保證し得る處なり、即ち右は中國の獨立生存に危害を及ぼす事なし、又第三國の中國に於ける正當なる權益に對しても損害を與ふる事なく寧ろ中國の和平回復に依り之を保證しその發展を遂ぐることを得せしむるものなり、況や中國の平和回復を見たる後は日本と經濟提携を爲す以外同時に建國方略の實現計畫に基き、各國の

技術及び資本を入れて中國の建設を完成し東亞の繁榮を圖らんとするものなるに於てをや、此の如くんば即ち和平運動は單に中日の利益のみに非ず又實に世界各國の利益たるなり、翻つて國人に向つて言はんとする所は吾人の和平運動は宜しく卑近なる方面と遠大なる方面とより同時に之を探究すべしといふ點にあり、事變以來北京の故都、南京の新都相次いで守りを失ひ、天津、上海、青島の三特別市綏遠、察哈爾、河北、山東、山西、河南、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、廣東、廣西の十三省城遂次陥落し將士の死するもの數百萬、人民の直接、間接亂離に死するもの數千萬これ眞に宇宙の危變、宇域の大危にして明朝滅亡以來未曾有の災禍なり、抗戰今に至る二年有半その喪ひたる據點は一ヶ所と雖も未だ恢復せられたるを聞かず徒らに遺棄せられたる人民をして日に奈落の底に沈淪せしむるのみ、國民政府及び中國々民黨同人の罪や極めて深く且重し、假令粉骨碎身するといへども以て國家に對し人民に對するに足らず、いやしくも希望なほ救ふべきあらば身を挺して誤りを正し日本との停戰媾和を受諾し堪へる條件を受け容れて以て未だ消盡せざる國力を保存し敗戦の局面を收拾し改めてその復興を計るべきなり、これ國民政府及び中國々民黨同人の當然負ふべき責

任として斷じて憲政を挾んで民意を壓迫し、日々「抗戰到底」「最後の勝利」等の言を弄し自らを欺き人を欺き國土をして愈々縮少せしめ國力をして愈々消耗せしめ遂に救ふべからざるに至らしむべきに非ず、これ卑近なる方面より見たる所なり、遠大なる方面よりすれば今次の和平運動は單に目前の戰闘を終息せしむるに止まらず深く戰爭の原因を探究し、過去に於ける禍根を除去して新に將來の目標を定め中日兩國をして共に共存共榮の大道に向つて手を携へて前進せしむべきなり、中日兩國は東亞の柱石にして兩國相安んずれば東亞の平和は保障せられ世界の平和又その基礎を建つるに至るべし、故に卑近なる方面より言へば即ち國家民族の將に滅びんとするを救はんが爲吾人は恥を忍び重きを負うて和平運動に従事せざるべからず、遠大なる方面より言へば即ち中國及び東亞の復興を圖らんがため吾人は特に積極的努力を傾けて、和平運動に従事すべきなり、兆銘、職を國民政府に奉じ中國々民黨の一吏として過去心力を盡したるも遂に不幸なる戰爭を防止するを得ず、戰爭勃發するに及んで又これを挽回すること能はず、消然身を撫して顧み晝夜を分たず客年來忠誠を盡して重慶の同人に向ひ請願したるもなほ未だ聽納を蒙らず、然れども兆銘觀察するに今日全國人民總て

和平を希望して居ることは既に疑ふの餘地なし、唯その惑ふ所は和平よく實現するや否やにありよつて固陋を擯らず國民政府及び中國々民黨同人を糾合し各既成政權、既成政黨及び賢能達識の士と連絡し同心協力以て和平運動の責任を負ひ勉めて全國人民の希望する和平を、一々實現せしめんとするに至りしなり今や中央政治會議の組織につき協議検討して意見の一致を見、其の成立近きにあるを以つて茲に和平運動の眞意と和平方案の眞相とを明らかにして之を同胞に告ぐる次第なり。今後中央政府は必ずや誠意を盡し全力を擧げて和平方案の實現を計り以つて和平運動の成功を期す、望むらくは全國の同胞皆その旨を體し同心同徳此の難局に處せられん事を、尙ほ重慶側も其の行懸りを一擲して直ちに停戦し共に和平を計り和平方案をして、一層普遍的且つ迅速に實現せしめんことを望んでやまず、救亡復興は實に之に基くなり、耿々たる熱血の衷情希くば清鑑あれ。

米内首相の帝國の方針聲明

中央政治會議を目前に控へて汪精衛氏は孫總理逝去十五周年記念日たる三月十二日中央政府樹立、特に帝國との和平方策に關し重要宣言を發表して和平建國を中外に闡明したがこれに呼應して米内首相は三月十

三日午前十一時拾分談話の形式で帝國政府の不動の方針を聲明し新中央政府の發足に絶大なる光明を點して東亞永遠の平和の大道を喝破した。この三・一二米内聲明は堂々千三百字に及ぶ長文であり劈頭對立抗争を矯めて仁愛光被の平和を確立するはわが肇國の精神であり、東亞新秩序建設の理念またこれに淵源すること述べ、善隣友好、共同防共、經濟提携の近衛三原則はこの肇國の精神に基づく日滿支三國關係の創造原理であり、わが方が新中央政府とともに建設せんとする新秩序の具體方策またこの聲明に則るものである、帝國が支那の獨立と自由を尊重するものなることは今後事態の鎮靜に伴つて事實が證明すべく、この永遠の大業を阻む容共抗日政權の迷夢醒めざる限り如何なる長期戦も辭せないが、和平救國のため厥起せる汪氏らの新中央政府が各般の準備全く成つてここに中央政治會議を開くこととなつたのは帝國の欣快とするところである。わが方は滿幅の支援を惜しまざるは勿論その樹立に伴ひ速かに承認する用意あることを明かに宣言してゐる、この劃期的な首相の聲明が汪氏らに無限の活力を與へる一方、今や地方政權に顛落せる重慶政權に止めの一矢を刺すこととなるべく、さらに第三國並に支那民衆に與へる影響は極めて甚大なるものがあらう。

米内閣總理大臣談

對立抗争を矯め仁愛光被の平和を確立するは我肇國の精神を顯現する所以にして東亞新秩序建設の理念も亦實に此に淵源する、宜しく各國家夫々安住の處を得近隣相携へて各其の本然の特質を尊重し相共に興隆發展し得るの道につくべきである。しかしてかくの如く東亞再建の聖業を進むるに當り先づ爲すべきは日滿支三國間に新關係を創造確立することである、謂ふ迄もなくこの新關係は必ずや如上の精神に基づく東亞新秩序建設の理念に即すべきものであり、さきに近衛内閣總理大臣聲明を以て善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則を提唱せる所以である、向ふ所は既に炳乎として瞭かである、帝國が新支那中央政府と共に建設せんとする新秩序の具體方策もまた右聲明に則るものであり、相互に國家民族の本然を尊重して相提携し互助敦睦の好誼を厚くし相戒めて唯物赤化の侵襲を防ぎもつて東亞の平和を確立し互惠の經濟を建設して長短相補有無相通の實を擧げんとするに外ならないのである、素より帝國が支那の獨立と自由を尊重するものなることは累次の聲明に於て既に瞭かであり事態の鎮靜に伴ひ事實がこれを證明するであらう。日支兩國は目下干戈に相見ゆと雖も惻隱と寛容とはその裡に存すべきである。たゞ

戦ひの永きに從ひ東亞の犠牲はいよ／＼多しであらう、然れども犠牲の多きを以てまた年月の久しきを以て永遠の大業を阻むべきにあらざることを固よりである、今や帝國朝野の決意いよ／＼固くその國力は事變以來計畫的躍進をとげ容共抗日政權の迷夢醒めざる限り如何なる長期の戦ひをも敢て辭するものではない。

支那四億、洵に人は多い、具眼の士なきにあらず、先覺の士はすでに久しく和平救國を唱へ全民衆をその窮乏より救はんがため義を見て進み身を挺して仁をなしたる、これ東亞の全局を顧念するもので正に志を同うし道を俱にするものである、何人と雖もその志を壯としその道を尙しとせざるものはない。

中にも汪精衛氏は夙に顧みる所あり重慶政權の抗戰建國が徒らに人民を塗炭の苦しみ陥れ、究極する所支那赤化の途を急ぎつつあるの實情を黙視するに忍びず、反共和平による救國を唱へ重慶側の凡ゆる壓迫と戦ひつゝ敢然その信するところに従つて厥起し去就に迷へる民衆に對し光明の炬火を掲げ翕然として天下の信を聚めたのである、同氏の和平救國運動並に新中央政府樹立工作が客年八月上海において開催せられたる中國國民黨第六次全國代表大會以後急速に進展し、今や愈々中央政治會議を開催

し各既成政權、各黨各派及び社會に聲望ある人士等一致の支持協力の下に近く中央政府の樹立を見んとするに至つたことは東亞の樹立に伴ひ速かに之を承認するの用意を有するものである。而して過去二年餘難局に處して一意民生の復興安定に力を傾倒し來れる各既成政權首腦においても汪氏とその根本理念を一にし協力して和平建國に邁進しつゝあるは深く感銘する所である。今や將に中央政府の樹立せられんとするに方り汪精衛氏始め先覺具眼の人士が一致協力し速かに興亞の大業に邁進せんことを祈念して止まない、其の眞摯なる努力は必ずや廣く中外の協力支援を得今次事變の齎せる禍を轉じて永遠の福たらしむべきことを確信して疑はざるものである。

新政府樹立への力強き道標

今次事變發生以來戦火各地に擴大するとともに支那大陸における一般産業は各地とも殆ど潰滅に瀕し失業者激増するに立到り蔣政權を呪ふ聲地に充ち満ちてゐるので軍はこれを見るに忍びずこれ迄あらゆる不便を忍びながら絶大の努力を續けて廣汎な區域の工場及び鑛山の保護管理を行ひ、工鑛業の復興を圖り、幾十萬の失業者を救つて

來たが、今や治安回復して新中央政府の誕生も目睫に迫つたので、わが軍は從來管理してゐた工場その他の諸事業を支那新中央政府に逐次移譲し、新政府はこれを新政府に忠順を誓ふ正當權利者に返還し、中國の工鑛の發展を期すことになり、昭和十五年三月十八日午後三時西尾支那派遣軍總司令官からその聲明が發せられた、わが軍今回の措置は新政府に對する絶大なる饒けである、從來軍が管理中の工場は各種産業部門に互り北支では凡そ廿種百十數工場、中支では廿七種九十餘の工場に達してゐたが治安回復に伴ひ滙南炭坑の如きは日支提携の下に合辦會社として營業開始の運びに州の民衆の如きも支那側の正當なる個人權利者に返還され近く營業開始の運びに入らんとする有様でいづれも完全に保護され營利化されたものも多數あつた、しかして支那側に返還する形式は(一)軍より新政府へ、新政府より正當權利者への形式を採り(二)新政府は布告を發し權利者の申告を求め(三)日支双方から委員を選出、北中支毎に整理委員會を設定し處理を行ふ(四)軍の生存上絶対必要なるものは當分そのまゝ管理を續け、重要な工場は努めて日支合辦とする方針で、右の實行に必要な

諸準備出來次第漸次實施し先づ一應新政權の管理に歸屬せしめるが民間、政府のいづれを問はず管理中日本側がこれに付帯創設せる既成事實は努めて認めることは勿論、第三國の正當權利に對しては合、辨買收等の方法を以つて解決し、また軍需工場解除の結果これを東亞新秩序建設の目的に合致する如く經營することを必要とし解除後重慶政權又は援蔣第三國人と提携せんとするが如きは絕對に許されぬ、かゝるものには新政府に指導善處せしむる方針である。

支那派遣軍總司令官聲明

帝國は事變以來抗日政權の徹底的潰滅を圖る傍ら道義に立脚せる東亞新秩序の建設に邁進し來れり、我が支那派遣軍またこの趣旨に則り抗日政權の覆滅並にこれが繼續意志の破滅遂行に關しては所有戦力を行使すると共に一面その戦禍を最小範圍に局限し無辜の民の經濟生活の破壊防止については忍ぶべからざるもの忍び軍事行動の一部をも犠牲にしてこれが目的達成に努力せり、事變以來我が軍の占據地域にありし鑛山、工場事業場等支那の財産を軍管理としてその運營を繼續し來れる所以は一に茲に存するものにして逃避せる所有主に代り一時軍がこれを保護管理したるに外ならざるなり、今や日本軍占據地域の治安逐次回復し臨時、維新兩政府の業績ともに上り強力

なる實力を具備し得るに至りたるのみならず更に新中央政府も樹立せられんとする秋に當り、軍は從來管理し來れる支那財産を速やかに關係政府に移譲し、同政府より正當權利者に返還し、或は財産はこれを政府の管理に移し益々その進展を圖り、眞の日支提携互助の實を擧げんとす、正當なる工業權者或は財産所有主等は叙上軍の抱懐せる趣旨を諒得し政府の指導に従ひ速やかにこれを繼承し、日支提携共榮實現の基礎を作り以て東亞新秩序建設の進展に協力せんことを切望す、右聲明す。

北支軍も聲明

北支軍最高指揮官は三月十八日午後四時支那派遣軍總司令官の聲明と同時に北支における軍管理工場の管理解除に關する布告を發表した、その要旨は左の如くである。今次事變發生以來北支における各鑛山および各種工場は概ね發掘または操業を停止せり、本軍は中日提携互助の立場上これを坐視するに忍びず應急辦法として暫時これを管理經營し來つたが各地治安の回復に伴ひ各業權利者および各工場主は速かに歸來し舊業を回復せんことを希望するに鑑み本軍は從來管理し來れる各鑛山および各工場を臨時政府に移譲し同政府をして返還せしめ各正當權利者をして十分なる發展を得せしめ以つて新政府の

中日提携互助を増進せしめんことを期し中日經濟合作の原則によりそれら、處理することとし本軍はこれに對し十分の協力を惜しまざるものなり、各業權利者および各工場業者は臨時政府の布告を遵奉し迅速に返還を申請して民生の培養に資し以て北支經濟の進展に協助せんことを切望す

上海軍聲明

上海方面軍司令官は長江下流方面に於ては上海、南京をはじめ各地に多數の軍管理工場があるので支那派遣軍總司令官の聲明に引續き同様布告を發し、軍管理工場の返還につき支那民衆に知らしめ民衆は今時事變以來産生復興に努力して來た軍の功績を今更のやうに感謝とともに賞讃してゐる。

中央政治會議に於ける汪氏の宣言

中央政治會議開會劈頭における中央政治會議主席汪精衛氏の開會宣言左の如し。中央政治會議は和平建國の目的に基き本日こゝに開會、中央政府樹立と憲政實施促進の二大方針に關し種々討議決議し以て會議目的の貫徹を期するものである、蓋し中日關係の調整と東亞安寧秩序の確

保とは一に本會議の成果にかゝつてをり民國の秩序完成と世界における自由平等の地位の確保もまた本會議の成果に懸つてゐる、茲に參集せる人志は或は中國々民黨の同志にして嘗て國民政府に服務し時局收拾の重大責任を分擔してゐた人であり、或ひは事變以來國脈民命の維持に盡瘁され政權を確立された當局であり、或ひはまた國內に永く歴史を有ち國民參政會に參加された諸政黨の方々であり、或ひはまた海内の賢達具眼の士である、これら諸士は協力の理想に燃え共に和平建國の時代的使命を果さんとすとして茲に一堂に會したのである、必ずやよくその豊富な學識と識見により綿密なる討議を重ね民國同胞の熱望する建國和平を實現せしめまた多年の懸案たりし憲政問題を達成せしめ一刻も早く國民を塗炭の苦しみより救ひ國基を強固ならしむるものと深く信ずる次第である、これ本會議同人の深く策勵するところであると、もに以て國民を慰めんことを期する所以である

新中央政府樹立大綱決定

三月二十日午前九時十五分より南京中山北路國際聯歡社において華々しく開幕した中央政治會議第一日は汪主席初め委員三十名全部出席、汪主席の開會の辭、先烈に捧

げる默禱あつて後本會議に入り午前十一時圓滿裡に豫定の議事を終了した、當日の報告及び討論事項左の通り

- 一、報告事項(一)中央政治會議召集經過
- (二)同組織要綱(三)同組織條例(四)同秘書長、副秘書長秘書の人选
- 二、討論事項(一)日支新關係調整方針は如何に決定すべきかの案(決議)汪主席に授權し責任を以て處理せしむ(全会一致)
- (二)中央政府樹立大綱案(決議)通過(全会一致)
- (三)中央政府の名稱、首都及び國旗案(決議)國民政府は南京に還都す、國旗に關しては和平反共建國の意義を宣揚するための見地から暫時標識を附す、如何なる方法を用ひるか汪主席に授權し、各地の状況を參酌して各地別にこれを定む(全会一致)
- (四)中央政府成立の時期案(決議)國民政府は三月三十日南京に還都す(全会一致)

還都目的・和平と憲政

汪氏・記者團に信念吐露

國民政府還都の歴史的決議をした中央政治會議第一日の廿日午後四時十分主席汪精衛氏は、中政會議會場たる南京の國際聯歡社で約卅分間、日支記者團八十餘名と會見し新中央政府樹立による和平建國に邁進せんとする決意を強調した汪氏のこの談話は

過去一年三ヶ月身命を賭した和平運動が見事實を結んだ記念すべき日に發表されたもので、新しい國民政府を率ゐる立場から正式の政府代表の第一聲とも見らるべき内容を持つてゐる談話の要旨は、國民政府還都の目的が和平の實現と憲政の實施の二大方針の貫徹にあることを明瞭にし汪氏自ら國民政府の南京還都を聲明したところにある幾多の苦闘を偲ばせる汪氏の談話は和平救國の力強き信念に燃え烈々たる氣魄が漲つてゐた、汪氏談話左の如し。

今度の中央政治會議開催には二大方針を持つてゐる。それは和平の實現と憲政の實施である、中央會議に出席した者は皆この二つの方針の貫徹に努力せんことを誓つてゐる、會議の構成分子は第一は中國國民黨の同志でかつて國民政府に勤めてゐた經驗を有するものであり、これらの人々は時局收拾に對しては重大なる責任を感じてゐるもののみである。第二には臨時、維新兩政權方面でこの方々は事變以來國家人民の生命維持に献身的努力を捧げて來たものであり、第三に國內における歴史ある政黨即ちかつて國民參政會に列席した國家社會黨、中國青年黨の政黨で、第四は社會の賢達知名の士であり、これらの人々が和平統一の必要を痛感し參加して開かれたのが中政會議であ

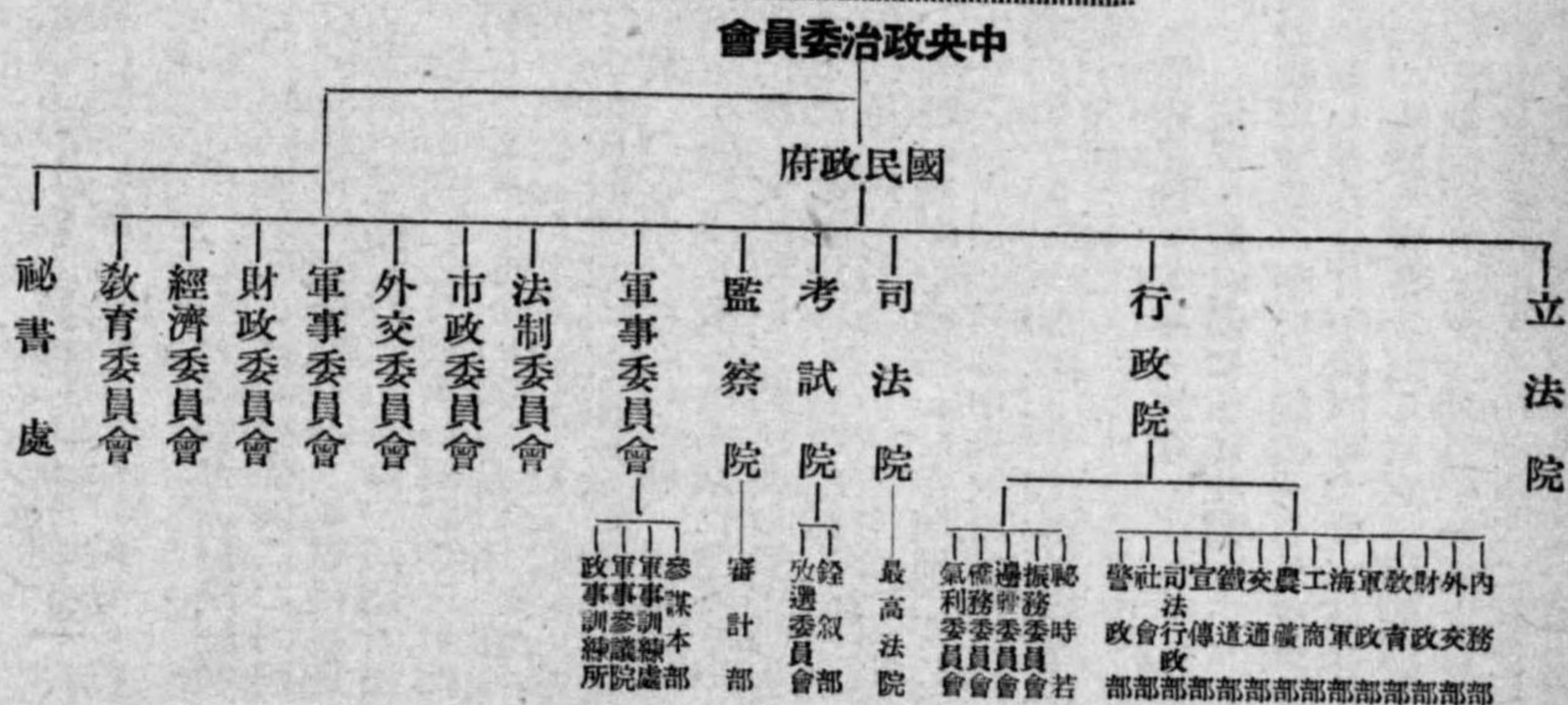
る。これら各方面の構成分子は共通の抱負、共同の目的をもつて共同の工作に従事し一體となつて使命達成に努力することを決議したのである。われわれは今後同志の努力が共通の目標たる和平の實現、憲政の實施を必ずや成功せしめることを信じて疑はない。

第一日の會議で國民政府が南京に遷ることを決議し今月卅日に國民政府の還都式を擧げることとしたが、これは出席者一同が共通の考へを持ち一體となつて目的の實現に努力することを表現したものである、従つて今後われわれの和平運動は統一された歩調をもつて進められるわけで、前途の困難を思ふ時さらに一層心を一にして努力すべきことを痛感すると共に國家を救ひ民族を救ひ東亞の安寧秩序をはかるために萬難を突破すべき固き決意を有する次第である。

新政府機構の全貌

國民政府の組織は三月二十一日の中央政治會議において決定したが國民政府は全國政治の最高指導機關たる中央政治委員會を上部機關として戴き政府は行政、立法、司法、考試、監察の五院を統轄すると共に軍事委員會も五院と同列に立つて政府に直屬せしめる。

新國民政府の組織表



行政院には内政、外交、財政、軍政、海軍、教育、司法行政、工商、農礦、鐵道、交通、社會、宣傳、警政の十四部の外振務、邊疆、僑務、水利の四委員會を設置し、司法院には最高法院を、考試院には銓叙部と攷選委員會を、監察院には審計部を、軍事委員會には參謀本部、軍事參議院、軍事訓練處、政治訓練部をそれぞれ設置する。

中央政治委員會組織條例

中央政治委員會組織條例は二十一日の中央政治會議で全會一致これを通過した、全文は左の如し

第一條 中央政治委員會は全國政治の最高指導機關とす、左記事項は中央政治委員會の決議を経べきものとす

- 一、立法原則
二、施政方針
三、軍事及び外交大計
四、財政及び經濟計畫
五、國民政府主席及び委員、各院院長、副院長の決定
六、中央政治委員會主席に於て會議に提出すべきものと認めたる事項
- 第二條 中央政治委員會に主席一名を設く、主席は憲政準備期間中にありては中國々民黨中央執行委員會主席を以て之に當つ

第三條 中央政治委員會には委員二十四名乃至三十名を設け主席より左記人員中に就きそれれ之を指定し又は招聘す

- 一、中國々民黨中央執行委員及び中央監察委員
二、其の他合法政黨幹部人員
三、社會上重望ある人士

第四條 中央政治委員會に常務委員六名乃至八名を設け主席に於て委員中より之を指定す

第五條 中央政治委員開會の時委員は代表を以て出席を代らしむることを得ず、中央政治委員會開會の時主席は政務人員の請求により隨時其列席報告を許可することを得

第六條 中央政治委員會は直接命令を發し又は政務を處理せず、その決議は國民政府に交付して之を執行せしむるものとす、中央政治委員會の決議を國民政府及び各院又は軍事最高機關に交付し討論又は執行せしむる場合には當該各長官之が處理の責に任ずるものとす

第七條 本條例第一條に掲げたる各項にして時期緊急のため會議に提出決定するの違なきものに關しては中央政治委員會主席は便宜の處置として國民政府に交付し執行せしむることを得、但し最近の會議

に提出し之が追認を受くるを要す

第八條 中央政治委員會は法制、内務、外交、軍事、財政、經濟、教育及びその他の専門委員會を設け各主任委員、副主任委員各一名、委員九名乃至十三名を置き夫々審査及び設計事務を擔任せしむ、その人選は主席より之を指定す、委員會組織規定は別に之を定む

第九條 中央政治委員會に秘書處を置き秘書長一名副秘書長一名又は二名、秘書及び辦事員若干を設け主席に於て之を任命し且つ指揮す、秘書處組織規定は別に之を定む

第十條 中央政治委員會議事規則及び辦事細則は別に之を定む

第十一條 本條例は決議の日より之を施行す

政治委員會主席汪精衛氏就任 新たに設置さるべき中央政治委員會の主席には汪精衛氏が中國國民黨中央執行委員會主席たるの資格を以て之に就任するが、委員二十四名乃至卅名は新國民政府の成立と同時に汪主席より指名されることになつた。

兩政府の解消 臨時、維新兩政府の發展的解消は廿一日の中政會議で正式決定したが同問題審議の席上王克敏、梁鴻志兩氏より夫々臨時、維新兩政府は新國民政府成立前に解消し中國が速かに統一される事を切

望する旨を交々強調して進んで兩政府の解消に賛意を表した、之に對し汪精衛主席より王、梁兩氏が臨時、維新兩政府を誘導し今日まで拂はれた努力に對しては深甚の敬意を表し兩氏が國民政府を擁護する精神には衷心より感謝する

華北政務委員會の任務

廿一日の中央政治會議において臨時、維新兩政府の名稱は廢止に決定、北支には臨時政府に代つて華北政務委員會が設置される事になり、同委員會の設置は北支の地域的特殊性に基き防共、治安、經濟の必要に即應せるものである。

即ち北支の特殊性は曩に翼察政務委員會等の特殊行政機構を誕生せしめ今事變に際しては逸早く臨時政府の成立を見、爾後二年間餘に亘り軍事、政治、經濟、文化の全般に亘り親日防共を指導原理とする幾多の既成事實を創りあげ來つたものであつてこの特殊事情に鑑み今回新國民政府の樹立に當り北支諸般の政務を特殊の委員會組織により處理せしむることとしたのは當然の措置である。

け治安總署督辦としてこれを兼任せしむ
 第十二條 本會は北支の資源開發のため中央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得
 第十三條 本會は北支の經濟及び内外物資の需給關係を調整するため中央法令の規定する範圍内において便宜の處置をなすことを得
 第十四條 本會は國民政府の委任を受け國有財産を管理することを得
 第十五條 本會は國民政府の委任を受け地方的事項を處理することを得
 第十六條 本會は中央法令の範圍内において命令及び單行法規を發布することを得
 第十八條 本會の經費は國民政府において統籌してこれを交付す
 第十九條 本會はこれを北京に置く
 第二十條 本條例は必要ある場合國民政府に申請しこれを修正することを得
 第二十一條 本條例は公布の日よりこれを實施す

軍事機構
 中央政府の軍事機構確立に伴ひ北支における治安乃至軍事機構として華北政務委員會治安總署及び中央機構としての華北綏靖總司令部(在北京)が設立され齊燮元大將が督辦及び總司令を兼任、この兩機構管下の治安、軍事勢力次の如し

華北政務委員會治安軍
 總司令 齊燮元
 副司令 李培英
 副司令 蔡培德
 副司令 曹正格
 華北政務委員會警防隊 司令 王鐵相
 縣警備隊 司令 王鐵相
 警 察 隊
 更に治安軍幹部養成機關として陸軍軍官學校(在精華鎮)があり防共治安の第一線勢力として着々整備擴充に向ひつゝあつて軍事勢力の擴大強化に邁進する中央政府に隠然たる勢力を構成しつゝある。

中政委員

汪主席以下四十名決定

新中央政府の最高政治指導機關たる中央政治委員會の顔觸れは廿四日午後九時宣傳部長林柏生氏より左の如く發表された
 一、中央政治委員會主席 汪精衛
 一、當然委員(六名) 汪精衛、陳公博、溫宗堯、梁鴻志、王揖唐、王克敏
 一、列席委員(四名) 褚民誼、朱履倫、江亢虎、顧忠琛
 一、指定委員(十九名) 周佛海、褚民誼、陳璧君、梅思平、陳群、林柏生、劉郁芬、任援道、焦燮、陳君慧、陳耀祖、李聖五、

葉蓬、丁默邨、傅式説、楊揆一、鮑文樾、蕭叙堂、李士群
 一、延聘委員(十一名) 齊燮元、朱深、卓特巴札布、殷同、高冠吾、趙正平、繆斌、趙毓松、諸青來、趙叔雍、岑德廣
 還都宣言に呼應帝國重大聲明

帝國政府は南京における支那新國民政府の還都宣言に呼應して三月三十日左の政府聲明を中外に發表し、新政府と相提携して東亞新秩序の建設に邁進せんとする帝國の決意を闡明し列國が速かに東亞の新事態を承認することを力強く要望した、右政府聲明は先づ國際秩序の變化進展にあつて帝國は常に國際正義の昂揚と人類平和の確立に努力するものであるとの帝國本然の道義外交の眞髓を強調。

帝國政府聲明 夫れ生命は不斷に發展し、事象は時時に變化す、國際の秩序亦これに遵ふ、帝國は常にこの裡に在りて、國際正義の昂揚と人類平和の確立とに力を致すものなり、今や支那新中央政府樹立せられ、更生支那の建設その緒に就く、帝國政府はその成立を慶賀すると共に、其發展に對しては屢次の聲明に基き全幅の協力と支援とを與へんとす、帝國は列國が又克く此の嚴然たる事實を承認し、速かに東亞の平和建設に寄與せん事を期待す、帝國が支那に冀求する所は、支那が克く道義に立脚し

て眞に其の獨立と自由とを完成し、帝國と互に相携へて東亞新秩序の建設に邁進し、其の興隆を共にせんことに存す、帝國が東亞諸邦と共に其の生存を確保せんが爲、特に支那資源の開發利用に關聯し、特殊の關心と要求とを有するは固より其の所たり、然れども、帝國は東亞の新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては、敢て之を排除せざるのみならず、進んでは等諸邦と協力し、俱に國際條約の福利を享受せんとするものにして、帝國がその作戦繼續中の異常事態にも拘らず、多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護に努力し來れる眞意實にこゝに存す、更生新支那亦その方途を一にすべきは帝國政府の確信する所なり、茲に更生新支那の發足を見、東亞の情勢將に一轉機を劃せんとす、帝國は殘存容共抗日勢力にして迷夢猶醒めざる限り、之に對し斷じて牙を戦むることなきは勿論、今後生ずることあるべき一切の障礙に對し、確固たる決意と不斷の用意とを以て、之を克服突破し依て以て聖戰目的の完遂を期するものなり。

中政委員會初會議

憲政實施決議

國民政府の最高政治指導機關たる中央政治委員會第一次會議は國府還都典禮の行はれた三十日午後三時より考試院内に開催汪

主席以下全員出席先づ故會仲鳴、沈崧兩氏の慰靈を爲した後會議に入り左の十二項を議決、何れも國民政府に交付、それぞれ具體的措置をとらしむることになつた
 一、行政院、司法部、內政部、外交部、財政部、組織法修正(振務、僑務兩委員もこの辦法による)
 二、交通部、農礦部、鐵道部、社會部、宣傳部、警政部、邊疆委員會、水利委員會組織法
 三、軍事委員會組織條例
 四、中央各機關及びその附屬機關經費支辨の件
 五、官俸等級決定の件
 六、四月分豫算
 七、中央政治委員會秘書廳組織規定
 八、立法委員(五十名)任命
 九、軍事委員會任命
 十、憲政の實施を國府還都後の施政方針となし行政院長は立法、司法、監察、考試各院長及び內政部長と協議の上憲政實施委員會組織條例を審議し練達の上を招聘、人材を登用して事業を達成する件
 十一、軍事委員會組織法第九條の規定に照し航空處處長となす件
 十二、湯良禮氏を特派大使となし王廷璋、張國輝を公使に任命しとも外交部に於て事を辨せしめる件

に發足せんとするのである、抑々東亞の新秩序といひ日支提携といふもその根本は道義の再建にある、この數年間日支相戦つてゐるがこれも東亞再建、道義再建の歴史的過程である。道義再建せられ道義を基調とすることになり、各國民族はその天分と本領とを發展せしめ國交は正道に復し東洋の文化は燦然として輝き東亞は安定することを得るのである、日支兩民族多大の犠牲により本日は東亞再建の曙光に接するを得た次第で新中央政府の發展を期待し日支提携の前途を祝福すると共に是等犠牲となりし人達の冥福を祈る次第である。

華北政務委員會布告

國民政府南京還都の日華北政務委員會は三十日午後四時成立布告を發し同會成立の趣旨を中外に闡明した、布告全文左の如し
 布告 今般國民政府改組還都し之が典禮本日舉行せられたるに就いては華北各省市をして近きにつぎ政務上申、處理に便ならしめ且其他政府委員の各項政務を處理せしめんが爲華北政務委員會設置せられ其の組織條例又公布を見、且委員十五名特派せられ王克敏を以て委員長とせられたり、察するに國民政府還都宣言中に本會に對して指示せる所並に今回南京に於て開催の中央政治會議に於て汪代理主席と商定せるもの數項あり、本委員長は

茲に明確に之を闡明せん

一、從來臨時政府に於て辨じたる事項は本會に於て之を繼承し暫時現狀を維持するものとす
二、本會は成立早々にして條例亦初めて公布を見たるに過ぎざるを以て直ちに之が一々實行に移すことは極めて困難なり但し事態の推移に従ひ漸次之が實現を期するものとす

一、從來臨時政府の統轄區域内に於て實施せられたるころの政治經濟金融建設等の各種工作は何れも従前通り處理し本會の開設により變更せざるものとす

右三項は何れも重要なり、尙國民政府政綱第八條に重ねて中央銀行を設置し幣制を統一すとあるも臨時政府成立にかゝる中國聯合準備銀行に關する限り何等影響せしめず、該銀行に於て從來發行の各種紙幣に關しても又一律に従前通り流通の事に確定せり、ついで官民に於いては素より赤誠を備へ居り、茲に再び赤輦に親しむを得たるは恰も大海に白日の上るを見るが如し、雲を拂ひて晴天を見るが如くにして全面的平和を同心擁護せば中國の偉業を爲すに近からん、先導の日本帝國を忘るる勿れ茲に布告し以て衆知せしむ

改組國民政府の十大政綱

- 一、善隣友好の方針に基づき和平外交をもつて中國の主權、行政の獨立完壁を求めもつて東亞永久の和平および新秩序建設の責任を分擔す
- 二、友邦各國の正當なる權益を尊重しならびにその關係を調整しもつて友誼を増進す
- 三、友邦各國と連結しともに國際共產主義の陰謀およびその他すべて平和擾亂の活動を防遏す
- 四、和平建國を擁護する軍隊および各地遊撃隊に對してはそれぞれこれを收容安定せしめ、かつ國防軍を建設し軍政、軍令兩大權を明瞭に區分しもつて軍事獨裁制を打破す
- 五、各國民意機關を設立し各界の人材を網羅して全國の公意を集中せしめもつて民主政治を助成す
- 六、國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す
- 七、友邦各國の資本および技術的合作を歡迎しもつて戦後經濟の回復と産業の發展をはかる
- 八、對外貿易を振興し國際收支の均衡を計りならびに中央銀行を再建し幣制を統一せしめもつて社會金融の基礎を確立す
- 九、税制を整理し人民の負擔を軽減し農村

を復興し難民を救済しておのおのその生業に安んぜしむ
十、反共和平建國をもつて教育の方針となしかつ科學教育の向上を計り浮華妄動の學風を一掃す

新政府成立

中華民國國民政府の改組還都並びに府、院、部、會各長官就任典禮は卅日午前九時（日本時間十時より）南京城内國民政府大禮堂において莊嚴且つ嚴肅に執行され、支那の中央政府が目出度く成立した。南京陥落以來滿二年三月餘、金陵の古都は再び國民政府の首都として甦り、斯くて支那事變の戦火の中から高らかに新東亜建設の聖制をかざした近衛聲明に呼應し一昨年十二月廿九日國民黨副總裁汪精衛氏が佛印河内において和平救國の通電を發し天下同憂の士を糾合して救亡の悲願を推進すること十五閱月、幾多の同志その陣營より失ひ死線を超えて苦難の道に躬身鏖骨の精進を重ね來つた新政府樹立運動は、こゝに輝く成果を收め和平建國の基礎を確立するに至つた。實に新中央政府は國民黨の法統を繼承し、しかも一黨獨裁を避けて各黨各派、無黨無派の諸士を傘下に集結する全民的礎石の上に立ち儼然汪代理主席より還都宣言を發して重慶政權否認を聲明、これにより重

慶政府は中央政府としての法人格を失つて一地方軍閥へ轉落し、同時に皇軍の占領地域内に統治し來つた中華民國臨時政府並びに中華民國維新政府はその歴史的使命を終り正式に解散宣言を發して所謂發展的解消を遂げその人力、物力は擧げて國民政府に吸収されることになり、かくて東亜の政局に新たななる和平の世紀は轉回して日滿支を結ぶ東亜和平防共樞軸は確立せられ三ヶ年に垂んとする支那事變はその建設的段階へと巨歩を進めるに至つた事は日支兩民族の欣幸とするところである。

還都宣言

汪精衛氏は卅日午前の國民政府院部會各長官就職典禮式場で左のごとき還都宣言を宣讀しここに純正三民主義に立脚しわが近衛聲明に呼應して新東亜の建設を分擔せんとする國民政府の改組還都は正式に實現したが新中央政府たる國民政府は宣言の内容をそのままに和平の實現、憲政の實施に邁進すべく、正統國民政府によつて否認された重慶政府は名實ともに一地方政權に没落し中央政府として一切の職權行使の權能を失つたわけである。宣言左のごとし

國民政府は中央政治會議の決議により南京に還都せるをもつてここに謹みて誠意を披歴し明かに全國同胞に告ぐ、和平の實現と憲政の實施との二大方針は中央政

治會議において鄭重に決議されたるところにして、國民政府は新方針を堅持し以つてこれが實行を期せんとす、いはゆる和平の實現とは日本と協力し隣善友好、共同防共、および經濟提携の原則に基づき過去の紛糾を一掃し將來の親善關係を確立し過去において執れる政策および法令にして右方針に反するものあらば必ずそれぞれこれを廢止または修正し努めて主權の獨立自由と行政の完壁とを保全し、かつ經濟上に互恵平等の合作を實現し、もつて共存共榮の基礎を樹立せんとするにあり、中日兩國はもと義兄弟に同じ一旦不幸にして干戈を動かすに至れるが今次國交の調整を経たるのちは永く平和を維持しともに東亜を安定せしめ、同時に一切の友邦に對してもまたこの和平外交の方針に基づき信義を講じ睦誼を修めもつてその友好關係を増進すべきなり、いはゆる憲政の實施については中國國民黨第五次および第六次全國代表大會の宣言中はすでに明確に規定せられ全國賢能の士もまたつとに一致賛同するところなり、今や戦後各般の施設悉く廢絶しこれが復興を俟つ秋ひとへに舉國同胞物心兩面の力を集中し、勇往邁進しもつて現代國家の建設を完成するに頼らざるべからず、過去における個人の獨裁制は

全國人民團結の障礙たりしをもつて必ずこれを革正除去すべし、また共產黨は階級闘争を挑發し特に國家民族の大敵たるをもつて必ずこれを根絶廓清し、その餘賊を殘さざらしむるを要す、各級民意機關の設置、地方自治の實施および國民大會の召集、憲法の制定發布などについてはいづれも日を期してこれを實行に現はし、もつて全國人民の要望に副ふべし、以上和平の實現と憲政の實施とは國民政府の遵奉すべき最大の方針なるとともにまた國民政府の負擔すべき最大の任務なり、ここにまづ國民政府の還都に際しわが陣歿せる將士殉難せる人民および和平運動のため犠牲となれる諸先烈に對し謹んで無限の哀悼と敬禮とを捧ぐ、國民政府が第一に已れを責任として自覺せるところは實に戦後の人民を撫恤しその生命、財産の自由をよく國家法律の保障を享けしめ各その業に安んじもつて經濟産業の復興と文化の發展に従事せしむるにあり、國民政府は謹んでその僚屬を率ゐる廉潔勇敢をいとはず、恨みを受けるもなほ辭せざる精神をもつてわが無辜の人民と苦樂を同じくし生死をともしもつて國家民族の復興を企圖すべし、現在重慶および各地に服務中の公務人員と一般將士とに對し敬意をもつて布告す、右屆

安永	六・七・八 一七九・八二九 日 琉球 石垣宮 古島	一〇・一〇 一八九・	臺	一七・一 一八四	臺	一七・一 一八四
安永	五・二・一七 一七六・三或一七七一 臺	一四・三・六 一八四・四・五	臺	一四・三・六 一八四・四・五	臺	一四・三・六 一八四・四・五
安永	七・一・八 一七八・二二四 安藝三備	一・一 一八四	臺	一・一 一八四	臺	一・一 一八四
安永	九・四 一七〇	六・二・二 一八五・三・二	臺	六・二・二 一八五・三・二	臺	六・二・二 一八五・三・二
安永	二・七・四 一七二・八・三 相模江戶	一・六・五 一八五・七・九	臺	一・六・五 一八五・七・九	臺	一・六・五 一八五・七・九
安永	四・四・一 一七九・五・二 温泉獄附近	一・六・五 一八五・七・九	臺	一・六・五 一八五・七・九	臺	一・六・五 一八五・七・九
安永	四・六・二 一七九・七・三 臺灣(嘉義)	一・一・一 一八四・二・三	臺	一・一・一 一八四・二・三	臺	一・一・一 一八四・二・三
安永	四・二・六 一七九・二・八 陸奥(磐ヶ澤)	一・一・一 一八四・二・三	臺	一・一・一 一八四・二・三	臺	一・一・一 一八四・二・三
安永	一・五・三 一七九・七・八 加賀(金澤)	一・一・一 一八四・二・三	臺	一・一・一 一八四・二・三	臺	一・一・一 一八四・二・三
安永	二・二・五 一八〇・三・九 佐賀	二・一〇・二 一八五・二・二	臺	二・一〇・二 一八五・二・二	臺	二・一〇・二 一八五・二・二
安永	一・六・四 一八〇・七・〇 出羽(象潟)	三・七・三 一八五・八・三	臺	三・七・三 一八五・八・三	臺	三・七・三 一八五・八・三
安永	七・一・一 一八〇・二・四 佐賀	四・四・五 一八七・七・四	臺	四・四・五 一八七・七・四	臺	四・四・五 一八七・七・四
安永	七・八・七 一八〇・九・五 羽(男鹿半島)	四・八・八 一八七・〇・五	臺	四・八・八 一八七・〇・五	臺	四・八・八 一八七・〇・五
安永	九・二・四 一八二・三・七 江戶及近國	五・二・六 一八八・四・九	臺	五・二・六 一八八・四・九	臺	五・二・六 一八八・四・九
安永	三・一・三 一八五・三・二 加賀	五・三・〇 一八八・四・三	臺	五・三・〇 一八八・四・三	臺	五・三・〇 一八八・四・三
安永	三・六 一八五	六・二・五 一八八・三・九	臺	六・二・五 一八八・三・九	臺	六・二・五 一八八・三・九
安永	三・三 一八六	六・二・五 一八八・三・九	臺	六・二・五 一八八・三・九	臺	六・二・五 一八八・三・九
安永	二・六・三 一八九・八・二 伊勢美濃	二・五・九 一八六・三・六	臺	二・五・九 一八六・三・六	臺	二・五・九 一八六・三・六
安永	四・一・九 一八二・三・三 岩代	三・一・三 一八七・三・八	臺	三・一・三 一八七・三・八	臺	三・一・三 一八七・三・八
安永	五・四 一九一・八・三 陸奥蝦夷	五・二・六 一八七・三・四	臺	五・二・六 一八七・三・四	臺	五・二・六 一八七・三・四
安永	一・二・三 一八八・三・八 越後(三條)	一・四・〇 一八八	臺	一・四・〇 一八八	臺	一・四・〇 一八八
安永	一・七・二 一八〇・八・九 京都及隣國	三・七・六 一八八・九	臺	三・七・六 一八八・九	臺	三・七・六 一八八・九
安永	二・〇・〇 一八二・一・三 肥前	二・四・〇 一八八	臺	二・四・〇 一八八	臺	二・四・〇 一八八
安永	四・〇・六 一八三・三・七 佐渡羽前	二・五・四 一八八・三	臺	二・五・四 一八八・三	臺	二・五・四 一八八・三
安永	五・一・一 一八四・二・九 蝦夷(石狩)	二・五・三 一八八・二	臺	二・五・三 一八八・二	臺	二・五・三 一八八・二
安永	七・七・五 一八六・九・五 陸奥	六・九・七 一八九三	臺	六・九・七 一八九三	臺	六・九・七 一八九三

火山現象

(昭和十四年中)

淺間山 本年中活潑なる活動のあつたのは、二月、十一月及び夏期の五、六、七、八月であつた。大なる爆發は八回、小なる爆發は五十回に及ぶ。就中二月二日、八月廿六日のものは大であつた。その他の大爆發は二月十五日、五月廿四日、六月廿五日、七月十四日、同卅日、十一月十一日である。四月と十二月は全く静穏であつた。

阿蘇山 三月頃から漸次活潑を呈し、六月頃最も盛んで、第一火口は赤熱噴石、噴煙があり、火口内に火孔丘が生成された。以後漸次勢が衰へたが、十二月になり、再び稍々活潑を呈し、火柱が現はれた。第二、第四火口は全軍を通じて白色噴氣を少量あげる程度であつた。

三原山 一日初旬には稍々活潑を帯び、九月には最も盛んになつて山麓から火柱が望見されたが、それ以後は衰微した。草津白根山 三月下旬から活潑を呈し、四月には最も盛んになつたが、以後急速に衰微した。

鳥島 八月十八日十時頃爆發し、熔岩片投出、鳴動降在あり。同月廿日頃迄活動が繼續した。北海道駒ヶ嶽 四月五日久しぶりに活動す。翌朝舊狀に復し以後變化なし。

活休火山噴火年代

(理科年表)

櫻島 五、六月頃より噴煙量多くなり、十月廿六日、南岳鍋山間に爆發起り、廿八日頃活動最も盛んであつた。その後次第に衰へ十一月八、九日頃終つた。鳴動、降灰、赤熱噴石、火柱あり。

千倉嶽	一八四一	阿頼度島	一七〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇
根茂山	一九〇六	富島新成	一八四一
春牟古丹嶽	一九二、一九三		
南硫黄嶽	一九七		
雷公計島	一七六、一八〇、一九四		
芙蓉山	一九三、一九四、一九五		
計吐夷岳	一九四		
新知嶽	一九四		
得撫島	一八四、一九四(白妙山)		
茂世路山	一八三		
散粒登山	一八〇		
羅白嶽	一八〇		
硫黄山	一八六、一九一、一九二		
十勝嶽	一九六、一九七		
有珠山	一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇		
樽前山	一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二		

天文・氣象

六・五・八 一九七	駿河遠江
七・九・八 一九八	得撫島
七・九・八 一九八	千島海底
七・二・二 一九八	信濃大町
九・六・五 一九〇	臺灣中部
二・九・二 一九三	臺北新竹宜蘭
二・三・八 一九三	島原半島
二・九・一 一九三	關東駿河甲斐
三・一・五 一九四	相模中部
四・五・三 一九五	但馬北部
二・三・七 一九七	丹後西北部
二・八・五 一九七	臺灣鹽水港地
五・一・六 一九〇	伊豆北部箱根
五・三・八 一九〇	臺灣曾文新營
六・九・二 一九一	武藏
八・三・三 一九三	陸前陸中陸奥
一〇・四・二 一九三	臺灣新竹臺中
一〇・七・二 一九三	靜岡
一一・三・二 一九三	攝津河中大和
一一・三・七 一九三	新島式根島
一一・三・八 一九三	臺東北東嶽
一一・三・一 一九三	紀州田邊沖
一一・五・三 一九三	磐城沖
一一・五・九 一九三	北海道斜路
一一・二・一 一九九	磐城沖
一一・三・〇 一九九	日向灘北部
一一・五・一 一九九	男鹿半島

Table of solar composition with columns for element name, percentage, and atomic weight. Elements listed include Hydrogen, Helium, Carbon, Nitrogen, Oxygen, Silicon, Magnesium, Iron, Calcium, Sodium, Potassium, and various trace elements.

大氣の成分

Table of solar composition with columns for element name, percentage, and atomic weight. Elements listed include Hydrogen, Helium, Carbon, Nitrogen, Oxygen, Silicon, Magnesium, Iron, Calcium, Sodium, Potassium, and various trace elements.

太陽の「ウォルフ」黒点表

Table showing the number of sunspots (Wolf number) for each month from 1955 to 1968. Columns include year, month, and sunspot count.

太陽紅焰概況(昭和十四年中)

柿岡に於ける實観測に依ると紅焰出現頻度及横延の全年平均は各一九・〇及五〇・七で昨年の二〇・一及七三・八に比し何れも多少の減少を示した。

昨年の出現頻度と比較すると北半球に於ては略同緯度に極大を有し南半球に於ては今年はやや低緯度に極大を示して居る。尚上延五〇〇〇軒以上の紅焰は總計八九回観測され月別に見ると一月、二月、八月が最も多く出現して居る。

Table of sunspot frequency by month for 1955 and 1956. Columns include month, 1955 frequency, 1956 frequency, and annual average.

天文學上の發見

Table of astronomical discoveries with columns for year, discovery name, discoverer, and country. Discoveries include the discovery of Uranus, Neptune, Pluto, and various comets and stars.

秋田	一、六三、六六	一七四、〇三六	八、九	一、〇三、二八〇	五〇七、三二一	五五、〇九九	一、〇七五、五〇〇	五七、四〇〇	五九、一〇〇
山形	九、三五、七六	一八三、三三六	一三〇	一、〇九、七三七	五九、六四八	五七、八四九	一、一四四、六〇〇	五九、六〇〇	五九、〇〇〇
福島	一三、九一、六二	二七〇、一三二	一五五	一、五五、〇九三	七五、六〇六	七三、七九七	一、六六六、〇〇〇	八〇、三〇〇	八〇、七〇〇
茨城	六、〇〇、〇九	二六六、四七一	二五〇	一、五〇、七三三	七三、八五三	七三、〇〇〇	一、五五五、〇〇〇	七九、〇〇〇	八〇、四七〇
栃木	六、四四、五九	二二、九三三	一八六	一、二六、四八八	五九、五三二	五九、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	六八、〇〇〇	六七、三〇〇
群馬	三、三三、八七	三三、三六五	一六	一、〇九、四七三	五九、五三二	六五、三三二	一、三六四、〇〇〇	六八、〇〇〇	六八、〇〇〇
埼玉	三、八三、六六	二七、二七四	四〇三	一、四九、九六六	七三、七六六	七三、〇五九	一、三六四、〇〇〇	七九、〇〇〇	八〇、一〇〇
千葉	五、〇六、三〇九	二九、二五四	三〇五	一、五七、六五四	七四、一六六	七三、〇五九	一、三六四、〇〇〇	七九、〇〇〇	八〇、一〇〇
東京	二、一四、八〇	一、二七、二二三	二、九七〇	六、一六、四九五	三、一八、四四六	三、九〇、五九九	二、〇〇六、〇〇〇	三、〇〇六、〇〇〇	三、四一、四〇〇
神奈川	二、三三、八一	三、五五、五〇〇	七、三	一、七五、三三〇	八六、〇八一	八七、三三九	二、〇〇六、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
新潟	二、五八、〇五	三、三三、三三一	一、九	一、九七、八六〇	九四、〇五一	一、〇三三、八〇九	二、〇〇六、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
富山	四、二五、七四	一、五、六三〇	一、八	七、三三、〇四二	三、九、八〇〇	三、九、二四三	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
石川	四、一三、四三	一、五、五〇〇	一、八	七、四、八四四	三、七、五〇〇	三、七、五〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
福井	四、二六、四八	一、三、三六六	一、五	六、七、三五一	三、七、五〇〇	三、七、五〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
長野	四、四六、八七	一、三、二九九	一、五	六、七、三五一	三、七、五〇〇	三、七、五〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
岐阜	一、三、六三、一三	三、九、二一七	一、六	一、六、八三〇	八三、〇八五	八三、〇八五	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
静岡	一〇、四九、七〇	二、四三、二一一	二、七	一、一八、五九九	五九、二一七	五九、二一七	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
愛知	七、七九、九九	三、四四、八四	三、五〇	一、八、九一三	九四、〇三〇	九四、〇三〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
三重	五、〇八、一四	三、七、五九九	三、七	二、七、七七一	一、七、五一一	一、七、五一一	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
滋賀	五、七五、二六	三、七、八四九	三、七	一、二、三、三六五	五九、四三二	五九、四三二	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
京都	四、〇五、〇九	一、五〇、〇四〇	一、七	六、六、一一九	三、五、四四五	三、五、四四五	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
大阪	四、六二、二〇	三、五〇、三三六	三、八	一、六、四、三〇六	八三、七六六	八三、七六六	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
兵庫	一、八三、三三	八、八、八九九	二、三、九	四、一、四、四三三	二、一、四、四三三	二、一、四、四三三	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
奈良	八、三三、八五	六、〇六、二二三	三、五	二、八、三、五七六	一、四、八、五〇九	一、四、八、五〇九	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
和歌山	三、六八、六〇	一、三、三、五三	一、八	五、九、〇三〇	二、一、一、三六	二、一、一、三六	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
鳥取	四、七三、〇四	一、八、三、〇〇〇	一、八	八、四、一九九	四、一、一、九	四、一、一、九	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
島根	三、四九、〇四	九、四、三、〇〇	一、四	四、六、五三六	四、一、一、九	四、一、一、九	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
岡山	六、四六、〇〇	一、五、二、二五	一、三	七、六、〇〇一	三、六、〇〇一	三、六、〇〇一	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇

岡山	七、〇四、〇八	二、七、二、三三	一、九	一、二、四、五七	六、四、四、四	六、四、四、四	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
広島	八、四三、五三	三、八、五、五六	二、四	一、七、三、六〇八	八、五、五、五	八、五、五、五	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
山口	六、〇三、一一	二、五、三、〇一一	一、九	一、二、三、五一一	五、七、七、五	五、七、七、五	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
徳島	四、一四、三三	一、四、四、四〇	一、七	七、二、九七	三、三、二、二	三、三、二、二	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
香川	一、八六、七三	一、五、一、〇八七	四、三	七、二、八八七	三、六、一、六	三、六、一、六	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
愛媛	五、六七、三六	二、四〇、六三二	二、〇	一、二、三、五五	五、〇、五、五	五、〇、五、五	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
高知	七、一〇、五三	一、五、四、六四一	一、〇	六、六、一、八四	三、三、三、三	三、三、三、三	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
福岡	四、九三、七〇	五、八、七、三四	五、七	二、六、六、三六	一、三、三、九	一、三、三、九	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
佐賀	二、四九、〇三	二、六、六、九一	二、八〇	三、六、六、三五	一、三、三、九	一、三、三、九	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
長崎	四、〇五、九六	二、四、九、五八八	三、八	一、三、三、五七	六、六、一、三	六、六、一、三	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
熊本	七、四七、七五	二、五、九、四七	一、八	一、三、三、五七	六、六、一、三	六、六、一、三	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
大分	六、三三、八七	一、九、三、三三	一、五	九、九、九六	四、一、三、九	四、一、三、九	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
宮崎	七、七六、八五	一、五、六、六四	一、〇七	七、九、〇七四	四、一、三、九	四、一、三、九	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
鹿児島	九、〇三、八一	三、〇、五、七	一、七	一、五、六、九六	七、八、九六	七、八、九六	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇
沖縄	二、三六、二四	二、三、七、二二	二、四	一、五、七、二六	五、七、二六	五、七、二六	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇

(備考) 本表の面積、一方料の人口は昭和十年國勢調査連報による。

本邦の主なる高山(理科年表)

名	所在地	高さ米	見	信濃、駿河	野口五郎嶽	信濃、越中	二、九二四
富士山	駿河、甲斐	三、七六二	乘鞍嶽	信濃、駿河	鷲羽嶽	信濃、越中	二、九二四
白根山(北嶽)	甲斐	三、七〇〇	立山	越中	大天井嶽	信濃	二、九二四
穂高嶽	信濃、飛騨	三、七〇〇	聖山	越中	白馬鎗ヶ岳	信濃、越中	二、九二四
槍ヶ岳	同	三、七〇〇	劍嶽	越中	冠帽峰	咸鏡北	二、九二四
悪澤岳(東嶽)	駿河	三、六八〇	黒岳(水晶山)	越中	北水白山	咸鏡南	二、九二四
赤石嶽	信濃、駿河	三、三〇〇	駒ヶ嶽(甲斐駒)	信濃、甲斐	遮日峰	同	二、九二四
奥西河内嶽	駿河	三、三〇〇	駒ヶ嶽(木曾駒)	信濃	頭雲峰	同	二、九二四
御嶽(劍ヶ峰)	信濃、飛騨	三、三〇〇	白馬嶽	信濃、越中	新高山	臺中、臺卒、高雄	二、九二四
			薬師ヶ嶽	越中	次高山	新竹、臺中	二、九二四

土地・人口——土地

秀姑巒山(マボラス)	臺中、花蓮港	三三三	知林古丹島	千島	七三三	羅白嶽(同)	八三九
ウラモン山	臺中、花蓮港	三〇六	越濁磨嶽	同	一、一七二	泊山(同)	五五五
タラクツシヤ	臺中、新竹	三〇六	黑嶽(捨子古丹島)	同	九三三	ウイヌブリ	六五三
南湖大山(主山)	臺北、臺中、花蓮港	三〇〇	北硫黃嶽(同)	同	八三九	サマツケヌブリ	一、二五〇
トロッツ(舊稱シミタ)	臺中、新竹	三〇三	南硫黃嶽(同)	同	八八	硫黃山	一、五三三
中央尖山	臺中、花蓮港	三〇三	雷公計嶽	同	五六一	良牛山	一、六六一
ハリヘ山	臺中、新竹	三〇三	芙蓉山(松輪島)	同	一、四八五	海別嶽	一、四九
關山	臺東、高雄	三〇七	幌茶登山(羅處和島)	同	九三	斜里嶽	一、五五五
大水窟山	花蓮港、臺中	三〇七	計吐夷嶽	同	一、二七三	武佐嶽	一、〇〇〇
向陽山	高雄、臺東	三〇二	三日月山(新知島)	同	六九	標津嶽	一、〇〇〇
南玉山	高雄、臺東	三〇九	新知富士(同)	同	一、三〇〇	摩周山	一、〇〇一
菁菜主山北峯	花蓮港、臺中	三〇五	綠湖カルテラ(同)	同	六九	同アトサヌブリ	七〇一
東郡大山	臺中	三〇五	新知嶽(同)	同	一、五八	雄阿寒嶽	五〇〇
キニエン山	臺中、新竹	三〇九	武魯頓嶽	同	八〇〇	雌阿寒嶽	一、五〇一
雪峰	花蓮港、高雄	三〇九	知里保以嶽(北島)	同	七五三	ウベペサンケ	一、八〇七
			硫黃山(知里保以南島)	同	一、三〇〇	西ヌブカウシ	一、三五六
			得撫富士(得撫島)	同	一、〇〇〇	東ヌブカウシ	一、三五六
			大平山(同)	同	一、〇〇三	大雪山(旭山)	一、三三〇
			地嶽山(同)	同	一、三〇〇	十勝嶽	一、三〇七
			白旗山(同)	同	一、三〇〇	富良野嶽	一、八二二
			神威嶽(擇捉島)	同	一、三〇九	イラムケツツ	一、四九一
			茂世路山(同)	同	一、三〇九	暑寒別嶽	一、七一九
			散粒登(同)	同	一、三〇九	利尻山(利尻島)	一、三三三
			單冠山(同)	同	一、三〇九	積丹嶽	一、三三三
			阿登佐登(同)	同	一、三〇〇	赤井川カルデラ	一、三三三
			ベルタルビ(同)	同	一、三〇〇	阿女嶽	一、三三三
			ルイ岳(國後島)	同	一、三〇〇	余市嶽	一、三三三
			茶々登嶽(同)	同	一、三〇〇		一、三三三

本邦の主なる火山(理科年表)

名	形	所在地	高さ米	備考	備考	備考	備考
阿頼度富士(東岳)	K	千島	三、三九	陸中	一、五八	鳥帽子嶽	二、五三三
千倉嶽(幌建島)	"	"	一、八二五	陸前陸中	一、六二六	四阿山	二、三三三
後嶽(同)	"	"	一、七三三	羽前	一、九八〇	白根山(草津)	二、一六二
白煙山(同)	"	"	一、三三三	羽前陸前	一、五〇〇	飯繩山	二、一九七
志林規島	"	"	七九	陸前羽前	一、七五九	妙高山	二、四四六
三高山(磨勘留島)	"	"	一、一六	同	一、九七五	燒山	二、四四六
根茂山(温爾古丹島)	T	同	一、〇一〇	同	一、九七五	斑尾山	一、三三三
黒石山(同)	"	"	一、三三	同	一、九七五	高井富士	一、三三三
春牟古丹嶽	K	同	一、三三	同	一、九七五	毛無山	一、三三三

天狗岳	T	石狩	一、一五	鳥海山	二、三三〇	淺間山	二、五三三
雷電岳	K	後志	一、三三	燒石嶽	一、五八	烏帽子嶽	二、五三三
岩雄登	"	後志	一、二五	栗駒山(須川岳)	一、六二六	四阿山	二、三三三
ニセコアンヌプリ	"	後志	一、三〇九	月山	一、九八〇	白根山(草津)	二、一六二
後方羊蹄山(蝦夷富士)	"	膽振	一、八五	船形山	一、五〇〇	飯繩山	二、一九七
昆布岳	T	同	一、〇五	白鷹山	一、七五九	妙高山	二、四四六
洞爺湖中島	"	同	七五	蔵王山(刈田岳)	一、九七五	斑尾山	一、三三三
有珠山	K	同	一、〇四〇	安達太郎山	一、七〇〇	高井富士	一、三三三
登別岳	"	同	五九	磐梯山	一、八二九	毛無山	一、三三三
俱多樂	"	同	一、三三	猫魔嶽	一、四〇四	岩菅山	二、二九五
徳舜誓山	"	同	九六	博士山	一、八四	岩菅山	二、二九五
白老岳	"	同	一、三〇	守門山	一、五八	苗場山	二、一五
惠庭岳	T	同	一、一〇	浅草岳(朝草岳)	一、五八	飯士山(上田富士)	一、一一二
風不死岳	"	同	一、一〇	米山	一、五〇	白山	二、七〇三
樽前山	K	同	一、一四	鎌房山	一、九七	大日嶽	三、〇一五
駒ヶ嶽	"	渡島	一、一五〇	那須嶽	一、七五	硫黄ヶ岳(燒岳)	三、〇一五
横津狩	"	同	六三	高原山(釋迦ヶ岳)	一、七五	乘鞍岳	三、〇一五
惠山	"	同	七四	女峰山	二、四四	御嶽	三、〇一五
大島	"	同	二八二	二荒山(男體山)	二、四四	霧ヶ峰	三、〇一五
小島	"	同	八〇	白根山(日光)	二、四四	霧ヶ峰	三、〇一五
恐山(燒山)	"	陸奥	一、五五	燧嶽	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五
八甲田山	"	同	一、六五	武尊山	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五
岩木山	"	陸奥	一、六五	武尊山	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五
岩手山	"	陸奥	一、六五	武尊山	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五
七時雨山	"	陸奥	一、六五	武尊山	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五
駒ヶ嶽	"	陸奥	一、六五	武尊山	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五
森吉山	"	陸奥	一、六五	武尊山	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五
寒風山	"	陸奥	一、六五	武尊山	二、五八	霧ヶ峰	三、〇一五

武魯頓灣 (新知島)	諏訪湖	頓別湖	阿寒湖	洞沼	手賀沼	幸ノ湖 (中)	池田湖	檜原湖	湖山池	東沸湖 (國)	後島	久美濱湖	伊豆沼	蘆ノ湖	外浪逆浦	山中湖	塘路沼	鷹架沼	萬石浦	河口湖	得茂別湖 (擇捉島)	與謝ノ内海	福島湯	柴山湯
千島	信濃	北見	釧路	常陸	下野	下野	薩摩	岩代	北見	因幡	千島	丹後	陸前	相模	常陸	甲斐	釧路	陸奥	陸前	甲斐	千島	丹後	越後	加賀
一五・三	一四・四	一四・〇	一三・三	一三・〇	一二・六	一二・元	一〇・六	一〇・七	九・五	七・五	七・四	七・〇	六・九	六・九	六・六	六・三	六・三	六・三	六・三	六・三	六・〇	五・八	五・五	五・三
北海道大沼	蓬萊湖(温 爾古丹島)	温根沼	松川沼	俱多樂湖	水月湖	本栖湖	加茂湖	邑知沼	長沼	野尻湖	コムケ沼(東部) 年崩湖(擇捉島)	多來加湖	富内湖	遠淵湖	來知志湖	和愛湖	池邊讚大湖	恩洞湖	廣橋	腰橋	長淵	晚浦		
渡島	千島	根室	磐城	膽振	若狭	甲斐	佐渡	能登	陸前	越後	信濃	北見	敷香	大泊	泊居	大泊	同	同	咸鏡南	咸鏡北	咸鏡北	咸鏡北	咸鏡北	
五・三	五・七	五・六	五・五	五・四	五・三	四・七	四・六	四・七	四・四	四・元	四・元	四・〇	一八・〇	一六・六	一四・〇	一三・七	一三・六	一三・二	一三・六	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三	一三・三
小洞庭	下浦	高雄湖 (臺)	日月潭	名	夏澤	德本	大河原	安房	足馴	沼山	三平	地蔵	山王	平湯	馬越	小川路	野麥	屏	霧	半立				
江原	咸鏡南	高雄	臺中	所在地	信濃	信濃	信濃	信濃	甲斐	飛騨	岩代	上野	信濃	下野	飛騨	信濃	信濃	信濃	信濃	信濃	下野			
四・四	四・六	三・六	四・四	高さ	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三

本邦の主なる峠(理科年表)

(備考) 本表中×印は鹹湖を示す。

神坂峠	動場峠	五十三峠	乙見山峠	和田峠	御坂峠	権兵衛峠	落合峠	長峰峠	八町峠	眞弓峠	柳澤峠	信州峠	十谷峠	黒平峠	水上峠	大門峠	杖植峠	分杭峠	矢管峠
信濃	阿波	飛騨	信濃	信濃	甲斐	信濃	日向	武蔵	信濃	信濃	甲斐	同	同	同	肥後	信濃	上野	信濃	同
一、五五	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇

国立公園

阿寒 北海道釧路、北見兩國に跨り、面積八八、二〇〇町歩を占め、其の殆んど全地域は阿寒湖、屈斜路湖の二大陥没火口湖を有する複式火山の地形に属し、其他神秘的な景觀を有する摩周湖を始め大小の湖沼を擁する一帯の地域は代表的寒帯の美林であ

土地・人口——土地

る。大森林湖沼の外に數多の温泉が湧出し、冬はスキー地としても適し、交通は釧網線が其の東部を貫通し、釧路、網走、帯廣の各方面から便利に回遊する事が出来る。

大山 鳥取縣に位し日本海に臨む中國第一の高山大山を中心とする面積一二、七〇〇町歩の国立公園である。秀麗な山容豪壯な大燄烈火口、山麓から山腹に擴がる黒松林、中腹一帯を蔽ふ原始林其他獨特の景觀を具へ、中ノ海や島根半島一帯を俯瞰する雄大な眺望と相俟つて明媚な風光を誇つてゐる、東南には烏ヶ山、東北には矢筈山其他の山嶺が起伏し、山腹には由緒深き大山寺、大神山神社があつて船上上の史蹟と共に意義深く年山寺僧坊跡に位する大山寺部落は探勝地の中心をなすと共に避暑地として勝れてゐる。此の公園は近時登山地として重きをなすと共に冬季のスキー地として西日本的一大中心となつてゐる。公園の附近には三朝、關金、皆生、東郷の諸温泉があり其他名勝も數多い。交通としては山陰線及び伯備線の便がある。

大雪山 大雪、十勝、然別の三大火山彙を併せて北海道の屋蓋を爲す高山地帯にして其原始的區域の大部分を蔽ふ寒性針葉樹林は本邦の代表的大原生林である。尙その壯大なる山嶺の間には廣濶なる臺地と雄偉な

る火口趾と豪壯なる溪谷とを抱擁し瀑布、濕原、雪溪、御花畑等特色ある風景要素を聚めてゐる。位置は北海道の中央に位し、利用上には自然研究、觀光、登山、冬季スポーツ等に優れて居る。

十和田湖 陥没火口湖中最も傑出せる十和田湖を中心とし、幽邃なる奥入瀬溪谷宏闊なる八甲田火山群等を併せ、山岳、溪谷、湖沼、濕原等豊富なる風景要素が巧みに點綴し居ることは、本公園の特徴である。又その區域の大部分を蔽ふ落葉、潤葉樹林は本邦有數の美林である。自然研究、觀光、舟遊、釣魚、冬季スポーツ等多方面に亘つて好適して居る。

日光 男體山、白根山、燧岳其他多數の火山群と中禪寺湖、湯ノ湖、尾瀬沼等の堰塞湖と戰場ヶ原、尾瀬ヶ原、菖蒲平、鬼怒沼等の著名なる濕原を擁し、區域内には山岳、湖水、沼澤、溪流、瀑布、森林、濕原等互に交錯して頗る變化ある風景を構成してゐる。尙之を修飾するに種類豊富なる落葉潤葉樹林、針葉樹林、高山植物、特殊の濕原植物等を以てし秀麗優美なる風景を現出して居る。史蹟社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、舟遊、釣魚等多方面に亘り利用せらる。

富士 公園の中心をなす富士山は、單式圓錐火山の典型にして我が國の靈山として古

來國民の憧憬措かざる所たるのみならずその雄大にして秀麗なる容姿は夙に日本風景の代表的存在として世界に喧傳せられてゐる。山頂に大火山を戴き山麓に四十箇に近き寄生火山を着け、山麓に雄大なる裾野原野を展開し、其の間典型的なる熔岩流、明媚なる五湖、山頂より山麓に亘る垂直的植物體及北麓に擴がる樹海等は互に相照應して其の風光の雄渾絶佳の妙を顯現して居る。史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養、舟遊乗馬等各々興味深きものがある。

日本アルプス 我が國に於けるアルプス型山岳地として代表的な上高地、白馬、立山を含む所謂日本北アルプスの全區域を占め彌陀ヶ原、五色ヶ原、雲の平、燒岳、乗鞍岳等の特色ある火山地形、白馬、立山、槍穂高等の高峯峻岳は何れも雄渾豪壯にして、之に懸る雪溪は廣大なる御花畑と相對して比類なき美觀を呈してゐる。更に又上高地の靜寂なる神祕境と黒部其の他の豪宕なる原始境は本公園の聲價を一段と高むるもので、その風景の雄大にして變化に富み、其の面積は固より自然的風致を存する區域の廣大であることが本公園の卓越せるところである。従つて自然研究、觀光、登山野營等に於て最も恰好である。

の吉野群山、北山川及熊野川並に熊野海岸に亘る一帯を含むものである。吉野群山は公園地中唯一の水成岩系統に屬する山地にして大杉谷、北山川又熊野川は之等水成岩地方を穿つ峽谷を形成し、大杉谷と北山峽とは何れも奇勝を以て顯はれ、本邦溪流中特異なる景觀を現出してゐるのである。又紀州海岸は外洋に面して本邦の代表的海岸風景と稱すべきものである。要するに本公園地は山岳、森林、溪谷、河川、海岸の各種優れたる風景を併せ備ふる點に於て他に類例を見ざる所である。しかも神武建國以來の貴重なる史蹟傳記に富み、利用方法としては史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、舟遊等に於て特色がある。

尙盛んに噴火を續け凄壯怪異を極めて居る。蜿蜒二十里を繞る外輪山はその外方に廣大なる裾野を展開し殊に東部裾野は所謂波野ヶ原と呼ばれ丘陵の波濤を起伏せしめ遠く久佐に連り、その驚異的景觀は外輪山と共に世界的の雄大さを誇るものである。尙外輪山の内外には奇峯屹立する根子岳森林と溪流とを併せ有する菊池水源等があつて風景に變化を添へ、史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光等に於て優れてゐる。

瀨戸内海 此所は備讃瀬戸を中心とする本邦唯一の海上公園であるが瀨戸内海の展望臺とも稱すべき屋島、鷲羽山、並に寒霞溪を以て知られる小豆島を始めとして千姿萬態の島嶼を浮べたる代表的多島海で、其海岸島嶼には隨所に白砂青松の美觀を呈し、優雅、明媚なる風光は世界に其の比を見ざる所である。

史蹟社寺巡禮、觀光、舟遊、釣魚、引網海水浴等に優れて居り、位置及交通關係に於て頗る便利である。

霧島 高千穂峯及韓國嶽を盟主とする大小二十二箇の密集せる山岳より成る群狀火山にして特徴ある火山、火山湖を擁し其の山態の多樣にして配置の妙を得てゐることを錦江灣、開開嶽を始めとして遠近の山野を

望む展望と相俟つて雄大秀麗なる景勝を爲してゐるのである。

加ふるに中腹より山麓に擴がる常緑潤葉樹林と廣大なるツツジの群落野生のカイダウとは共に特色をなすものである。

併かも皇祖發祥の史蹟を以て顯はれ、史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養等の利用に於て優れてゐる。

本邦の各地層面積 (朝鮮を除く)

地層	面積	百分率
古生層	平方呎 七五、四六	一六・九
中生層	四六、四六	一〇・二
第三紀層	五三、三六	一三・〇
第四紀層	九〇、一一	一九・九
古火成岩	七三、六七	一六・〇
新火成岩	八一、〇六	一七・六
合計	四六〇、〇三	一〇〇・〇

世界の高山 (理科年表)

名	稱	所在地	高さ
エヴェレスト	ヒマラヤ	八八四八	米
ゴドウィン・オーステン	カラコルム	八六二一	米
カンチエンチンガ	ヒマラヤ	八六〇三	米
マカル	同	八四八九	米
アフリカ			
ケリマ・ヌヂノロ	東アフリカ	五九六九	米
ケニヤ	同	五九四〇	米
マルゲリータ	同	五二〇三	米
北アメリカ			
マツキンレー	アラスカ	六二八七	米
オリザ	同	六〇五〇	米
セント・エリアス	同	五九四四	米
ポポカテパトル	メキシコ	五四二四	米
ルカニヤ	カナダ	五三三七	米
キントン	同	五三二一	米
ホイットニー	同	四四三〇	米
エルバート	同	四三九五	米
レニア	同	四三九二	米
南アメリカ			
アコンカグワ	アンデス	七〇三五	米
メルセダリオ	同	六八〇二	米
ツパンガト	同	六五八八	米
イラマ	同	六五五三	米
イラマ	同	六四九九	米
チムボラ	同	六四四八	米
カカ	同	六二七二	米
カカ	同	六一五二	米
サン・ホセ	同	六一〇一	米
コトバクシ	同	五九七九	米
太平洋			
チャールス・ルイス	ニューギニー	五〇〇〇	米
ヂュリヤナ	同	四七五〇	米
ウイルヘルム	同	四七二〇	米

土地・人口——土地